

秘密保護法と共謀罪法に関する 集 会 資 料 集

	はじめに	1
1	2015年（平成27年）12月19日（土） 「秘密保護法と安全保障法制～廃止を求める市民集会」 （講師孫崎亨氏・元外務省国際情報局局长／元防衛大学校教授） ①会務ニュース報告 ②孫崎氏講演部分反訳	35
2	2016年（平成28年）11月12日（土） 「共謀罪を考える市民集会、あなたも犯罪集団の一員に？」 （講師山下幸夫弁護士、ジャーナリスト青木理氏） 会務ニュース報告	20
3	2016年（平成28年）12月10日（土） 「秘密保護法施行2年」、「秘密保護法で私たちの暮らしはどう変わ りつつあるのか～医療と報道の現場から～」 （講師海渡雄一弁護士、ジャーナリスト青木理氏、民医連京都中央病 院院長吉中丈志氏） ①会務ニュース報告 ②海渡雄一氏基調講演部分反訳	2428
4	2017年（平成29年）12月10日（土） 秘密保護法・共謀罪と監視社会を考える市民集会 （講師松宮孝明立命館大学教授、オリバーストーン監督作品映画「ス ノーデン」上映） 松宮氏講演部分反訳	36
5	2018年（平成30年）6月9日（土） 「共謀罪制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題 となるのかを考える市民のつどい～」 （講師高山佳奈子京都大学法学研究科教授） ①会務ニュース報告分 ②高山佳奈子京都大学法学研究科教授講演部分反訳 ③高山佳奈子京都大学法学研究科教授質疑応答部分反訳	515576

（講師肩書きは当時）

作成：京都弁護士会 共謀罪対策本部・秘密保護法対策本部

はじめに

本資料集は2015年（平成27年）12月19日の「秘密保護法と安全保障法制～廃止を求める市民集会」（講師孫崎亨氏・元外務省国際情報局局长／元防衛大学校教授）から、2018年（平成30年）6月9日の「共謀罪制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい」（講師高山佳奈子氏、京都大学法学研究科教授）までの講演等を資料としてまとめたものです。

1 秘密保護法は、2013年（平成25年）12月6日に成立し、2014年（平成26年）12月10日から施行されています（適性評価に関する部分についてはその1年後）。安全保障法制に関しては2015年（平成27年）9月19日に成立し、2016年（平成28年）3月29日から施行されています。（平和安全法制関係2法）。

上記孫崎氏の講演集会については、秘密保護法の施行から1年、安全保障法制は成立はしたが施行前の段階で、秘密保護法制下での安全保障法制の問題点等をあぶりだそうとしたものです。

本資料集には、当日の様子、シンポの枠組み等を示す会務ニュースの報告書並びに孫崎氏の講演内容の反訳を収録しました。

2 2016年（平成28年）11月12日には、共謀罪を考える市民集会、あなたも犯罪集団の一員に？とするシンポジウムを行いました。当日の山下幸夫弁護士からの共謀罪の基本問題についての講演の概要、ジャーナリストの青木理さんも交えて行ったパネルでの「共謀罪が法制化された場合の捜査手続への影響」「警察を始めとする捜査機関が、共謀罪をどのように活用するのか」「共謀罪が社会にもたらす影響」「共謀罪の制定問題が顕在化した背景」等についてパネルの概要についての会務ニュース記事を掲載しました。

3 その約1カ月後の2016年（平成30年）12月10日（土）には、秘密保護法施行2年、「秘密保護法で私たちの暮らしはどう変わりつつあるのか～医療と報道の現場から～」として海渡雄一弁護士の基調講演のあと、ジャーナリスト青木理氏、民医連京都中央病院長吉中丈志氏を交えてシンポを行いました。本資料集では、海渡雄一氏の基調講演の部分についての反訳を掲載しました。

シンポでは、秘密保護法のうち適性評価部分についての話を中心に医療現場への影響の話、内閣情報調査会、警備公安部内の官僚が中心となって作った、警察による警察のための法律であること、刑事裁判の立証の問題、原発に関する問題等のもと、出版報道についての影響等について、興味深い話がありました。反訳版をのせ

ようでしたが、現段階で未だそこに至らなかったため、会務ニュースの内容でその概要をつかんでいただきその問題意識を共有していただければと思います。

4 共謀罪については、2017年（平成29年）6月15日に成立したとされ同年7月11日から施行されています。

2017年（平成29年）12月10日（日）には、オリバーストーン監督作品映画「スノーデン」を上映し、それをふまえて秘密保護法、共謀罪も含めて、監視社会という観点から、立命館大学松宮孝明先生にお話をいただきました。

本書では、立命館大学松宮孝明先生の講演部分を含む部分の反訳をのせています。

5 2018年（平成30年）6月9日は、「共謀罪制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～」です。これについては会務ニュースの概要部分、講演部分反訳、質疑応答部分反訳と掲載内容は充実しています。

以上

委員会レポート&今月のイベント

「秘密保護法と安全保障法制 ～廃止を求める市民集会～」 の報告

秘密保護法対策本部
副本部長 泉 谷 淳

- 1 2015年（平成27年）12月19日（土）午後1時30分から、京都テルサ内テルサホールにおいて、当会主催「秘密保護法と安全保障法制～廃止を求める市民集会～」が開催されました。これまで当会では、秘密保護法や安全保障法制の制定の前後を通じ、一貫してこうした動向に反対ないし抗議する会長声明を繰り返し公にしてきました。今回の市民集会は、これまでのこうした秘密保護法や安全保障法制に対する当会の取り組みを受けて、秘密保護法対策本部や憲法問題委員会が中心となり、当会が、当会会員や市民の方に広く参加を呼びかけて開催したものです。
- 2 会場となった京都テルサホールは、JR京都駅の南方、南区内の市バス九条車庫南隣に立地しており、地下鉄九条駅から徒歩5分程度と交



京都テルサホール

通アクセスも良好です。個人的にはこれまで余りなじみのない会場でしたが、施設自体も新しく、ホール内、控え室等の設備も充実しており、今後、このような集会を開催するのに極めて適した会場のように思われました。

講師としてお招きしたのは、元外務省国際情報局長・防衛大学校教授の孫崎享（まごさき・うける）氏です。孫崎氏は、その経歴からもわかるとおり、安全保障に関する情報主集・分析の専門家であり、今回の市民集会にふさわしい講師としてお招きしました。（本年年頭のテレビ朝系「朝まで生テレビ」にも出演されていたので、テレビでご覧になった方も多いと思います）。

- 3 市民集会当日は、午前10時ころ、会場のテルサホールに秘密保護法対策本部や憲法問題委員会の委員や会員有志、担当事務局が集合し、会場内設営等の準備に取りかかりました。その甲斐あってか、午後1時30分の開会時には、当初の予想を上回る約380名もの多数の参加者が集まりました。

白浜徹朗当会会長の開会の挨拶の後、講師の孫崎氏により、1時間程度の講演をして頂きました。講演の中では、集団的自衛権と憲法9条との関係、領土問題の適切な対処方法、秘密保護法がマスコミに与える萎縮的効果の弊害、国際紛争を回避する枠組み等について、極めて簡明に、わかりやすい言葉でお話し頂きました。秘密保護法や安全保障法制を考える上で、非常に有益なお話を頂けたのではないかと思います。

講演後には、吉田薫秘密保護法対策本部副本部長代行と諸富健憲法問題委員会委員長から、これまでの秘密保護法や安全保障法制に対する当会の取り組みについて、報告が行われました。

休憩をはさみ、孫崎氏との質疑応答の時間が設けられましたが、ここでも活発な議論がなされ、秘密保護法や安全保障法制に対する市民の

委員会レポート&今月のイベント



孫崎 享氏

て活動を継続する方針です。今回の市民集会は、このような多くの問題を含む秘密保護法や安全保障法制について、各自の考えを深める一つの契機となったといえるのではないのでしょうか。

末筆となりましたが、今後ともこれらの法制をめぐる当会の取り組みにご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

高い関心が窺われました。最後に、福山和人当会副会長による閉会の挨拶で、午後4時ころ、この日の集会は幕を閉じました。

- 4 この日の市民集会においては、先に述べた約380名もの多数の市民の参加を得ただけでなく、秘密保護法や安全保障法制の廃止を求める署名についても、各200筆を超える多数のご署名を頂きました。本稿を借りて、厚くお礼申し上げます。また、本市民集会の開催にご尽力頂いた当会理事者、各会員、当会事務局の方々にも、この場を借りて厚くお礼申し上げます。特に当会事務局の担当メンバーには、いつもながら献身的に本市民集会の実施を陰から支えて頂き、本当に頭が下がる思いです。
- 5 ご存知のように、秘密保護法や安全保障法制については、多様な議論や意見があるところです。しかしながら、当会といたしましては、これらの法制には依然として多くの問題があると考えており、今後もこれらの法制の廃止を求め

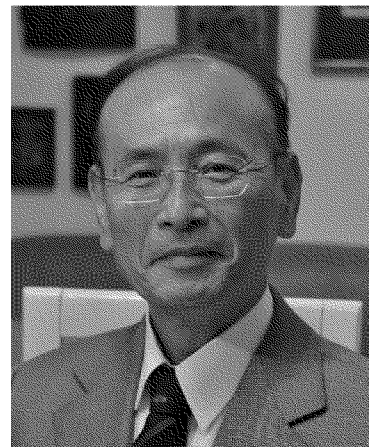
秘密保護法と安全保障法制 ～ 廃止を求める市民集会～

日時：2015.12.19 (土) 13:30～

場所：京都府民総合交流プラザ京都テルサ テルサホール

講師：孫 崎 享（まごさき うける）氏

元外務省国際情報局局长／元防衛大学校教授



主催：京都弁護士会
京都市中京区富小路通丸太町下ル
075-231-2336
<https://www.kyotoben.or.jp/>

秘密保護法と集団的自衛権

孫崎 孫崎です。よろしくお願いいたします。(拍手)

秘密保護法にはさまざまな論点がありますが、集団的自衛権の問題と密接に関係しているものです。集団的自衛権は、日本を守るということとは関係なく、アメリカの戦略のために自衛隊を差し出すシステムであるということが一番大きいポイントであろうかと思います。

集団的自衛権の話は急に出てきた流れではなく、日本をアメリカの戦略のために使おうとする流れは、2000年代の初めごろから急速に進んでいたのです。

その出発点となるのが、2005年10月29日です。日本側の外務大臣、当時の防衛庁長官と、米国側の国務長官、国防長官との「2+2 (ツー・プラス・ツー)」で合意した「日米同盟：未来のための変革と再編」という文書で、国際的安全保障環境の改善のために自衛隊を使うという日米の約束が出てきたわけです。

そして、その中で「実効的態勢を確立するために必要な措置を取る」「情報共有および情報協力の向上」「共有された秘密情報を保護するために、必要な追加的措置を取る」ということで、秘密保護法を作る流れは、2005年に基本的にできたわけです。

ところが自民党の中で首相の交代等があって、特に福田首相が集団的自衛権に消極的であるということで、この流れが止まりましたが、再び安倍首相が出てきて秘密保

護法が再復活し、集団的自衛権の方向が明確になったという流れを把握していただければと思います。

ということで、秘密保護法がどういうものであるか。そのエッセンスの一番重要なことは、自衛隊を米国の戦略のために使うために、アメリカに与えられた情報を守る必要があるから作られてきたのだということをご理解いただければと思います。

1日で戦争する国に

集団的自衛権については、大変な反対の勢いが出てきました。私も国会周辺に出掛けましたが、あれだけの人が国会の周りを取り巻いたことはなかったと思います。それだけの危機感がありましたが、残念ながら強行採決されました。

最近、私たちの年齢、あるいは私たちから上の年齢の人たちは、今の日本の状況に大変危機感を持っています。この間も、NHKで日本画家の堀文子さんが、戦前に近い国になっていくのではないかという警告を発しておいでになりました。そして、さまざまな活動をされた作家の野坂さんが亡くなりましたが、遺書のような形でTBSラジオにメッセージが与えられました。終戦後、1日で日本は戦争国家から平和国家になった。そうすると1日で戦争をする国になってしまうのではないかと、いうことを言われました。

その1日で戦争をする国になるのではないかと、いうことを一番ご存じでいらっしゃる

る方の一人が、今日おいでになる福山議員ではないかと思います。私はたまたまいろいろなところに行っておまして、北海道で同じような講演会に出ました。そこで参議院議員の徳永エリさんが、まさに、1日で戦争国家から平和国家になるなら、1日で戦争する国になるという怖さをおっしゃっていました。

それまで国会審議は、自民党と野党が話し合ってきた。粛々と進んでいた。それが、採決の日になったら突然、今までの合意を全て覆した。徳永さんがおっしゃったのは、それだけではなくて、衛士、国会を守るという名目で警備に入っている人たち、それから事務局の人たち、この人たちが今までは合意を守るということで協力してきたにもかかわらず、「こういう合意文書がありますね」と言っても能面のように何の反応もしない。そして衛士のほうは、強行採決に行くために協力をするということで、福山さんが、「あまりにも危ないので女性議員は別の部屋にいるように」と指示しなければならないような危険性があつた。1日で安保法制を強行にするという危険性が出てきた、こういうことだと思います。

安保法制の次は緊急事態条項

実は、金曜日の夜に福山先生と少しお会いしました。早稲田大学の大隈講堂で安保法制の話をしていただきました。パネルディスカッションがあり、いろいろな方が来られました。1200名の場所が満員になりました。立ち見もあつて、入りきれないので地下室の中でも人が聞いていました。

ですが一つ、私は危機的なことを感じました。学生がいないのです。早稲田大学の大隈講堂でやっているのです。危機感をもって、都内のいろいろなところから1200人を超える人たちが集まってきている。そしてこの危機を何とかしなければいけないと感じている。

その中の憲法学者の方が、こうおっしゃったのです。学習院大学の青井教授で、女性です。「私は、この動きは安保法制で終わらないと思う」。どういうことか。安保法制は通したけれども、安倍政権が目指している、アメリカに完全な形で自衛隊を差し出すということは、まだできない。憲法9条がある限り、日本は完全に戦争が、軍事が優先するという国づくりにまではなっていない。

いろいろな制約がある。だから、この制約を取り払うために、憲法改正をすることを考えるだろう。いろいろなところにいつて恐縮ですが、その中で一番怖いのは、お手元の資料には書いておりませんが、非常事態を憲法に盛り込むだろう。

皆さんがどれぐらいの危機感をもって聞かれたか分かりませんが、11月11日、国会で、安倍首相はあちらこちら外遊するので時間がない。山のように議論しなければならないことがあるにもかかわらず、議論に出てこなかった。しかし、11月11日に参議院の予算委員会で、安倍首相は次のことをおっしゃったのです。

憲法改正で、緊急時に国民の安全を守るため、国家国民自らがどのような役割を果たしていくべきかを、憲法にどのように位置づけるかは、極めて重大な課題である。緊急事態法を作ろうとしているのです。い

ろいろな議論すべきことがあった。いろいろ発言しなければならないことがあった。それにもかかわらず、11月11日のわずかな機会を受けて、緊急事態についてどうするかを考えていかなければいけない、そのための憲法改正をしなければいけないとおっしゃっている。

では、自民党の憲法改正案で緊急事態がどのように書いてあるのでしょうか。皆さんの中で、自民党の改憲草案の中で緊急事態について書いてあるのをご覧になった人、手を挙げてください。それほどいらっしゃらない。何が書いてあるのかというと、総理は武力攻撃、社会秩序の混乱、自然災害等の緊急事態については、緊急事態だという宣言を発する。ここまではいいのです。

では、そのときにどうなるか。内閣は法律と同一の効力を持つ政令を制定することができる。緊急事態ということを発表したら、内閣、安倍首相がこうすべきだと言うことは、法律と同じ効力を持つ。そして、何人も国、その他の公的機関の指示に従わなければならない。国会はしばらく解散しなくてもいい。大変なことを考えているのです。

もちろん、秘密保護法なども重要であるけれども、秘密保護法は一応、国会で議論されました。国会で法律を作っている、そういうものではなく、緊急事態というものを決めたら、国民は黙って聞かなければいけない。そのような流れが、今あると思います。だから、大きな流れで今、日本の社会がどこへ行くのかということを考えていただければと思います。

日本における言論の自由の現在

秘密保護法について、平成25年11月、日本外国特派員協会のバーミングラム会長が次の声明を出しました。秘密保護法は、報道の自由および民主主義の根本を脅かす悪法である。撤回または大幅修正を勧告する。開かれた社会における調査報道の神髄は、政府の活動に関する秘密を明らかにし、伝えることである。何が起きているかを伝えることが民主主義の根本である。だから、報道の自由および民主主義の根幹を脅かす、これを撤回すべきだと言ったのです。このバーミングラム日本外国特派員協会会長の声明をご存じだった方、手を挙げてください。

私は時々言うのですけれども、ソチオリンピックでフィギュアスケートの浅田真央選手が転びました。それに対して元首相が、「あの子はいつも大事なときに転ぶ」と言いました。浅田選手が記者会見をして、今ごろあの総理は後悔しているだろうということを言いました。これをご存じの方、手を挙げてください。皆さん、ご存じですね。

この話を大阪かどこかでしましたら、「孫崎さん、いい加減にそれを言うのをやめなさい。あなたの出身地は石川県小松でしょう」と。石川県小松から誰が出ているか知っていますか。森元首相が石川県小松の選挙区なのです。

なぜ浅田選手の話をしたか。浅田選手が、後悔しているだろうと言ったせりふは、日本外国特派員協会での講演のときのものです。それを日本国民はみんな知っています。しかし、その協会の会長が言った、秘密保護法は民主主義の根本を侵すものである、

だから撤回しなければいけないということを報道していません。なぜこのようなことが起こるのでしょうか。事態が重要ではないからでしょうか。そうではありません。

実は、私はツイッターをやっています。それは京都弁護士会の若手の方のおかげなのです。数年前、私が京都での講演を終えて酒を飲んでいるときに、若い弁護士の方から、「孫崎さん、私たちはこれから若い人に発信していかなければいけない。若い人に意見を伝えていかなければいけない。それには、若い人たちの使う道具を使わなければいけない。だから、あなたは機械音痴かもしれないけれども、ツイッターをやってください」と言われて始めたのです。

夜中に私のところにメールが入ってきました。0時4分。日本外国特派員協会が秘密保護法は撤回すべきであるという声明を出した。どうしようか、私はかなり迷いました。これを発信して、間違っていたら大変な問題になって、孫崎は何でもダボハゼのように食らいついているということで、一気に信用が落ちるかもしれない。けれども、結局私はこういうことがあったということを、その日の0時10分ごろにツイッターで言ったのです。

翌日、同じように講演の場所で12時ぐらいに、実は秘密保護法のこういう動きがあったと言ったら、そこにいた元ジャーナリストが、すぐに日本外国特派員協会に電話しました。すると、「確かに私たちはその声明は出している」と。

彼はついでに内閣広報室に電話しました。「外国特派員がこのようなことを言っているけれども、それを知っていますか」。そのときに、内閣広報室は何と言ったでしょう。

「内政干渉である」と言ったのです。

重要なことはここからです。全ての新聞、メディアは、内閣広報室が内政干渉であると言ったことを知っています。だから報道をしなかったのです。今の日本で起こっていることは、法律に違反するから怖いだけではないのです。正しいことを報ずる、重要なことを報ずるより、安倍首相に嫌われることをしない選択をしているのが一番の問題だと思います。

ここに書いてありますから、聞いても仕方がないのですが、その下、言論の自由の国際的評価というところを見てください。国際ジャーナリスト組織、国境なき記者団が、言論の自由がどれぐらいあるかという国際評価を毎年発表しています。ことしは61位です。

考えてみてください。日本はごく最近まで、世界第二の経済大国でした。民主主義国家の雄と言われる国の一つです。G7のサミットが来年あります。なぜサミットが重要か。民主主義国家の主立った国が集まって、世界情勢を語る。民主主義国家ということが基本なのです。それが、世界の報道の自由度では61番目なのです。

私はそのことを「朝まで生テレビ」で言ったことがあります。61番目というのは、残念ながら韓国の下なのです。この事実をわれわれは踏まえなければいけないと言ったのですが、訳の分からないことを言っていると、その発言を消されました。日本は今、そのような情勢になっているのです。

それだけではなく、報道の自由と国連との関係で新しい動きがあったのですけれども、ご存じの方、手を挙げてください。何がありましたか？

(会場) 調査に行くのを拒絶しました。

孫崎 調査に来るのをですね。

(会場) 参議院選挙後にしてくれと。

孫崎 はい。どういうことがあったかという、表現の自由を調べる担当の国連のケイ特別報告者が12月1日から8日に日本に調査に来ることになっていたのです。この日程は国連のウェブサイトにも掲載されたもので、いい加減な決定ではありません。国連の日程の中に入っていました。日本政府の要請で、この調査が延期されました。理由は何だと言っていたかご存じでしたか。

(会場) 予算編成などが忙しいからです。

孫崎 そうです。予算編成で忙しいから来るなど言ったのです。あまりにもでたらめではないですか。報道の自由を調べる人たちと予算とは関係ありません。予算があっても一日中やっているわけではありません。予算があるから外国賓客に来るなど言ったことはありません。予算があるから外交をストップするということはありません。けれども、国連の報告者はやめさせたのです。

大変なことが起こっています。日本は、報道の自由がどうなっているかを中立的に国際機関に見てもらふことすら、もうできなくなっています。

今ご指摘のように、参議院選挙の前だからやめました。来年しかるべきときに、みんな参議院選挙の後に積み残しです。参議院選挙でとにかく勝てばいい。参議院選挙がなぜそれほど重要なのか。憲法改正が動く可能性が十分にあるのです。

適性評価制度とその方向性

今、日本社会はものすごく危機的なところに来ていると思います。この危機的なところでどうするかということで、少なくとも安保関連で一時は火が付きました。そして、ここにおられる方は、その思いをそのまま持ち続けています。けれども、多くの人はもう終わったのではないのでしょうか。

私の年になると、人の名前がすぐに出てこないのですけれども、大阪の民主党の有名な女性議員が安倍さんに質問をしたら、「安保法制の話？ そんな昔のことをもう質問するなよ」という形で、今この重要な問題を脇に置こうとしています。脇に置いて何をしようか。それが一段と戦争に…？ …いくということだと思います。

いろいろなところで問題点があるのですが、私が非常に怖いと思う理由の一つ、たぶん多くの人が議論していないのですけれども、12月4日に次のような報道がありました。特定秘密法に基づく機密を扱う公務員らの身辺を調べる適性評価を、防衛省、外務省、両省の職員25名が拒否した。それはそれでいいのです。

けれども、秘密法に一つ書いてあるのは、秘密情報の取り扱い業務は、警察本部長が直近に実施した適性検査において、漏らすおそれがないと認めたものでなくてはならないと書いてあります。要するに、機微な情報を扱うような人は、警察本部長が許可した人でなければならないと言っているのです。相当怖い話です。

たぶんデモなどに行く、この人たちは危険であろうという判断をしたら、もう取り

扱ってはいけません。だから、この法律で、完全に国の方向を決めていく。担当官が誰になるかというのは特定の人しかできないということですから、この法律で、既に非常に危険な流れを作ってしまったのです。

何が外交秘密とされているのか

そして、この秘密保護法、日本にはスパイ事件もいろいろありました。中国のスパイ、ロシアのスパイ。しかし今、日本の政治家が何を話しているか。これを最も組織的にやっている国はどこですか。アメリカです。秘密保護法、「外国の政府または国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該秘密を提供することができる」。要するにアメリカには情報は出します。

私は外務省にいました。どういう情報を外務省は秘密にしているのでしょうか。外国との関係でマイナスになる、出したら困る情報を出さないのか。自分たちの政策が間違っていると知られるのを怖がって出さないのか。ほとんどが後者です。

考えてみましょう。北方領土問題があります。北方領土問題で 1956 年、日ソ交渉がありました。日ソ交渉でどのようなことを両方で話し合ったか、出てきません。なぜ出てこないのでしょうか。発表したら相手に情報が行くから困るのですか。そのようなことはありません。交渉しているのだから相手はみんな知っています。われわれが何を話したかということは、相手政府は知

っています。なぜ今話せないのでしょうか。

あるとき何を話したかを、国民に知ってもらっては困るのです。多くの場合、外交で秘密であること、守らなければならないことは、相手国との関係ではありません。交渉しているときに何を話し合ったか、日本政府がどのような案を出したか、そのようなことは向こうが知っています。それに対して相手方がどう返事をしたか、これも向こうは当然知っています。なぜそれが出てこないのか。出したら自分たちの今の政策が正しいということが疑われるから、出してこないのです。

例えば今、尖閣諸島が非常に大きな問題になってきました。これからも続いています。1972 年、日本の田中角栄と中国の周恩来首相の間に棚上げになりました。そのときに外務省がどのような方針で臨んだか、何を発言したかが出てきていません。どのような話があったかということ、全ての議論が終わったときに、周恩来首相が、「もうこれで全て合意になったな」と言ったら、尖閣諸島の問題は話し合わないということになっていたのだけれども、田中角栄が「尖閣諸島が残っている」と言いました。周恩来が、「それを言うなら、今まで議論してきたことはみんな破算だ。尖閣諸島の問題は現状維持ということでわれわれは交渉したのだ。あなたがその問題を持ち出すなら、全てをなしにする」と言い、田中角栄は「それもそうだな」と言ったのです。

そして 1978 年、園田外務大臣と鄧小平副首相の間に会談をして、同じように尖閣諸島の問題が議論されました。そのときの議事録が出てこないのです。何のために議事録が出てこないのか。発表したら、外交

的に中国に情報を渡すことになるから出てこないのか。そのようなことはありません。交渉した相手はきちんと記録を取っています。中国側がそれは発表しています。日本側が発表していないのです。

その後も、尖閣諸島の問題は海部首相や河野外務大臣がずっと議論していますが、議事録が出てきません。なぜ出てこないか。発表したら中国に情報が渡って困るのではありません。発表することで、今の政策がおかしいということが論じられると困るから出てこないのです。

ほとんど全ての外交機密はそういうものです。相手と交渉している問題なのだから、相手は知っています。情報が公開されたら、相手に情報を与えることになるという話ではありません。ゆがんだ外交をやるから機密情報を持たなくてはならないのです。

安全保障の日米合意も同じことです。普天間問題などがいろいろと議論されています。西山太吉さんという人が合意文書を発表しました。いつの間にか、合意文書が正しいかどうかという議論ではなく、発表した情報の取り方に、女性をかどわかしただけのことを言って、それがおかしくなったのです。

秘密情報を持っている理由の多くは、発表されたら相手国との関係で外交が困るというわけではないです。いろいろな情報が出てきてそれを議論されたら、今やっている政策がおかしいということが国民に分かる、これを阻止したいのです。だから、今の形では秘密保護法を強化していくことは、日本の外交政策、日本の安全保障政策をますますおかしい方向にしていることなのだと思います。

尖閣諸島問題と集団的自衛権

冒頭、私は秘密保護法と集団的自衛権がものすごく密着していると言いました。だから、集団的自衛権の話をもう少しさせていただきたいのですが、これが憲法違反であるということについては、ここにおいでになる方は、ほとんど皆さん、ご存じだろうと思います。そして、それに対してこうしなければいけないという理由を言った最初、アメリカの船を助けるために自衛隊が行かなければいけないというのもいい加減なものだということも、皆さんお分かりだと思います。それから、機雷を除去しなければいけないということについて、対象国イランは西側諸国と核問題で合意したわけですから、そのようなことを緊急にやらなければならない理由は、今どこにもないのです。唯一の理由が、中国との関係です。

だから、このところを、中国の危険があるから憲法違反でもいい、憲法9条で日本の国が守れるかということを行いますから、ここについて少し話をさせていただきます。今、尖閣諸島の周辺でアメリカと中国が戦ったら、どちらが勝つか。アメリカが勝つ、アメリカがやや優位、同じくらい、中国が勝つ、こういう声も聞きます。アメリカが勝つ、アメリカが優位、やや優位、同じくらい、中国が勝つ。中国が勝つ、になってきたのです。

これはどういうことか。極めて簡単です。尖閣諸島に行く米国の戦闘機が途中で給油しないで行けるのは、嘉手納飛行場しか

いのです。沖縄の嘉手納空軍基地しかないのです。ここを大陸間弾道弾、中距離弾道弾、短距離弾道弾、クルーズミサイル、ミサイルで攻撃すれば滑走路は終わるのです。滑走路を壊せば、もうアメリカ軍は動けない状況になっているので、尖閣諸島、台湾周辺で米中が戦争をしたときには中国が優位ということ、アメリカの一番権威のあるランド研究所が、200 ページ以上で今年報告しました。

だから、尖閣諸島で助けてもらうためには中東などに人を送って、自衛隊員が死んでもいい、もうそのような状況ではないのです。仮に米国が日本のために尖閣諸島で中国と戦おうと考えたとしても、軍事的にはできない選択になってきたのです。だから、抑止力のために憲法違反でもいい、これはもう通らなくなりました。

そのような中でどうしたらいいのか。簡単です。外交的に解決できるのです。先ほども言ったように、尖閣諸島を棚上げにしておく。棚上げにしておくというのはどういうことかということ、日本が管轄することを認めるのです。

私はよく言うのですけれども、この土地があつて、私がこれを自分のものだと思っている。隣の人がこれを自分のものだと主張している。祖父の書き付けによると、この土地はうちのものだと書いてある。けれども、私はあなたと隣同士なのだから、祖父の書き付けは書き付けとして正しいと思うけれども、あなたが持っていていいと言っているのが、中国の尖閣問題についての棚上げでいいということなのです。

この人が、隣のおじさんが、「うちのおじいちゃんがこの土地をうちのものだと書付

に書いている。それはそうだと思うけれども、あんたと仲よくしたいから、しばらくあんたが持っていていいよ。その立場に反対」と。皆さん自分で考えてみてくださいね。土地を持っているお隣の人と騒動がある。お隣の人は、うちのおじいちゃんは書付がうちのものだと書いている。だけど、あんたと仲よくしたいからあんたその土地を持っていていいよと。これ、嫌だという人、手を挙げてください。それでいいと思う人、手を挙げてください。そうでしょう？なぜ、「それでいいでしょう」にならないのでしょうか。

残念ながら、アメリカの極めて有力な研究所、この人が次のようなことを言いました。2012 年に安倍首相が出てくる。安倍首相の保守的な考え方と、中国に対して日本人が持っている懸念、これを利用すれば私たちは日本に次のことをできる。集団的自衛権を認めさせる、貿易を増大させる、普天間基地移転を推進させる。まさにそのシナリオに乗っかっているのです。中国の危機を煽ることによって自衛隊を海外で使う、そのような流れがあると思うのです。

今の日本社会の問題点

今、日本の社会で何が一番問題なのか。一つは野党が弱いこと。あまりにもバラバラでいい加減です。福山先生に頑張ってもらわないといけないのですけれども、これからそれは頑張るとおっしゃると思います。次いで、マスコミが正しいことを言わないことです。

そして、秘密保護法で何が起るのか。現

状でも日本のマスコミは無責任なのです。報道の自由度において、世界で 61 番目なのです。秘密を保護して罰則になる。今まではやったら飛ばされるとか、重要な場所に置いてくれないとか、そんなことが起こるかもしれないということで自主規制が起こっている。だけど、それに罰則まで出てきたら、日本の報道関係は、もういい加減になっていきます。おそらく 61 番目で終わらないと思います。韓国よりも悪いと言うとそんな馬鹿な、と言われるかと思いますが、秘密保護法、今の報道の状況を国連の調査機関にも見せられないという大変な国になっていて、民主主義の根幹が揺るがされている。それをお分かりいただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

質疑応答～外交政策と秘密

司会(谷) 続いて、会場の皆さまからいただいた質問について、孫崎さんに率直にお答えいただきたいと思います。時間の関係上、全ての質問をお伺いすることはできません。5 問から 6 問程度ということで予定をしております。あらかじめご了承ください。それでは、私のほうから代わって質問用紙を読み上げさせていただきます。

まず一つ目。外交防衛政策は、日本でどの程度までそもそも開示することができるものなのでしょう。ご経験からお聞かせください、というご質問です。

孫崎 基本的に今、重要なことは、核戦争が起こるという時代になったときに国際関係はどのようにしているかという、相

手からいかに攻撃しないようにするためには、われわれが相手を絶対に攻撃しないということを知らせることが大事だという構図になっているのです。だからアメリカの方はロシア、それから中国に対しては自分たちの戦略がいったいどうなっているか、それと見合って自分たちの兵器がどのように配備しているかというようなことを徹底的に話し合う。だから、ある日突然攻撃するという、20 世紀以前の構図ではなくって、戦争しないためにどうするか、そのためには自分たちの最高の機密を相手に知らせることによってお互いに戦争しない、これが、核兵器が出てきた中の一番の構図なのです。

ということだから、重要な問題になれば重要な問題、米ロ、米中という中で秘密は基本的には持たないということなのです。だから秘密を持つことによって国の安全が保たれるのではなく、秘密を持たないことで相手に過剰な警戒心を持たせないことによって国の安全を図っていこう、これが基本構図なのです。ということですから、秘密を多くすることによって国が守られるというのは、19 世紀までの、あるいは 1945 年までの考え方であって、核兵器が出てきた中では、いかに自分たちの行動を知らせるかということが基本になっているということだと思います。

だから、そういう意味では秘密を防御することによって国の安全が守られるのではない、相互理解を推進することによって安全が保たれるということが今日の国際関係の基軸であることをお分かりいただければ、秘密を守る、持つことが国を守るということではないということです。

質疑応答～報道機関への影響

司会（谷） ありがとうございます。
続いては秘密保護法に関するご質問です。
秘密保護法は、現在、既に日本の報道にかなりの影響を与えているのでしょうか。どういった形で、どの程度影響を与えているのでしょうか、というご質問です。

孫崎 私はこのような罰則があって新聞記者が沈んでいるところではないと思っていますのです。もうそれよりもはるかに超えてしまって、このような報道をしたら安倍政権は文句を言うかもしれないということで、報道はしない状況になっている。今は本当に報道の関係は危険なところに入ってきて、皆さんご存じのように、新しい段階に入ったのは新聞広告で特定の人間、特定の番組、これを攻撃することによって、消費者の人たちを排除する、というようなことすら起こってきている。

だから報道の自由を阻止する手段というのは、罰則を設けてそしてそれを懲役にすることだけではなくて、その他の利益も含めて政府の見解と違った事を言うと、それぞれの人の生活基盤がおかしくなる、何らかのマイナスを受けるということの不安が、今、本国に全部覆ってしまっているのではないか。だから一番究極的な、この秘密保護法があるから沈んでいるのではなくて、秘密保護法の一環として、政府と違ったことを言ったらマイナスを受ける。それはさまざまな形のマイナスを与える。その恐怖に今マスコミが沈んでしまっている。このような状況ではないかと思います。

質疑応答～アメリカとの関係

司会（谷） ありがとうございます。続いては、安倍政権の対アメリカ外交ということについてでありますけれども、安倍首相は何を持ってアメリカに忠誠を尽くしているのでしょうか。彼のメリットは何なののでしょうか、というご質問。それから、関連しまして、安倍外交はアメリカに追従をしているという気がします。アメリカとの付き合いというのは、本来はどのようにあるべきなののでしょうか、お考えをお聞かせください、というご質問です。

孫崎 私も官僚でしたから、日本の官僚は通産官僚であるとか大蔵官僚を含めて、1990年代ぐらいまでは日本の国益というものを感じて交渉してきたんですね。自動車、半導体、金融の問題で米国と戦っていたのです。一つの代表的なものは、1992年ぐらい、通産省の上の人が自動車交渉であるとか半導体であるとかそういう交渉をやっていて、首相のところで議論になったのです。その時に外務官僚が、その後次官になる人間ですけど、「そんなことをしてもアメリカが喜ばない」というセリフを述べたのです。

通産官僚は非常にびっくりしまして、われわれは日本の国益を論じているのだ。その時に米国が喜ばないという発言はいったい何なのだ。こう言って怒っていたのです。これは1992年。今、日本中がそうになっています。これを言ったらアメリカが喜ばない、日本の国益でどのような利益があるかどうかという論点ではなくて、アメリカにプラスになるかならないかということが、

政治家、そして官僚、マスコミの判断基準にもうほとんどなってしまったのではないか。

いい言い方をすれば、一番日本との関係で重要な米国と緊張関係を作らない、こういう説明だと思うのです。それによって安倍さんはいったい何にプラスになるか。たぶん安倍さんたちが考えていることは、本当にそうかどうか分かりませんが、米国と対峙した政治家はどうなるのか、鳩山さん、普天間問題において結局は潰されました。鳩山さんが自分から転んだのではない。私は鳩山さんにも意見具申をしたことがあるんですけど、3月に鳩山さんの所へ行きました。誰も彼を守っていない。守っていないというか、鳩山さんの言った最低でも県外移転、その方針に従って実施しようという人間は外務官僚にもいないし通産官僚にもいない、防衛官僚にもいないし、内閣にもいないし秘書官にもいない。そのような状況になっているのです。

なぜ最低でも県外ということをサポートしないか。そんなことを言ったらアメリカに嫌われるから。ということで、政治家だけでなく、ほとんどの人がアメリカと異なったことを言ったら嫌われる、という前提の元に、今度はまた日本人の手によってその人たちを排除していく。それが小沢事件であり鳩山さんであり、そういうようなものに政治家は怯え始めた。官僚もマスコミも同じです。そういうことではないかと思えます。ですが、日本の歴史を見ると、かなり頑張っています。

『カナダの教訓』という本を一つ書いたのですが、カナダに行ったときにカナダの外務省はピアソン・ビルディングと呼ばれ

ているのです。ピアソン元首相というのはどういう人か。ベトナム戦争に反対してジョンソン大統領に文字通りに肉体的に吊り上げられたのです。1時間半から2時間。呼び出されて、そして食事のときに一言目にジョンソンに答えようとしなかった。それで、ジョンソンに「何だ、あんた言いたいことがあるのか」と言ったら、ベランダのほうに出て行かれて。ピアソンは小さい男だったのです。ジョンソンは大男。首根っこつかまれたらしい。それが2時間続いた。その人間の名前を採って、外務省はピアソン・ビルディングと呼ばれるのです。アメリカと対峙することは大変なことだ。違うことを言ったら首根っこを掴まれるようなことが起こるかもしれない。だけどわれわれはそういう人たちを支えていくんだ、頑張っていくんだ。これがカナダの外務省です。日本は違う。そこが大きな問題ではないでしょうか。

質疑応答～中国との関係

司会（谷） ありがとうございます。続いては中国に関するご質問です。中国は国連の常任理事国だからそのポストをなくするようなリスクを冒すという、そんな無茶はしないというふうに本で読みました。中国が米国と事を構えるという可能性は本当にあり得るのでしょうか、というご質問です。

孫崎 まず、われわれが思っていないかもしれないこと。ちょっとこれを聞きますね。中国の経済力は今どうなっているのか。普通は、GDPは為替レートでやっています。だけど為替レートでやると、発展途上国の

数字はどうしても低くなるのです。通貨が弱いから。だから購買力平価ベースというもので評価すると。例えば CIA が各国の経済力を評価するときに、購買力平価ベースの GDP でやっているのです。

購買力平価ベースの GDP で今年中国はアメリカの何%ぐらいでしょうか、という質問をしますね。30、50、75、90、100 以上と言います。30、50、75、90、100 以上。100 以上。確信ありますか？

男性 本で読みました。

孫崎 100 を超えたのです。今、100 を超えたのですよ。ですからもう中国が圧倒的な力を持ってきて、これからもたぶんますます増してくるというのは世界の事実なのです。世界の歴史の新しい展開なのです。では、その中で中国がどのような行動を取るか、これが一番大きな問題ですね。2012 年、アメリカの国防省は毎年米国の議会に対して中国の軍事力という報告をしなければならない。その中で中国の軍事力について次のような報告を出したのです。まず中国の指導者は軍事戦略を考えるとときに何を軸にして考えるか。彼らの一番の関心は、共産党が独裁体制を解くこと。共産党が依然として政権党であるということを彼らの一番の関心として考えている。たぶんこれいいですね。では、そのためには、どうしたら共産党は中国の一般大衆の支援を得られるか。もはや共産主義でもって中国の国民の支持は得られない。

そうするとどうするか。可能性は 2 つあって、1 つはナショナリズム。もう 1 つは人々の生活を向上させる。これしかない。ところがナショナリズムを煽って、隣の国がひどい。あの国としっかり対峙しようと

いうことを言い始めると生ぬるい。そんなに隣の国が悪いならもっと強行にやればいいではないかという話になって、結局は政権に抗議が来る。政権への反対運動につながっていく。だからあまり隣の国がおかしいということを過剰に言うことは、政権維持にはマイナスだと。

そうすると、唯一残るのは人々の生活を経済的に恵まれたようにするしかしょうがない。経済的に恵まれたようにするためには中国の経済を発展する道しかない。そのためにはどうするか。2 つ大きな要素があって、1 つは中国の物は海外に売れなきゃいけない。海外で市場が必要になる。中国の経済のためにエネルギー資源であるとか鉱物資源が必要になる。ということは、基本的に国際環境は安定して中国に対して反発を招かないような環境にしていかなきゃいけない。ということだから、大きな流れでは、基本的には暴力的な手段は取らない方向に行くだろう。

ただし唯一の例外は、近隣諸国との領土問題である。近隣諸国との領土問題がおかしくなれば、それは強気に出ざるを得ない。だからこのところだけうまく処理できれば、中国は冒険的な行動に取れないと書いています。私はその通りだと思います。逆に言うと、先ほど言ったように中国を敵視して軍事を強化したいという人たちは領土問題を大きく浮上させることによってその道を行く、こういうことだと思います。

質疑応答～安倍政権への支持の実態

司会（谷） ありがとうございます。あ

と2問は、また国内に目を向けたご質問です。1つはこれほど問題のある法律を強行採決し成立させた安倍政権を、なぜ国民はこれほど高く支持しているのでしょうか。それはなぜだとお考えでしょうか、というご質問です。

孫崎 これが一番問題ですね。(笑)

昭和21年、1946年、戦争が終わったときに「マルサの女」を書いた方のお父さん、彼が第二次世界大戦の前を振り返って、あの戦争、誰がだましたのだ。みんながだまされたと言っている。私が日本人をだましたということを言っている人間はいない。全ての人が、要するにわれわれがそのときに言ったのは、今まで奴隷状態を存続せしめた責任を軍や警察や官僚のみに負担させて、彼らのバックを許した自分たちの罪を真剣に反省しなかったならば、日本の国民というのは永久に救われることはないだろう。だまされていたと言っても平気でいられる国民なら、おそらく今後も何度でもだまされるだろう。

今、もうだまされるところに入ってきたのですよ。集団的自衛権にさまされる。消費税にだまされる。数字を見てください。消費税を上げるのと法人税を下げるのと同じ額ですから。社会保障なんて関係ない。原発が危ないということも分かっている。では、なぜだまされる振りをしているのかしら。何でだまされる振りをするのか。政権と対峙する側には居たくない。これが一番なのではないでしょうか。安倍政権、私は安倍政権と違う側にいるということになると、生活がいろいろ困る、おかしいことが起こる、だから見ないことにする。ここが日本の社会の一番ではないでしょうか。

今日ここにたくさんの方がおいでになっています。たぶんおいでになる方は、このポジションをとっても明日の生活には特に影響ない。特に年配の方はそう思っておいでだろう。だけど、20歳の学生が何でここには来ないのか。これだけ重要な問題だったら来て聞いてもいい。孫崎けしからんと言っている。来ない。見たくないのよ、聞きたくないのよ。なぜ。明日の生活に影響が出ると思うから。

ごく最近、アエラが報道しました。18歳の人たちのオピニオン、原発再稼働賛成です。集団的安保法制賛成です。なぜでしょう。たぶん、明日に差し障ると思っていると思う。ところが、1つだけ明るい時代を。18歳の男性は原発再稼働賛成、安保法制賛成。女の子は反対なのです。これも何となく分かるんですね。女の子は日本の社会は厳しいから、厳しいところにいろいろ晒されているから、1つぐらい新しく厳しいところであつたって大丈夫だと。頑張れる。男の子は晒されてないからね。これやられると困ると怯んでしまう。ということで女性の方が力を持って、少なくとも来年の参議院選挙、そういうところで頑張る力は女性のパワーに頼るしかない。よろしくお願いいたします。(拍手)

質疑応答～参議院選挙と安保法制

司会(谷) ちょうど選挙の話をしていただきましたけれども、最後の質問も選挙に関するものであります。私を含めて多くの方が思っておられることだと思えますけれども、来年7月の参議院選挙で戦争法反

対の候補者が多数当選をした場合には、自衛隊の海外派兵を実際にストップさせることが可能でしょうか、というご質問が最後の質問になります。

孫崎 それは確実にできると思います。今日も申し上げましたように、恐ろしいことはこの間の安保法制で終わってはいないということなのです。先ほど言ったように、安倍政権がやりたいというのは憲法改正して非常事態法を作ること。もう民主主義が機能しなくていいという事態を作ろうとしているわけですね。だから、単に安保法制を廃案にするというだけでは止まらない。次のステップを止めなければいけない。私は、日本共産党はここまで来たと思います。というのは、私たち外から見ていると、選挙でリベラルとそうでないグループは常にだいたい拮抗しているんですよね。拮抗しているのに共産党が全部立つからね。票が割れる。(笑)

あれ何で一本にしてくれないのかとずっと思っていた。だけど今回それをやめると言った。協力をするとやった。それに対して民主党は逡巡している。なぜですか。安保法制だけで戦えない。安保法制というのは基本的に一つの集約だと思います。なぜか。私は重要なことは、TPP もそれから安保法制も原発再稼働も全ての問題は、最大多数の最大幸福を追求する、その象徴的なものが私は安保法制だと思うから。

安保法制で集中する、統一戦線を組むということは、何も原発再稼働を推進する方向には絶対いかない。TPP 賛成の方にはい

かない、消費税上げることにはいかない。せつかくこれの乗りあがったところで、統一戦線を組もうという流れに何で民主党が乗ってこれられないのか、と福山先生に聞きたいと思うのですけど。

司会 (谷) ありがとうございます。会場の皆さまからは 50 以上の質問をいただきましたけれども、時間の都合上、以上とさせていただきます。孫崎さん、本日は本当にありがとうございました。大きな拍手をお願いいたします。(拍手)

委員会レポート&今月のイベント

共謀罪を考える市民集会～あなたも犯罪集団の一員に!? ご報告

共謀罪新設阻止プロジェクトチーム
座長 秋 山 健 司

去る11月12日（土）午後1時30分から、当会会館にて、表記集会をジャーナリストの青木理さん（羽鳥慎一モーニングショー火曜日コメンテーター）と山下幸夫弁護士（日弁連共謀罪対策本部事務局長）をお迎えして実施しました。

司会の藤田祐介委員が開会を宣言。浜垣会長から「話し合いに加わっただけで正犯と扱われるのが共謀罪。この間2回も会長声明を出しました。弁護士会として、広汎な市民が訴追されることながいよう、人権を守るために頑張ります。」とのご挨拶がありました。

続いて大倉副会長も「刑法には、既遂処罰の原則があります。共謀罪は、この基本を大逆転させるものです。共謀罪が捜査手法に及ぼす影響の問題にも是非注目願います。」と会場に呼びかけをされました。

続いて、山下弁護士から、共謀罪の基本問題についてご講演を頂きました。

政府は、イタリアパレルモで、マフィアのような越境的経済犯罪を防止する国連越境組織犯罪防止条約（パレルモ条約）に署名しているが、その批准のためには共謀罪の制定が必要という姿勢で法案を成立させたい姿勢です。条約が国内法で長期4年以上の刑を定めている構成要件について遍く共謀罪を作ることを要求しているとの立場から600以上もの構成要件に係る共謀罪を生み出す結果をもたらしています。「計画（＝共謀）」があったかなかったかについては、諸事情をもとに判断

委員会レポート&今月のイベント



浜垣会長のご挨拶

されることになり、捜査機関の恣意的判断を招く問題点も明らかにされました。その結果「この団体は危ない団体かもしれないから取り締まらないといけない」と捜査機関が考えただけで共謀罪に問擬されうる、という別の問題点を引き起こすということも明らかにされました。「組織的犯罪集団」という概念も、団体結成当初から犯罪を共同する目的がある必要はなく、適法な団体がある時、犯罪につながりうる目的をもった場合にも成立しうるということが説明されました。共謀罪成立要件として掲げられている「準備行為」という要件についても、殺人予備罪等でいう予備行為よりも広い概念であり、共謀の後の預金引き出し行為があっただけで、それが客観的に共謀にかかる犯罪の準備行為の意味をもつかどうか不明でも要件を充足すると扱われうるので、共謀罪の成立範囲は限定されないとのことが明らかにされました。そして、このような危険な法案が年明け通常国会に上程され、与党の多数であつという間に制定されてしまう危険があると訴えられました。2017年に、パレルモ条約の署名が行われた地イタリアパレルモでサミットが予定されており、その時までには条約批准を終えておくことが政府の至上命題のようになっているからだと言われました。そして「とにかく法案を上程させないこと。そのために声を

上げること。それしかない！」と強調されました。

続いて、青木理さんにもご登壇頂き、大杉光子委員がコーディネイターとなってパネルディスカッションが始まりました。

最初に、共謀罪が法制化された場合の捜査手続への影響について議論が展開されました。

山下弁護士は、「共謀罪では、共謀の瞬間を証拠として押さえる必要がある。盗聴捜査対象に共謀罪を含めるべき。通信場面だけでなく会話場面の盗聴捜査も必要。」という声が高まり、その通りの手続法改正が必至となる。」と説明されました。また、「共謀罪法案にも、共謀の自首減免規定があり、密告奨励の形が盛り込まれている。近年、仮装身分捜査（おとり捜査の一種）も捜査手法として法制化する動きがあり、これらが組み合わさることにより新たなえん罪を生み出す恐れがある。」という点も指摘されました。青木さんからは、「市民の多くは、多少の不自由よりも安心安全が優先、盗聴や監視カメラもやむを得ない、と感じている。しかし、殺人事件の5割が家族内で起こっていることを考えると、『殺人事件を防止し、安心安全を確保するなら家の中に監視カメラを。』ということになるはず。そういったことまで遡って、市民の間で安心・安全のためにどこまで監視社会化を許すのかを議論する必要があると思う。」とのお話がありました。また、「過去、営生事件という、とんでもない仮装身分捜査事件が起きた。東大ポボロ事件も仮装身分捜査の一例。仮装身分捜査が堂々と行われる危険はある。」と危惧感を述べられました。

続けて、警察を始めとする捜査機関が、共謀罪をどのように活用するのかについて議論が行われました。

山下弁護士からは、「警察を始めとする捜査機関は、現政権の政策に反対する市民団体を監視するために使うと思う。『反政権的と見込んだら、組織的犯罪集団の嫌疑をかけ、捜索差押えも辞さ

委員会レポート&今月のイベント

ない。』という姿勢を示すだろうと思う。」とのご意見を述べられました。

続けて、共謀罪が社会にもたらす影響について議論が行われました。

青木さんは、「警察を始めとする捜査機関は治安維持を至上命題とする。治安維持とは、『反政府的な動きを抑えること』と捉えられがちだ。適用範囲が曖昧で、恣意的に活用できる共謀罪は、捜査機関が反政府的な集団を取り締まる行動に火をつける可能性がある。」とのご指摘がありました。また、「今でも秘密保護法があって、特ダネを記事にしようとするときに『これ、もしかして特定秘密に指定されているかも?』と猜疑的になるなど、メディアの萎縮が始まっている。共謀罪ができることによって、特定秘密に指定されている可能性のある記事の取扱を巡る話し合いが更に萎縮させられる危険がある。」と述べられました。

続けて、今、共謀罪の制定問題が顕在化した背景について議論が行われました。

山下弁護士からは、「パレルモ条約に署名したイタリアパレルモで来年サミットが行われるからということと、2020年に東京オリンピックと国連犯罪防止・刑事司法会議が開催される前に批准を済ませて体面を保ちたいという思いが政府に制定を急がせているのだろう。そこに、戦争ができる

国家体制を完成させたいという政権側の思惑も組み合わさっていると思う。」とのお話がありました。

続けて、テロ対策という名目で共謀罪が上程されることに対してどう反対の声をあげていけばいいのかについて議論が行われました。

青木さんは、「その声が響くためには、時に警察という暴力装置はとんでもないことをするというのを市民の皆さんに思い起こしてもらい必要がある。イスラム人追跡調査事件、共産党幹部宅盗聴事件、大分県警無断カメラ設置盗撮事件等々を振り返ればわかるはず。」と語られました。その上で、「自分も、ひどい権力者に対しては殺してやりたいと思うこともある。そんな権力者に牛耳られるこの国なんか破壊してしまえばいいと思うこともある。共謀罪は、そのような思いを取り締まる法律なのだからということもあわせて思い起こして欲しい。」とも語られました。

最後に山下弁護士と青木さんから、まとめのご発言を頂きました。山下弁護士からは、「共謀罪も制定されれば、次第に『こんな場合にも適用されるのか?』というケースも含めて歯止め無く適用されていく。この法律は制定されたら負け。安保法制反対闘争の時と同等かそれ以上に反対の声を上げることが大事だ。」と述べられました。青木さんは、「かつての後藤田正晴氏は、権力の行使に秀でていると同時にそのもつ怖さ、特に暴力装置部門の怖さを自覚していた。そういう自覚のある人が政権を担うよう国民の声を高めることが必要だし、可能だと思う。」と述べてられました。

集会を振り返って、第2次世界大戦が終わって70年間、「国家や他者から干渉されないという意味での思想良心の自由、表現の自由」が、科学技術の進歩とそれをフル活用できる国家の暴力装置を前にして丸裸にされつつあること、そこに共謀罪が制定されることによって、あたかも第2次世界大戦時同様、国家に土足で内心に踏み込まれ、下手をすれば投獄されてしまう可能性があること



委員会レポート&今月のイベント



青木理氏と山下幸夫弁護士

を感じました。最後まで抵抗の意思を捨てず、声を上げ続けることが大事だと考えました。共謀罪新設阻止PTは、今後も「自由及び権利は、国民の不断努力によって、これを保持しなければならない。」という日本国憲法12条の高らかな宣言を胸に、活動を継続していきたいと考えています。

委員会レポート&今月のイベント

護国海渡雄一弁護士、民医連京都中央病院院長の吉中丈志氏をお招きし、午後1時30分から、京都商工会議所でシンポジウムを行った。

1、秘密保護法が施行されてしまっている現実状況を施行2年目の節目の日に直視する

秘密保護法対策本部としては、法案審理中から、法律の成立、施行後の現在も四条河原町でピラマキをし、市民に直接声をかけ続けている。そしてこれらを通じて秘密保護法に対する意識を市民にもち続けてもらおうとしている。またピラ配りは市民の関心を知るいい機会となる。しかし、ピラ配りだけではいけないのであって、成立や施行がなされてしまった節目の12月には、きちんとしたシンポを続けようということで、今年も12月にシンポをするとし、その前に予定されている共謀罪のイベントや、上記京都での近弁等には、シンポのチラシを配布できるよう、何とか準備を進めた。

青木理氏、海渡弁護士のペアにプラスをするものとしていろいろな可能性等について議論をしているなかで、別冊法学セミナーのなかで秘密保護法と医療の現場のことを書いておられる吉中丈志医師に連絡が取れそうということで、その日その場でお願いをし、慌ててチラシを作り、概略の話を伺うなど準備を急いだ。

シンポの構成は、海渡弁護士に基調報告をしてもらった後、シンポのテーマのなかで掲げている報道、医療の現場のこと、また、チラシの中で触れられている原発、刑事弁護の現場の中では、適性評価の問題、その他医療の現場からということで、まずは吉中医師から話をはじめてもらうこととした。

2、医療の現場から、適性評価のこと

吉中医師は、731部隊のこと等、医師が加担をした歴史を受けとめたうえで医師としても関心を持つべきというところから話をはじめられ、(1)

秘密保護法シンポジウム報告

秘密保護法対策本部

本部長代行 吉 田 薫

12月10日(土)、「秘密保護法施行2年」、「秘密保護法で私たちの暮らしはどう変わりつつあるのか〜医療と報道の現場から〜」として、ジャーナリストで羽鳥慎一のモーニングショー火曜日コメンテーターでもある青木理氏、秘密保護法対策弁

委員会レポート&今月のイベント

適性評価の発想項目として、薬物中毒、精神疾患、アルコール中毒等の人たちをあらかじめとにかく危ない人たちだとして選定していること自体、医学的根拠も乏しく、こういった人たちが社会で自分の権利をいかしながら暮らしていくことの困難をもたせることとなること、(2)医療の現場において、その基礎となる守秘義務信頼関係に不信感が持ち込まれ、病歴など本当のことを言わなくなり、まともな医療が困難になること、(3)研究の問題、軍事研究費その他、医学研究の統制と軍事化の問題等の話、等をいただいた。またその中で出てきた、適性評価に関する病院への照会に対しての病院の対応に関する吉中医師からの質問に対して、海渡弁護士から、任意の協力を求めるものであり報告義務はない等の補充説明がなされた。

3、秘密保護法は警察による警察のための法律である

シンポの流れとしては、適性評価がらみで、あるいはもっと秘密保護法を全体的にみた場合、警察マター、公安マターということと、そもそも秘密保護法は内調（内閣情報調査室）が法案の事務局となり、警備公安部門のキャリア官僚の警察官僚が中心になって作った法律（警察による警察のための法律）であるとの話を青木氏よりいただいた。これに関して公安警察についての話もいただいた。

その後、秘密保護法違反事件の、刑事裁判の立証の問題、証拠開示の問題、また、原発に関する秘密の問題等についても、海渡弁護士に触れてもらい、何とか報道の問題にたどりついた。

4、2000年に出版した「公安警察」は秘密保護法ができた現在出版できるか？

青木理氏には、京都弁護士会館での共謀罪のイベントに、去年と今年の2年連続で来てもらって

おり、そのなかでも少し秘密保護法に触れられたこともあった。このなかで、例えば青木氏の2000年講談社現代新書「公安警察」という本を例にあげ、秘密保護法が施行されてしまっている今日、例えば公安組織そのものが特定秘密に指定されてしまっている可能性もなくはないということとなり、①これらおそれを取材源の方が感じ、今まで取材に応じてくれていた者が応じてくれなくなる可能性があり、取材によって得られる情報がやせ細っていき、②また、出版社側としても、特定秘密にされてしまっている可能性のあるものについて、その部分は削ってくれとかあるいはこの部門は特定秘密にかぶる恐れが強いかで出さない等いろいろなことが考えられ、この本ひとつ考えてみても、過去には取材執筆出版できたものが、今では同じような取材執筆出版が既にできなくなってしまうのではないかという話があった。

現在の日本の様子として、この本は普通に流通し購入できる状態ではあり、急に何かが変わっていったとはみえないかもしれないが、そうでなければあったもの等とのことを考えれば、情報のやせ細り等は不可避となり、これらのなかで今後の社会を生きていかなければならなくなっている。これらのことについて、我々は自覚的になる必要があり、そうであればやはりもう少し、現在施行されてしまっている現行秘密保護法の廃止等について、今対処しなければならない問題として、より考えていく必要があることとなる。

秘密保護法の成立以降出版されている本について秘密保護法の影響が既に出ている可能性があることは、まずしっかりおさえなければならない(取材ということは、発表されたものを報道するだけのものではなく、そのこと自体困難を伴うのはいつものことであり、例えば、新聞記者として日常的な取材活動を日々行うについて、日々秘密保護法の影響を実際に実感しながらされているかとい

委員会レポート&今月のイベント

うことについては、事案、事案のこととはなると考えられる。) (例えば、京丹後のXレーダの取材等のことについて…)

5、ニュースキャスターの一斉交代、文藝春秋や半藤さんが左翼？

我々の目の前で、現実が変わってしまっていると明らかにみえたこととして、岸井氏、古舘氏、国谷氏というニュースキャスターの、2016年（平成28年）3月編成期の一斉交代があった。

その前の筑紫哲也氏、久米宏氏等のニュースキャスターにいろいろ比較されてきた岸井氏、古舘氏の2人が2人ともということで、また、NHKで長くやってこれら問題意識等をしっかりもっておられることがわかる国谷氏に対しても、あまりに露骨な対応かと思えた。

これについても日がたつにつれてそれはそれとして日々が流れていっており、テレビがつまらなくなったり、ますますテレビを見なくなったり等が日々のこととなってしまっている。

例えば、岸井氏のことでいうと、青木氏に言わせると、あの方は保守の人で、毎日新聞で政治部長、論説委員、主筆まで務めていた方であり、あの方のような方が左翼扱いの世の中となってしまう、とする感想を述べられた。また、半藤一利氏、保坂正康氏、文藝春秋など、昔から当然保守といわれてきていたものが、今では、政治を批判しているリベラル派、左派扱いで、右からまんなかへ、まんなかから左へというように、いわゆるまんなかが、ずれていってしまっている状態であり、これに中立とか等放送法のギロンが被ってくる状態に、現在のテレビの状況はあるものである。

6、沖縄の問題をやった瞬間数字が下がる、現在のテレビの状況

そんななかでなにげに青木氏がやれているのが

ということについては正面からは聞かなかったが、視聴率について、誰がしゃべっているどの時間の視聴率がどうかということが現実のなかで分単位で出てきていて、テレビはそのようななかでの世界ということであった。

この話との関係のなかで、テレビのなかで、沖縄のこと、福島のこと等と、東京都の舛添氏、小池氏、韓国のこと等についても、視聴率に極端な差が出てきてしまう、という話があった。テレビ局のひとと話をしていると、沖縄はまったく数字が取れない、沖縄をやった瞬間に数字が下がるということで、推測であるがということで、次のような話があった。

例えば、韓国のことについての報道としては、まだあんなことをしているのか等というヨソ事、他人事として、少し優越感をもってテレビを見てしまっていて、視聴率がとれるのが、沖縄のこと、福島のことについては、あ、難しい、これは自分たちの問題、ある意味では我々が加害者であり、見ていて非常に不愉快、愉快でないし、快楽も得られないのでチャンネルを変えてしまうのではないか。(本当は自分に関わりのないことではないこととの思いのなかで、本当は自分のこととして考えなければならないが自分のこととして考えなければならないとすると自分に関わってきかねない。安心できないこと、気楽に見ていられない。不快感的なものがあるのかも等。)

上記のことは、そうかもしれないということか、あるいはそういう傾向はなくはないとは十分わかっているけど、日常のテレビ等を見る中で、自分自身の行動については、そのまま、沖縄も、福島も、一応わかっているつもりの中で、せっかくの報道そのものについては現実には目を向けていないのではないか。青木氏は、報道の中で、これを取り上げようとする人達を応援できるようする行動をひとつひとつしていくことにひとつの意味がある等々の話もされた。(これらのなかには

委員会レポート&今月のイベント

その場で出た話のつもりがその場で十分そこまでの話までいかなかったことも含まれているかもしれないが、最終、シンポの記録集を発行する予定であり、そこで確認を願いたい。)

7、「委縮することなく、市民の意見を言い続けること」

報道関係の議論の中で、青木氏に最初にふった段階で、NHKの話や朝日新聞の話にも一応ふれてもらえたこと、会場からの質問等を生かしていければと考えたこと、最後の10分についてはそれぞれのまとめの話をしてもらいたいこと等ということで、もともとパネル自体は80分、その後質疑が20分間、とされていたのを、パネルについて最後の話をしてもらう前に、集まった会場質問のなかからの質疑で進めることとなった。

青木氏については、住民の被ばくの問題等についてのメディアの抑制の問題、新聞社論説委員と首相との会食についての、会場からの質問に答えてもらった。

海渡弁護士については、上記住民の被ばくの問題に対する報道の問題のほか、マイナンバーのこと、PKOのこと、「軍学協同」のこと、国の秘密ということ、秘密保護法と大部分の市民との関係等、の会場からの質問について一気にお願ひし対応してもらった。

上記等のあと、それぞれの分野のなかでどうするのか、例えば医師として、日常的にどのように対応していくのか等、その他について、吉中医師からは、疑問に思っていることをきちんと主張すること等のまとめの話をいただいた。

その後、海渡弁護士に基調報告の補充のほか、今我々はどうすべきか等のまとめの話をお願いし、基調報告のまとめとして「委縮することなく、市民の意見を言い続けること」ということとされていることに関連して、戦争のこと、秘密保護法のこと、現在これからの財源の問題その他等を若

い人と語り合うこと等の提案があった。

青木氏からは、特定秘密保護法の問題点を指摘するとともに、情報の公文書作成、情報公開等で声を挙げていくこと等の話があった。

8、基調講演では「共謀罪」の話も予定されていたが

戦前の法制でいうと、秘密保護法は軍機保護法・国防保安法にあたることとなるが、「共謀罪」は治安維持法にあたる（秘密保護法には既に共謀罪が定められているものであり、その意味では治安維持法的要素もある）等として、海渡弁護士の基調講演の原稿では、治安維持法の制定と展開過程から見た「共謀罪」の危険性等についても相当のスペースが割かれていた。秘密保護法のことに焦点を絞ってほしいという思いもあり、「共謀罪」の部分は無理やり割愛してもらった。それからすぐの2017年1月5日の京都新聞夕刊1面に、「共謀罪」法案提出へとする記事がでて現在の状況となってしまうている。そんななかで11月号の会務ニュースに秋山会員の共謀罪シンポの記事が出た。秘密保護法にはすでに共謀罪が定められていること、その危険性を再確認をもらい、「共謀罪」の問題についても、しっかり確認をしてほしい。

シンポジウム「秘密保護法で私たちの暮らしはどう変わりつつあるのか ～報道・医療の現場から～」

日 時 2016年12月10日（土）午後1：30～午後4：00
場 所 京都商工会議所 講堂
講 師 海渡 雄一 氏 「秘密保護法廃止の展望と表現の自由の回復のための課題」
（弁護士 日弁連秘密保護法対策本部副本部長）
主 催 京都弁護士会

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介を受けました海渡と申します。秘密保護法が国会で成立したのは2013年12月6日でしたから、それから早くも3年が経過したわけです。3年後の今日、京都弁護士会でこのような会合をもってくださいすることは本当に心強く、そして感謝したいと思います。

きょうは「秘密保護法の廃止の展望と表現の自由の回復のための課題」ということで、私のレジュメのなかには共謀罪や盗聴の問題なども入っていますし、表現の自由全体の課題も入っているわけですが、そこは基調報告の中から落として、もし機会があればパネルのなかでふれるようにしたいと思います。

まず、戦争はうそから始まるというお話をしたいと思います。満州事変が始まったときに、これは満州事変の1カ月前の1931年8月の東京朝日新聞です。これをご覧いただくと、「耳を割き鼻をそぎ暴戾（ぼうれい）！手足を切斷（せつだん）す 支那兵が鬼畜の振舞ひ」と、要するに中国で中村大尉という人が殺される事件が起きて、このように非常に敵意をあおるような報道がされているなかで戦争に突入していきます。

これは1931年9月の柳条湖事件です。奉軍となっていますが、要するに中国の軍隊です。奉軍が満鉄線を爆破した。そして日本と支那、両軍が戦端を開いたと書かれています。

これによって日支両軍が交戦中と書いているのですが、しかしこの爆破は誰がやったことなのか。当時の新聞等はすべて中国軍による犯行だと発表して、それをきっかけとして関東軍は満州中を占拠してしまうことをやるわけです。実は、これは関東軍の高級参謀の板垣征四郎と作戦主任参謀の石原莞爾らが仕組んだ謀略であったことは、歴史的に確定している事実ですが、このことは全く報道されませんでした。しかし、謀略をして現実には戦争を始めてしまった事実については残るわけです。

多くのメディアは中国側の非道を強く訴えるような新聞、現毎日新聞や東京日日新聞などは非常に非人道的な新聞報道を繰り返していたようです。しかし、大阪朝日新聞はこの戦争はおかしい、謀略の臭いがする、侵略の臭いがすると、今から見ると非常に正しい報道をしていました。ただ、真実にはまだたどり着けていないわけです。何が起こったのか分からないけれども、どうも謀略の臭いがする。それでどうなったかということ、在郷軍人会の激しい不買運動を受けて部数が減っていき、奈良県内では1紙も売れなくなりました。

そのような中で当時の大阪朝日新聞編集局長の高原さんは役員会で、「今後の方針として、国家重大の時に際し、日本国民として軍部を支持し、国論の統一を図るは当然のことにし、現在の軍部及び軍事行動に絶対批判を下さず、極力これを支持すべきこと」と言いました。これが当時の憲兵調書に記録されているのです。役員会のなかに憲兵が潜んでいたことが分かります。このことは半藤一利の本の中に出ています。

もう一つ、非常に重要な記述が、2011 年の NHK スペシャルのなかで放映されています。「のちに報道部長になる谷萩大尉というのがおりまして、記者クラブでわれわれに話してくれたんですよ。実は、あれは関東軍がやったんだよということをこっそり耳打ちしてくれました」。これは東京日日新聞の石橋さんという人の証言ですが衝撃的です。報道機関は軍の報道官から真実を告げられて知っていた。しかしこのことは戦争が終わるまで 15 年間、完全に秘密にされました。

これは当時の陸軍省新聞班と記者クラブの記念写真です。謀略を隠した共謀罪の記念写真になるわけですが、こういうことだったということです。

それから戦前の軍機保護法、国防保安法などの秘密保護法制は戦時体制の基礎をなしていたという話をしたいと思います。スパイとは外国を味方と敵に分けていく考え方です。人を見たらスパイと思えというキャンペーンは、隣人に対する不信の念を抱かせていくわけです。そして戦争に反対することが不審がられて、国家の敵＝スパイと見なされるようになっていきます。

この写真は銀座通りで、このような状態になっています。1941 年 5 月の全国防諜週間の様子です。スパイに警戒せよといった看板で埋め尽くされていたことが分かります。

これはその年のお正月の、『國民六年生』という小学館が発行している雑誌の付録です。防諜カルタ、要するにスパイの防止カルタです。このようなもので遊ばされていたことが分かります。例えば「捨てる手紙も気をつけて」「お人よしすぐにスパイに乗ぜられ」であるとか、「機密の場所をうかがふスパイ」「むだなおしゃべりスパイの耳へ」「晴れの出征もらすな機密」「心を一つスパイの用心」「ないしょ話をつひもらす」と、なかなかよくできています。若干、時間が回っていますが、この絵がしゃれていると思います。当時、日本の情報産業の粋を尽くして作られたカルタだと思われます。

それから 1941 年 12 月 8 日、まさに戦争が始まった日に逮捕された北海道帝大生の宮沢弘幸さんという方がいます。彼はたまたま乗り合わせた汽車の乗客から根室の海軍飛行場施設と指揮官に関する話を聞いて、これを英語の先生に話した。これによって軍機保護法違反で逮捕され、拷問を受けて懲役 15 年の判決を受けました。彼は戦争が終わったあとに釈放されるのですが、重い肺結核にかかっているで亡くなってしまったと言われています。

もう一つ、ベトナム戦争の話を少ししたいと思います。ペンタゴン・ペーパーズ事件は皆さんもお聞きになったことがあると思います。このペンタゴン・ペーパーズは当時の国防長官のマクナマラ氏が、ベトナム戦争の来歴を説明しろと言って部下に作らせたペーパーです。このなかにはベトナム戦争における謀略や、さまざまなアメリカ軍の行ってきた

非常に問題のある行動が克明に記録されていたと言われています。

これをまとめたメンバーの一人だったダニエル・エルズバーグ氏がこのコピーを作成して、ニューヨーク・タイムズのニール・シーハン記者に渡しました。ニューヨーク・タイムズは特別チームを作って、1971年6月から記事を掲載するのですが、ニクソン大統領は直ちに記事差し止めの仮処分を出します。これがわずか2週間ほどの間に連邦最高裁判所の決定として結論が出るのですが、当時の連邦最高裁はこの記事の差し止めを認めませんでした。

このペーパーのなかに書かれていたことでもっとも重要なことは、アメリカ軍が北爆を開始し、ベトナムに本格的に介入するきっかけとなった1964年8月のトンキン湾事件、これは2回起きているのですが、1回目は理由がよく分からないのですが、2回続けてそういうことが起きたとするために、アメリカ軍が自らやった自作自演の謀略事件だったことが、このペンタゴン・ペーパーズのなかにはっきり書かれています。この事実が1964年当時に分かっていたら、ベトナム戦争がこれだけ泥沼化することはなかっただろうと言われています。

当時、アメリカの連邦最高裁のブラック判事は判決のなかでこのように言っています。「自由で拘束されない新聞のみが、政府の欺瞞を効果的にあばくことができる。そして自由な新聞の負う責任のうち至高の義務は、政府が国民を欺き、国民を遠い国々に送り込んで異境の悪疫、異国の銃弾に倒れるのを防ぐことである」。アメリカの場合は侵略戦争になりますが、政府の秘密を暴こうとする新聞を守る手法も存在していることが分かります。

一方で、秘密を洩らした公務員であるエルズバーグ氏のほうは窃盗、スパイ法違反などで起訴されて、合計刑期は115年に達した。もし有罪になっていたら、エルズバーグ氏は一生刑務所から出てこられなかったと思われるのですが、この当時のアメリカのスパイ法の条文からすると無罪の判決を下す根拠がないのです。判決が最後までいったら必ず有罪になる。しかし、当時のアメリカの連邦地裁は政府の側に不正がある以上、エルズバーグ氏を処罰する資格は国家にはないとして、これはウルトラCです。日本でいうと公訴棄却というのですが、そういうことで彼を刑事責任から解放する名判決を下しています。

次の原発事故の話はのちほど時間があればさせていただきます。

次に特定秘密保護法と国際人権法の話をしたと思います。国際人権法の自由権規約第19条というものがありまして、日本国憲法と異なって自由権規約はあらゆる種類の情報、および考えを求め、受け、伝える自由を含む、求めて受けることができる。そのように知る権利がこの条項のなかにはっきり書かれています。そして必要性のある規制は認められているのですが、必要性の原則は非常に厳格なバランスを取らなければいけません。より制限的ではない他の制限手段が存在しないこと。そういったことが要求されると国連が出している公的解釈のなかにもはっきりと示されています。

このようなものを文書化したものがツワネ原則と呼ばれているものです。これはオープン・ソサエティ財団という非常に著名な国際団体が呼びかけて、全世界70カ国以上、500

人以上の専門家によってつくられたと言われています。できたのが 2013 年 6 月ですから、まさに秘密保護法が提案される 3 カ月前です。残念ながらこの会合には日本から誰も参加していませんでした。このツワネ原則をきちんと入れて法案を立案していれば、このようなひどい法律はできなかったと思います。

このあたりは省略します。

まずツワネ原則は、適切に秘密が指定されていることの証明責任が政府の側にあると言っています。そして政府の違法行為、人権法・人道法違反の事実を秘密にしてはいけない。これは非常に大事なことです。この原則が確立していると先ほど申しましたようなエルズバーク氏のケースなどは、はっきり無罪判決が出せることになると思います。何を秘密としてはいけないとは、秘密保護法のなかに全く書かれていません。このことを私たちは口を酸っぱくして批判したのですが、その結果、政府はそのあとに作った運用基準のなかで、行政機関による違法行為は特定秘密にしてはいけないと書きました。

この状態が法律的にどうなるのか。運用基準は法律ではありません。政令ですらありません。しかし政府機関を一応拘束するような性格も帯びています。ですから違法な秘密を暴いたジャーナリストや市民がどういう刑事罰を受ける可能性があるか、ないかは、今の日本の法律制度の下では不明だと言うしかありません。弁護士の腕次第です。ですから、そのようなことで捕まったときは、ぜひ特定秘密保護法対策弁護団にお願いしていただければ一生懸命に弁護します。

実はアメリカもこういう法律はなかったのですが、オバマ大統領の時代になって、法令違反や特定の組織、行政機関に問題が生じる事態の予防、競争の制限など、こういう行為については秘密指定してはいけないと明確に禁じました。これはとてもいい法律の作り方だと思います。今からでもこういう項目を特定秘密保護法に入れることによって、かなりこの法律を無力化できるのではないかと私は思っています。

あとは、秘密指定は無期限であってはいけない。だいたい 20 年、30 年という基準を作っているのが普通なのですが、日本の場合、一応 30 年経過の時点でやむを得ないものについて、内閣の承認を得なければならないという手続きはあるのですが、30 年前に秘密文書などを破棄してしまった場合、一切秘密が明らかにならない。そのような仕組みになっております。それから一般市民が秘密解除を請求するような手続きも、全く定められていません。

ここも後半のディスカッションのなかに出てくるところではないかと思いますが、公開の裁判手続きのなかで、秘密の内容をきちんと議論することができるようにしなければならないとツワネ原則で定められています。この点に関して特定秘密保護法でははっきりしません。特定秘密が必ず法廷のなかで明らかになることを保障している法規定を欠いています。

しかし、裁判所によって証拠開示の命令が出たときには秘密は解除されるべきだと、これは法律には書いていないのですが、政府が作っていた逐条解説の一情報公開の結果出て

きている文書ですが、そのなかに書かれています。したがって特定秘密保護法違反で捕まった人が出た場合に証拠開示が認められるかどうか。認められればその秘密の内容を元に、これが本当に秘密指定する意味があるのかどうかを議論できる裁判になると思われます。

しかし、ここでも書きましたように、日本の保守的な裁判官が、国が絶対秘密だといっているものを証拠開示しろと言うだろうかということがあります。先ほどのブラック判事のような裁判官が日本にいるだろうかということが、とても気になることです。

それから安全保障部門には、すべての情報にアクセスできる監視機関が設置されるべきである。これはもともとの法案には全く何もなかったのです。皆さんも覚えておられると思いますが何もなかった。これはあまりにもひどいではないかとずっと言い続けて、最終的には独立公文書監理官と議会、参議院と衆議院の両方に情報監視審査会と、一応三つの組織ができていたかたちになっています。しかし大きな問題があるのは、これらの機関が政府からはっきり独立していると言えるだろうかという点です。特に独立公文書監理官は警察と外務省と防衛省からの役人を集めて、検事がトップに座っているようなところで、まさしく秘密を指定している機関そのものの連合体のようなものができているだけなのです。

現実にこの活動が始まってかなりたちますが、この機関の活動によって特定秘密に指定されたものの中味が分かった例も皆無です。これは非常に残念な点です。これもあとで時間があれば少しお話ししたいと思います。アメリカの場合は非常に独立性の高い機関が二つあって、その二つの機関が一つ子のようにしながら、たくさんの情報を公開しています。しかも秘密指定を解除したときには、その情報をウェブに掲載するという事にまですんでいます。ですから、秘密指定が解除されたものは全部一般市民が読めるようになっています。

アメリカは秘密大国ですが、秘密を明らかにさせる活動においても大国です。『トップシークレット・アメリカ』という本が日本でも翻訳されて売られています。この本を読んでみて驚きました。アメリカのトップシークレットはこういうものだと、何百ページにも書いてあるのです。どんなことが特定秘密になっているのかも全部分かります。なぜ秘密なのと思われるかもしれませんが、まさしくこの独立監視機関が明らかにしたものを、丹念につなぎ合わせていったものを本にまとめているのです。

アメリカの場合はいったん特定秘密になったものも最終的には明らかになる仕組みが、長い時間がかかっていますが確立されてきた。しかし日本ではまだまだで、とてもではありませんがいったん特定秘密になったものはただの一つも公開されていません。

一つだけ例を挙げます。国家安全保障会議ができました。国家安全保障会議は昔でいうと大本営です。要するに戦争を始める決定をして戦争の戦術などを決めていく会議体で、関係省庁の大臣によって構成されています。これはいつ開かれているかということだけは分かっています。しかし、何が話し合われているのかについて議事録はおろか、議題すら明

らかになっていません。自分の国が戦争するかどうかを決める会議が定期的に行われていて、何が議題になっているのか、それすら分からない。その状態はあまりにひどいではないかということで、国会の情報監視審査会も議題ぐらひは明らかにしろ、それぐらひはすべきではないかと意見を出しているのですが、それも完全に無視されているのが現状です。

それから内部告発者の告発は法的に保護されなければならない。また、情報漏洩（ろうえい）をした者に対する訴追は、情報を明らかにしたことに対する公益と比べて重大な損害を引き起こす場合に限って許される。これも重要な原則です。エルズバーグ氏のような場合は処罰すべきではないことになります。

あとはジャーナリストと市民活動家を処罰してはいけない。情報源の開示を求めてはならないこともツワネ原則で書かれています。しかし、この特定秘密保護法では公務員でない者が全面的に処罰の対象とされています。一応、ジャーナリストの保護規定が法 22 条に書かれています。出版と報道の業務に従事する者の取材行為、そして公益を図る目的で著しく不当な方法でなければ保護されるかたちになっています。

なぜかジャーナリストだけが保護されて市民運動家は駄目です。ブロガーも駄目ではないでしょうか。ブロガーが保護されるかどうかははっきり分かりません。著しく不当な方法というのもよく分からなくて、西山記者がしたような情を絡めてするようなことはやはり駄目だとなるのでしょうか。

そして一応政府が説明した許される取材方法としては、夜討ち朝駆けの取材や飲食、入室可能な状態となっている部屋に入室して、パソコンの画面を見る、机の上に伏せられている書類を裏返して見るなど、そういうことは許される。持ってくるのは駄目です。そのようなことが挙げられています。

適性評価についてはのちほど医療の関係で詳しく議論があるとのことですが、適性評価の問題点としては、まず秘密保護法では、秘密を扱う人にその人が秘密を扱うことの適性があるかどうかを調査することが決められています。これはプライバシーを侵害すること、間違った適性評価をしても是正することが非常に難しいこと、外国人の人たちに対する差別を助長すること、そして適性評価を確実に行って実効を上げることが大変難しいことが挙げられると思います。

そして適性評価を受けることになるタイミングですが、公務員や業者の従業員が秘密を扱うことになるとき、5 年ごとにそれを繰り返すことがあります。すでに適性評価を受けていた人でも、何があったときにはされるということなので、常に監視されている状態になります。

そしてその対象者がスパイ活動やテロ行為に関係しているかどうか調査内容とされるのですが、ここに書いたように家族や同居人の名前、誕生日、国籍、ここはいやですね。日本の公務員が外国の人と結婚していたとすると、確実に目をつけられてしまう。日本に帰化した元外国人の場合は、元の国籍、住所まで含まれます。外国人と結婚していると情

報を漏らすのではないかと疑うような制度になっています。それ自身が外国人差別を助長しかねない問題になっていると思います。

国際社会から日本の表現の自由は非常に危険な状態だと指摘されているのですが、今年4月に来日したデビッド・ケイ氏が暫定所見のなかで、秘密保護法については非常に問題があると発表しています。先ほどから申しあげているようなジャーナリストに対する保護規定は不十分であり、公益通報した者が刑事罰から保護されるような法律になっていない、監視のメカニズムが十分独立性のあるものになっていない。先ほど申しあげたことと同じことですが、このようなことを具体的に指摘して、法律を改善するようにと国連の立場で勧告するといったことが起きました。これに対して政府は全くまともに取り合おうとしていない。残念な状態です。

共謀罪の問題点の話についてはここでは省略させていただいて、のちほど時間があればお話ししたいと思います。

これは少しお話ししたいと思います。通信傍受法が改正されています。今まで通信傍受法では薬物、銃器、集団密航、組織的殺人に限定されていたのですが、ここに掲げたように傷害や窃盗、詐欺などにまで広まっています。そして立ち合いも省略されています。データをすべて取ったうえで警察に送るという手続きも認められることになりました。

大きな問題は特定秘密保護法のなかにも共謀罪があって、これから共謀罪が制定されようとしています。このようなものを通信傍受の対象とした場合には、仮に公務員の誰かが、例えば青木さんに秘密を通報しようと思って電話をかけた。その電話が傍受されてしまうことになると、内部告発などは全く不可能になります。スノーデン氏自身は自分でよく選んで、もっとも秘密の守れそうなジャーナリスト、グリーンウォルド氏を選んでその人と暗号通信をしていたのです。それでようやく秘密情報を明らかにすることができたのですが、暗号通信をきちんと扱える人はそれほどいないと思いますので、そうなってくると通信傍受の拡大と秘密保護法によって、内部告発はより困難になってしまうのではないかと思います。

そろそろ話をまとめていきたいと思います。先ほどのデビッド・ケイ氏は話のなかで、日本における報道の独立性は重大な脅威に直面していると言っています。記者クラブの排他性なども指摘されています。そしてこの調査のなかで多くのジャーナリストが自身の生活を守るために、匿名を条件に面会してくれた。そして国民的関心事の扱いの微妙な部分を避けなければならない圧力の存在が浮かび上がってきた。これは原子力や防衛・安全保障の分野です。こういった部分についてそのようなことが指摘されています。

そしてメディアの独立性をめぐる勧告が、ケイ氏の今回の公式調査でもっとも重要な勧告だと思います。報道の公平性を求めている放送法4条そのものを削除すべきだと言っています。アメリカでもこういう規制はあったそうですが、すでにそれは撤廃されているわけです。このような不要な政府の圧力を招きかねない公平性の要求という概念を、放送法からは排除すべきだと述べています。つい先だって、NHKは新しい方が選ばれましたがNHK

の人事などについても勧告されています。

そして最後に、日本におけるメディアは政府との適切な対抗関係を維持して、共同して政府からの圧力と戦わなければならない。そういうシステムが必要である。メディア協議会のようなものを作って、政府の圧力と一緒に抵抗しなさいとデビット・ケイ氏は指摘されています。

今日のお話をまとめてみたいと思います。南スーダンで自衛隊の人たちが駆けつけ警護という大変危険な任務についているわけです。具体的にどういうことが行われているのか、どういう理由でそれが必要になっているのか、ほとんど説明されていません。その中で、もし戦死する人が出た場合、弔慰金が突然 1.5 倍に、6000 万円だったのが 9000 万円に上がりました。まもなく死者が出ると、あたかも予測しているかのようにそういうことがされているわけです。このようなことがあった場合、日本は亡くなった人に弔意を示さないといけない、弔旗を掲げるといった雰囲気一気にになって、自衛隊をもっと自由に行動させるためには憲法改正が必要だ、そのような話になっていくのではないかと非常に危惧します。

戦前の歴史を学ぶと、今日は時間がなくてあまり話ができませんでした。治安維持法や軍機保護法、特高の拷問、隣組による相互監視、このようなことがたくさん重層的にシステムとして機能することによって、市民は委縮して戦争反対と言えなくなってしまった。今、安倍政権が推し進めている秘密保護法、共謀罪、盗聴、さらには携帯電話を通じた監視、街頭にある監視カメラ等、こういうものはすべて市民を威嚇して、政府の進めるさまざまな政策に対して異議申し立てをする、意見を言うことそのものを委縮させていく効果をもっているのではないかと思います。

そうだとするとこれらの制度の廃止や新設に反対していくことも大切ですが、一番の根本は日本の安全保障や原発政策など、非常に争点となっている事柄について、臆することなく発言を続けていくことがとても大事なことはないかと思います。

時間が短くて話がまとまりにくかったかもしれませんが、最初の基調報告としてはこの程度とさせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

秘密保護法・共謀罪と監視社会を考える市民のつどい

日 時 2017年12月10日（日） 午後1：00～午後4：30

場 所 京都弁護士会 地階大ホール

講 師 松宮 孝明 氏（立命館大学教授）

主 催 京都弁護士会

○木内会長 監視社会を考える市民のつどいをテーマに集会を開きました。

監視社会を考えるというのは、どういうことでしょうか。

共謀罪ができたことで、刑法の大原則が改悪されてしまいました。何か危険な行動があった後に警察等が動いていくというのが刑事司法の大原則でした。しかし、国家から見て何か危険と思われる話し合いがあった段階から警察が動き出すということになりました。このことは、すなわち国家権力による監視社会になったことが公然かつ合法的に宣言されたことになります。

これから上映します映画「スノーデン」は、アメリカCIAによる市民監視社会の恐ろしい現実を目の当たりにさらけ出すものですが、日本国に住む全市民に向けても既に同じことが起きている、あるいは起きるかを考えることができます。時の国家権力にとって都合の悪いことを合法的に内密にし、永久に知られないようにする仕組みをつくってしまった。そして、それが当たり前のような空気が生まれた。森友・加計問題でも都合の悪いことは明かさないでいい環境があります。憲法の規定に基づく野党からの臨時国会召集要求についても、無視しております。南スーダンPKO派遣問題でも、憲法9条を無視しています。憲法をないがしろにしている状態が今の政府にあります。私たち市民の立場から憲法を守らせる努力が必要とされています。日本国憲法12条の定める、権利を守るための不断の努力を尽くすことが今ほど求められることはありません。

映画「スノーデン」をごらんいただいた後は、立命館大学の松宮教授にお話をさせていただきます。秘密保護法、共謀罪法と監視社会の問題点を御一緒に皆さんと深く考えていきたいと思います。

本日は、よろしくお願いします。

（拍手）

○司会 木内会長、ありがとうございます。

それでは、長い映画ですので、早速始めさせていただきたいと思っております。15時20分までということになっておりますので大変長いですが、それ以降の講演も含めて最後までお付き合いいただければと思います。よろしくお願いします。

（映画上映）

○司会 お疲れさまでした。

3時30分から松宮先生の御講演が始まりますので、それまで10分間の休憩ということ

でさせていただきます。

追加の資料がありますので、前の机の上に追加のレジュメを印刷したものを置いておきますので、先ほど受けとれていないという方は、ぜひ今から前にとりに来てください。

(休憩)

○司会 定刻となりましたので、これから松宮孝明教授による御講演をいただきたいと思っております。

まず、簡単にですが松宮先生のプロフィールとして、今回のシンポジウムのチラシの裏にも記載されておりますとおり、松宮先生は立命館大学の教授で、ことしの6月1日、共謀罪法案審議が行われている参議院法務委員会において、参考人として同法案が国際組織犯罪防止条約締結の関係では不要だという立場から御発言を行うなど、精力的に活動されている先生です。

それでは、よろしくお願いいたします。

○松宮教授 御紹介いただきました立命館大学の松宮でございます。

映画「スノーデン」は2時間を超える大作だったので、もう、きょうはそれだけでおなかいっぱいになられているのではないかと思います。なので、私の話はつけ足しで、あと少しお時間をいただいて、法律家の立場からこの映画を見ていろいろ考えることなど、お話をさせていただきますと思います。

とはいいいましても、私は法律を教えるほうなので、サイバー、インターネットの専門家でもないし、ましてや諜報機関にいたわけでもないの。また、もう一つ、法律の中ではプライバシーという問題にかかわることでもあるし、もう一つはサイバーテロという問題でもあるのですが、いずれにしても専門家というわけではないんですね。でも、法律をやっている者から見たときにどんなふうに感じるかということのを少しお話しさせていただこうと思います。

さて、最初の余談になりますが、イタリアにフィレンツェというまちがあります。私は昔フィレンツェに旅行したときに、中世から近世にかけてフィレンツェというまちには、メディチという大商人が治めていたまちですね、とても有名な話なのですが。メディチが保護したいろいろな文化財、美術館などいろいろあり、大聖堂があり、とてもすてきなまちなんですけど、1つ驚いたことがあります。まちの丘の上に上ると、フィレンツェのまちが一望できるんですが、ここに砲台があった。この砲台がどっちを向いていたのかとすると、何とメディチ家が支配していたときの砲台は、まちのほうに向けられていた。まちの外向きじゃないんですよ、まちの中のほうに向けられていた。つまり、フィレンツェのまちの中でメディチ家に対して何か反乱が起きる、反旗を翻すようなことがあったときには、この砲台をまちに向けて撃つという、その脅しなんですね。自分のまちのほうに大砲が向いているのかと知って、びっくりした覚えがあります。

きょうのスノーデンのお話というのは、多分、恐らくスノーデン本人も、監視の件数はどこの国が一番多いかを調べて、アメリカ合衆国の中が一番多いというのを見たとき、恐らく

同じようにびっくりしたんだろうと思います。何と我々の監視の目は、国内に一番向けられていると。昔も今も、支配している人間の考えることは一緒です。それがインターネットになっているか、大砲になっているかが違うだけだなという感じがいたしました。そういったことを想起させられる映画でございました。

さて、この映画「スノーデン」で注目されるのは、監視社会というスローガンですが、もう1つ忘れてならないことは、こういった無差別、大量の個人情報を取得し、蓄積し、利用するという監視社会というだけでなく、映画の冒頭、初めのほうに出てきますがサイバー攻撃ですね。

敵国、敵国というのは敵国になり得る国ということで具体的にはロシアと中国とイランが出てきましたけれども、この敵国に対するサイバー攻撃を始めたのはアメリカです。日本のマスコミでは、アメリカが外から狙われたらもう発信源は中国ではないかというような報道が多いんですが、この映画のブルーレイ版の付録の映像をごらんになった方はおられますか。このブルーレイ版、DVDもそうだと思いますが、この中には、オリバーストーン監督がことしの1月に、この映画のプロモーションのために日本に来られたときに受けたインタビューが収録されているんです。ストーン監督はそこで何を言っているかということ、アメリカが外から攻撃を受けていると我々は聞かされているんだけど、実はそうではなくて、サイバー攻撃というのは、まずアメリカが始めたことなんだということを述べています。もしブルーレイを借りる、あるいは買うという方がおられたら、オリバーストーン監督のインタビューをぜひごらんください。その中で監督は、今言った非常に重要な指摘をしています。何もかもアメリカが始めたことだと。

何とスノーデンが、映画の中ごろで、日本にいたときに日本のインフラをダウンさせるためのマルウェアを仕込んであるんだという話をし、ストーン監督がインタビューで、映画でフィクションにしたのは、それがばれるとスノーデンの刑事責任が追及されるおそれがあるような部分だけだ。それはどこかということ、例えば、NSAから機密情報をルービックキューブに入れて持ち出すとき、身体検査であそこを通るときに、ルービックキューブをそのまま持って通ると反応するので、わざと係員にルービックキューブをぽんと渡して、通ってからぽんととるという場面があります。あれは創作だそうです。しかし、それ以外は皆、真実ですと言われたんですね。ということは、マルウェアも真実だということです。それが日本だけではなくて、ブラジルとかエクアドルとかといったアメリカとの間では同盟国と言われている国々についても仕かけたんだということをスノーデンは言っているわけです。

ことしの4月にアメリカのネットメディア「インターセプト」も、4年前、マルウェアではなくてエックスキースコアを日本の防衛省に提供したということを公表しています。防衛大臣はノーコメントと言っていますけれども。そういった日本の安全にとって、まさに脅威となるようなことが行われている、あるいは日本国民のプライバシーがアメリカに提供されるような、そんなことが現に行われているという指摘がある。そういう指摘があるにもかかわらず、日本の政府は、それに対してノーコメントだ。ブラジルでは大騒ぎになっらしい

ですよ。ということなので、スノーデンはインタビューの中で、日本国民を私は本当に心配していると言っています。

さて、そこで、もう一つ、そこから出てきた話をしておきます。監視社会、サイバーテロの日常化という話ですが、今月3日、私が好きでよく見ている日曜日の夜11時半からのNHK教育テレビの番組「サイエンスZERO」というのがございます。このときの、「サイエンスZERO」のテーマは「家電が狙われる」、「新たなサイバー犯罪の脅威」でした。NHKのホームページの中にある「家電が狙われる」という巻の番組紹介には、今、インターネットにつなげてスマートフォンなどで遠隔操作できる最新家電が大注目。ところが、その家電が何者かに不正に侵入され、監視カメラの映像をのぞき見られたり、個人情報盗み出されたり、勝手に操られて世界規模のインターネット犯罪の道具に悪用されたりするリスクが浮かび上がっている。ネット家電を足がかりに社会全体まで脅かしかねない新手の犯罪の手口とはということが書かれています。どういう話かということ、これもやっぱりマルウェアです。

家の中でインターネットを無線LANにするルーターにいつの間にかマルウェアが侵入してしまっていて、そのルーターがマルウェアを侵入させた人物によって自由に操られる。でも、使っている人は気づかない。

何が起こるかということ、例えば、ルーターと同じようなものに監視カメラがございまして。それも、例えばコンビニですとか、あるいは金融機関ですとかというようなところのカメラもそうなんです、そういうカメラがいつの間にか乗っ取られて、その映像が他人によって見られてしまう。しかも、その映像を見ることができる秘密のサイトまである。そこで何が起こるかということ、窓口の内側を狙っているカメラがあります。それを通じてそこでやっている処理が全部見えちゃうので、個人情報、住所、氏名、下手すると銀行の口座番号であったり、暗証番号であったり、書いていたら全部映ってしまうんですよ。

もっと衝撃的な話は、そういうふうに乗っ取られた家電製品から、実は、ある大型のホストコンピューターに向けてサイバー攻撃ができるんです。現にアメリカでは、それが起きたようです。しかも、そのマルウェアの名前が「MIRAI」、日本人がつくったのかと思わせる名前ですが、いまだに誰がつくったかは明らかではございません。しかし、まさにインフラをダウンさせることができるサイバー攻撃が、これでできるんだそうです。

私はそれを見て、このマルウェアってもともとスノーデンがつくったやつに誰かが手を加えたんじゃないのかと思いました。出所は全部アメリカじゃないかと。つまり4年前にアメリカで開発されたそういうマルウェアというものが、もう4年もたっていますから、ハッカーたちがそれを改良して、今度は自分のために使うということです。だから、アメリカがアメリカファーストでアメリカの安全のためにとやってやったものが、今や、そういう技術を持っている人なら誰でも使えるようなものになってしまっている。核兵器と一緒にですよ。つまり、世界を不安に陥れる道具になっているんじゃないかということです。非常に困った話です。だから、結びつけて考えなきゃいけないんですね。そういうものがいつの間にか頭の

いい人物によって開発されて、サイバーテロが行われるんだ、あるいは我々のプライバシーが侵されるんだというんじゃなくて、そういうものを最初につくったのはどこで、何を正当化の理屈にしてやったんだというのを考えなきゃいけない。そういう時代になってしまいました。

さて、これは小笠原みどりさんという方のホームページからちょっととったのですが、日本では、この史上最大級の内部告発、すなわちスノーデンの内部告発は、どこか他人事のように報道されているというんですね。先ほど言いましたように、スノーデンの告発が4年前にあった後、ドイツやブラジルでは、それは大騒ぎになったんです。すぐに自分たちの個人情報まで一体どこまで把握されているのか調べる独自の取材も始まったんですね。しかし、日本では、そのような追及は起こらなかったと小笠原氏は言っています。さらに、インターネット時代の私たちは、まことに忘れやすい。きのうの衝撃はきょうの凡庸にすぐさま姿を変える。“自分が監視されているかも”と知らされても、即刻実害がないのなら、さして危機感も湧かず、むしろ受け入れてしまうと書いておられますが、4年前の出来事が今月報道された「サイエンスZERO」の話と結びつくということにどれぐらいの人が気づいているでしょうか。

それで、これもNHKを見ていましたら、キャッシュレス社会がやってきて、現金を使わないで決済するというのです。コンビニとかで。現金を使わないで決済するという社会が、日本ではまだ普及率は少ないのですが、東アジアですと中国、韓国、もちろんアメリカもですが、非常に広まっているようです。知り合いの中国の方に聞きましたら、中国では、スーパーでも買い物なんかで現金を使わないらしいですね。

中国では、WeChat PayというのとAlipayという2つの有名なキャッシュレスの支払い決済をしてくれるサイトがありまして、スマホにアプリをダウンロードすると使えるようになるらしいんです。ところが、びっくりしたのは、Alipayというアプリでは、借金を期日までにちゃんと返済するとか、そういうきちんとした行動をとっている、あるいは法律違反をしていないというようなことがあると、その人の信用度数が上がっていき、それによって借りられるお金の金額も上がっていくという形で、個人の格付をやっているらしいんです。数字で。300点から900点の間で格付をやっているんですけども、何とキャッシュレス決済を普及させるために、この点数がたまったらいろいろな割引サービスが受けられるとあって、なるべく現金より、そういうキャッシュレス決済をやらせようとしているんだそうです。しかも、この点数がたまっていくとどうなるかというと、その情報がどこかに漏れていて、例えば就職に有利だ不利だとか。男性、女性両方あると思いますが、異性をナンパするときでも、僕は何点あるんだよとか言うともてるという話があります。

ところが、怖いのは、この点数が、実は、例えば速度違反などの道路交通法違反をやると、いつの間にか減っている。つまり、警察の情報とAlipayの点数がつながっているというんですね。ということは、中国の国家機関は、個人一人一人に割り振られたその点数を皆知ることができるということです。大変な社会だなと思います。それをさらっと報道してい

るNHKもNHKなんですけれども。同じ技術は、日本でも導入される可能性があります。

さて、3番目のところは、もう一つのお話、特定秘密保護法でございます。

特定秘密法の中にも、ことし成立した組織的犯罪処罰法改正の中にあるのと同じような共謀罪の規定がございます。3年前にこの法律ができたときには、あまり話題にならなかったのですが、特定秘密を漏示しよう、探知しようという共謀が共謀だけで処罰されるという規定があるのですが、きょうの話との関係でいうと、この法律はアメリカがデザインしたものであるという話が重要です。

さて、特定秘密法は、どのような情報がどのような方向で集められ、どのように用いられるのかについての情報開示を拒否するための法律と考えていただけたらいいです。つまり、国がどんな情報をどんなふうに集めて、どんなふうに使っているのかということについて知らせてくれない。

象徴的なお話は2年前です。いわゆるイスラム国人質事件というのが起こりました。後藤健二さんというジャーナリストの方と、もう一方、先に捕まっている方がおられて、その2人が殺害されたという事件です。問題は、この2人が人質にとられているという映像が流れたときに、日本政府はどのような対応をしたのかということがいまだによくわからないことです。安倍首相は、そのとき、外国における邦人に対するテロ事件については、いわゆる特定秘密に該当する情報が含まれ得るという答弁をしております、どんな対応をしているのかということを一応明らかにしなかったんですね。

さて、特定秘密保護法の中には、共謀罪もあるんですよというお話です。第25条に、これは罰則のところにある条文ですが、23条1項または前条1項に規定する行為、これは特定秘密を漏らそうとする行為です。その行為の遂行を共謀し、教唆し、または扇動した者は5年以下の懲役に処すると書いてあります。準備行為がなくても共謀だけで処罰するという規定です。同じような規定が25条の第2項にもあります。

さて、これについてのスノーデンの指摘です。スノーデンは、こう言っています。特定秘密保護法はNSAが外国政府に圧力をかける常套手段です。自分たちは既に諜報活動を実施していて、有用な情報がとれたが、法的な後ろ盾がなければ提供できないと外国政府に告げる。秘密保護法ができれば、もっと機密性の高い情報も共有できると持ちかけられれば、相手国の諜報関係者も情報が欲しいと思うようになる。私たちはたくさん秘密を知っているんですよ、欲しかったら秘密保護法をつくりなさいねと言うんですね。こうして国の秘密は増殖し、民主主義を腐敗させていく。スノーデンが言うには、“僕が日本で得た印象は、アメリカ政府は日本政府にこういった取引に参加するよう圧力をかけていたし、日本の諜報機関も参加したがっていたが慎重だった。それは法律の縛りがあったからではないでしょうか”というのです。一応憲法でもプライバシーは基本的人権として保護されるからです。“その後、日本の監視法制が拡大していることを僕は本気で心配しています”と述べています。

次は共謀罪のお話です。

なぜ日本政府は、参加罪ではなく共謀罪を選んだかという話になります。これは御存じで

ない方のために、ちょっと補足説明します。

ことし成立したとされている組織的犯罪処罰法改正、その中にある共謀罪は、なぜ必要だと言われたかといえば、国連の組織的犯罪対策条約、越境ないし国際組織犯罪対策条例です。この条約を結ぶために、この条約には、加盟国は共謀罪を処罰するか、または、そういう犯罪を遂行する組織に参加することを処罰する、そういう法律をつくれと書いてあるというんですね。一定の重さを持った犯罪を遂行する組織に参加することを処罰する、これは参加罪といいます。要は、少なくとも条文上は、どちらか1つをとればいい。

ヨーロッパの国の多くは、参加罪のほうを選んでいますが。日本の刑法に一番大きな影響を与えたのは、ヨーロッパの中ではドイツ、フランスです。ドイツは参加罪を持っています。お隣の韓国、韓国の刑法も、日本とよく似た刑法を持っています。ということは、ドイツとよく似た刑法なんですね。ですから、韓国も、ドイツと同じような参加罪を設けることで、この組織犯罪条約に加盟いたしました。

同じような刑法を持っている日本ですから、日本も参加罪のような方向で行くのかなと、弁護士の海渡雄一先生は、そんなふうに思っておられたようですね。ただし、それにしたところで、刑法では結社の自由を保障しているので、単純に参加罪に乗るというわけにもいかんだろうと思っていたと。後からわかったことですが、この組織犯罪条約をつくる交渉の過程で、日本政府から派遣されている、法務省から派遣されている係官は、もう一つ別のものをつくってくれ、第三の選択肢をつくってくれと言っていたようです。

ところが、2000年1月、第7回条約起草会合の後に日本とアメリカとカナダの3国で非公式の協議が行われたんですね。この非公式の協議が終わった後、突然、日本政府は立場を転換して、共謀罪をつくりますと言い出したんです。この経過は、今のところ明らかではございません。しかし、海渡先生は、恐らく先ほどの特定秘密保護法と同じようなことが起こったのではないかと、つまり、アメリカと同じような法律をつくれ、アメリカに合わせろというようなプレッシャーがかかったのではないかと推察されています。私も、そう思います。

というのは、ちょっと専門的な話になりますが、共謀罪は、でき上がった条文をよく見ると、日本のほかの刑法の条文と合わないところがたくさんあるんですよ。

法務省の刑事局が詳しい共謀罪の解説を書いたんですが、私はそれを見て、そんなことだったら使えないよと書いたんです。法務省、検察庁は、この共謀罪をまともに使う機会はありません。だから、安心だと言っているわけではありません。法務省、検察庁は裁判で使えないだけで、警察は共謀罪の捜査だということでいろいろ使えるし、通信傍受でも使える。つまり盗聴でも使えるので警察は使い放題なんです。裁判では使えないというところがあるんですね。でも、それも含めて、やはりアメリカが自分のところに合わせろというプレッシャーをかけてきたのではないかと私は思っています。

さて、私たちは何をスローガンにして、この問題に立ち向かえばいいかという話をしていきます。

自由で民主的な社会の基盤としての自己情報決定権の話です。またドイツの話をしますが、

ドイツには憲法裁判所というのがございます。この憲法裁判所は、今からもう30年以上前、国勢調査に関して、これは一部憲法違反だという判決を出したことがあるんですね。それは何かというと、国勢調査でいろいろなことを日本でも聞かれますよね。問題は、その情報をどんなふうにご利用されるのかについての透明性がない、また、変なところに使わないでくれという個人の権利をちゃんと保障し切れていないということが理由なんですね。その中で憲法裁判所がこう言っています。憲法で保障するプライバシー権というのは自己情報決定権である。つまり、自分の情報について、それをどう出すかということだけでなく、出した情報がどう使われるのかということについても出した人が決定する権利がある。同時に、それについて正しい社会的評価を求める権利もあると言っていますね。

この自己情報決定権というのは、今日、非常に重要です。というのは、それからさらに30年の間に、ドイツは、またいろいろな判例を憲法裁判所は出しているんですが、このネット社会において、いろいろな情報、特にビッグデータと言われるような情報ですね。GPS、顔、何でもいいんですが、どんなにささいな、一見して人の人格と無関係に見える情報であっても、その利用方法が際限なく拡大する現代においては、かかる情報がほかの情報と結合することで包括的な人格プロフィール、つまりこの人はどういう人なのか、どういうことが好きで、どういう政治的主張を持っていて、どういうやばいことをしているのかを描き出さないとも限らないんですね。

「多数の無辜の個人をも措置の作用領域に取り込んでしまうような、嫌疑を欠いた、広範囲に拡散する基本権介入は、それだけでも高い介入強度をもつ」、これは憲法裁判所の判決の一節でございます。いつ何時、自分の活動が情報収集の対象となるか見通せないような社会は、個人の自己実現のみならず、自由で民主的な共同体をも脅かす、これも憲法裁判所が言っています。したがって、どんなふうに自己情報、個人情報が集められるかだけではなく、集められた個人情報にどんなものが含まれているかを明らかにしろという開示請求権、それから、それをもう消去しろという消去請求権が今日、非常に重要になっています。

さて、2017年3月の最高裁GPS大法廷判決は、次のように述べています。すなわち、「GPS捜査は、対象車両の刻々の位置情報を検索し把握すべく行われるものだけれども、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間にかかわるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動情報を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする危機を個人の所持品にひそかに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したり、カメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うものと言うべきである」と。

ある自動車がある場所にいる、見たらわかる。そのどこがプライバシーなんだ。一昔前なら、こういう議論で終わっていたんですね。しかし、位置情報が継続的にわかるようになってしまうということになると、その人がどこにいて、どこへ行って、どこへ寄って何をし

たということで、大体この人がどういう人かってわかってしまう。外から見て、あの車があるところにあるという情報じゃもうないんだということを重視しなければいけないのだと、最高裁もようやく、そういうことを言ったんです。これは、弁護人が偉いんですけども。

そこで、憲法35条の射程が重要になります。憲法35条はプライバシー権を保護すると言われています。このプライバシー権の中でGPS捜査というのは、今のままでは、犯罪に関係のない自動車使用者の日常の行動の過剰な把握を抑制することができないと。なので、令状もないといけないし、それも従来の捜査令状ではだめなんだということを最高裁は言っているんですね。

さて、ちょっとここで注意してください。GPS端末を取りつけるということについての判断をしたのが、この最高裁大法廷判決でしたけれど、今や、GPS端末ではなくて、スマホにGPSの位置情報がわかるような装置がもうみんな入っております。とても便利ですね。お店がわからないときに、ぱっと地図を出して、今、自分がどこにいて、店がどこにあるのかが全部わかる。でも、何で自分がここにいることがわかっているんだろうと考えると不気味です。そうなんです。僕がここにいるというのは、どこまで秘密なのか、どこまで知られているのか、というのを気にしなければならない時代になってきました。ましてや、それを国家が無差別に把握できるというのは、大変なことです。

このスノーデンの映画の中でも、スノーデンの彼女が言っていましたよね。政府に異議申し立てができるような社会が自由で民主的な社会なんだよと。それができない社会、無差別大量監視・情報収集とその秘匿は、逆に不自由で非民主的な社会の象徴であるということを改めて感じるというのがこの映画であったと思います。

御清聴どうもありがとうございました。

(拍手)

○司会 松宮先生、どうもありがとうございました。

これから質疑応答の時間なんですけれども、先ほどお寄せいただいた質問の中から、秋山先生のほうからピックアップして、御質問を紹介させていただきたいと思います。

○秋山氏 皆さん、長丁場、大変お疲れさまでございます。京都弁護士会の共謀罪の新設阻止プロジェクトチームの秋山でございます。

私のほうから皆様からいただいた質問を取りまとめて、時間の関係で要領よく松宮先生に質問してみたいと思います。御了承ください。時間の関係で全てに触れられませんが、御容赦ください。

まず、最初の質問でございますが、基本的なところからお伺いしたらいいかな。

一つは、ウェブカメラって何でしょうか。携帯のカメラと同じかしら。携帯のカメラからものぞかれちゃったりするものかしらというような御質問が来ております。

ウェブカメラのほうは、先ほど映画のほうでもノートパソコンの画面の一番上のところに遠隔会議ができるようにカメラがあって、あれがウェブカメラでございます。ノートパソコンを持っている方は御注意ください。携帯のカメラもある。あれなんかでは監視されるのか、

されないのかというあたり、松宮先生、何か情報として御存じであれば教えていただければ。

○松宮教授 それは技術者に聞いていただいたほうがいいですね。私は法律屋なので。

でも、私の聞くとところでは、マルウェア、スパイウェアをスマホに感染させて、本人が知らないうちにスマホを起動させるということは技術的にできるそうです。ですから、スマホにカメラがついている場合には、そのカメラを起動して、そのときにカメラに映る映像を見ることが技術的にはできると聞いております。

ただ、私みたいにふだんスマホはポケットの中に入れていますが、90%以上は大体ポケットの中の暗い映像しか映らないんですけどね。

○秋山氏 ありがとうございます。

今の監視技術によると、一般市民でも誰でも覗けるというようなことが伝わってきたんですけれども、これが一般市民についても事件のでっち上げに盗んだ情報を使われる可能性とかがあるではないかという心配があるのですが、そのあたりは、どんなふうに考えたらいいかという御質問です。

○松宮教授 NHKの番組では、まさに国、政府ではない一般の悪人がそういう情報をこれから悪用したり、サイバー攻撃をしたりすることを警告しておりましたけれども、そんなことは別に一般市民であろうと国家であろうと同じなんです。全て技術的には、可能な時代に入っていると思います。NHKの記者がそれでとった映像を、こんなふうに見えるんですよって番組で映していましたからね。ということは、どうしたら見られるかという知識さえあれば、私たちでも、どこかの監視カメラの映像をのぞき見られるということなんです。

○秋山氏 ありがとうございます。

どんどん続いていきますが、共謀罪ができて、私たちの話し合いが監視されていてもおかしくない状況になったと感じます。私たちは、どんなことを注意して生活すればいいのでしょうか。例えば、安倍政権に敵対的なことはもう話さないほうがいいとか、何か注意点があれば教えてくださいということです。

○松宮教授 難しい話ですね。

映画でエックスキースコアというのが出てきたと思います。これは文字情報ですけども、アメリカの政府、大統領に対して批判的なことを言っているというのをキーワード検索したら全部出てくるというものでした。そのエックスキースコアが防衛省にあるという話なので、ということは、今度は日本政府とか安倍首相とかに批判的な発言をキーワードにして検索すればできるのだらうと思います。

どうしたらいいのかと言われても、それで人の口に戸は立てられないので、そういう問題ではなくて、それがどうも使われたのではないかと思われるような事件については、どうやってその情報を入手したのかということを徹底的に追及する必要があります。それは、もちろん裁判を通じてでもそうですし、情報公開請求などの裁判以外の方法についてでもそうなんですけれども。とにかく、なぜその情報を得ているのかということを明らかにせよと言うことがとりあえず必要なことと考えております。その点でいうと、ここが京都弁護士会だから

というわけではありませんが、弁護士さんには大きな期待がかかっているというのと、もう一つ、弁護士さんとネットの技術者との協力が必要だと。技術的にどこまでできるのかという知識を持つておく必要があると思います。

○秋山氏 ありがとうございます。法律も技術も、弁護士はやらなければいけない……。

今、エックスキースコアのことが出てまいりました。エックスキースコアをスノーデンさんは日本に既に提供しましたよという話が出てきていました。日本政府の側は、これにノーコメントであるということですが、こういったことは国会などで追及とかはできないものなのでしょうか。何か方法があれば教えてくださいという御質問です。

○松宮教授 追及はできるんですよ。追及はできるんですけど、知らないとかノーコメントと答えるだけなので、それは森友・加計問題と一緒にして、追及する側がどこまで相手に有無を言わせないほどに証拠を持って質問で迫れるかということが大事なんだろうと思います。今、森友問題はかなり大詰めまで行っています。大阪地検特捜部に、いかにこれを検査して起訴させるかという話が出ておりますけれども、とにかく言い逃れできないようにしていくということが必要です。しかし、森友問題でもあそこまで逃げるんですから、このエックスキースコアについては、本当に同じぐらいのものを持って迫らないと逃げるだろうと思います。

○秋山氏 ありがとうございます。

少し角度が違います質問です。秘密保護法のほうですが、現行の法制だと、一部の例外的場面を除いて地方公務員については国家公務員的な規制はかけられてないと思いますが、今後、国民保護法が発動していくということの関係で、地方公務員法も規制対象に組み込まれていくということが起こりつつあるのではないかと。何かそれについての動きを、刑法学の権威である松宮先生の御存じの範囲で何か動きがあるようであれば教えてくださいという質問です。

○松宮教授 残念ながら、具体的な動きは、私は把握しておりません。ただ、現行法制でも機関委任事務というのがございます。国の事務を地方が委任されて行っているというような事務がございますので、正確に条文解釈をしないとイケないのですが、地方公務員であるから秘密保護法には触れないと断言してよいかどうかは、ちょっと慎重であるべきだと思います。

○秋山氏 ありがとうございます。

そうしたら、時間の関係で最後の質問とさせていただきますと思います。

今、北朝鮮とアメリカの情勢もあって、そういう状況を反映して、自衛隊を憲法に書き込むべきというような動きが政府の側から起きているという現実がありまして、非常に不安な思いで見えております。自分としては、憲法を変えずに、同時に安心、安全を守るにはどうしたらいいのかということで悩んでいます。松宮先生にいい答えがあったら教えてくださいという質問です。

○松宮教授 なかなか難しいですね。私は憲法も防衛も専門家ではないので自信を持った

お答えはできないんですけれども、一つ言えることは、今の北朝鮮が何に危機を感じ、何を望んでいるかということをきちんと分析しなければいけないだろうと思いますね。というのは、御存じだと思うのですが、韓国の朴槿恵政権のときに金正恩暗殺計画があったという報道がありましたよね。要するに、北朝鮮の現在の国家体制を転覆させるような動きというのが、ICBM実験に先行していたのではないかと思います。

米韓合同軍事演習、あるいは、それに自衛隊が入るといような演習がICBM実験の前に、頻繁に行われております。日本のマスコミだけを見ていると、北朝鮮が挑発していると必ず言うんですが、北朝鮮から見ると、アメリカが韓国、日本を誘って挑発しているから、こうしているんだと必ず言うでしょうね。この間、ロシアの外相が、北朝鮮は、今の政権をアメリカに認めてほしい、その保障が欲しいのであり、そのためにいろいろやっているの、それに対して軍事的なプレッシャーをかけ続けるというのは、効果が薄い、あるいはマイナスだという分析をしていました。ですから、これは外交的な問題ですけれども、我々が北朝鮮から先に挑発してきたという情報をそのまま受けとらないことが大事だなと思っています。その前に何があったんだという疑問を持ち調べるのが大事ですね。

それから、憲法の問題ですけれども、ミサイルが飛んできたら自衛隊が何をしようがだめなんですけれども。国民が自衛隊のどのような活動を評価しているのか、自衛隊に対して好感を持つのは、自衛隊のどのような活動についてなのかということのをきちんと分析する必要もあると思っています。

よく私は自衛隊法を改正して、自衛隊を国際救助隊という名前にしたらどうだと言っています。自衛隊はイラクにも行きましたけど、戦闘をやらないんですよ。そこの復興を手伝っているということが地元では高く評価されている。アメリカなんかとは全然違う。フランスはシリアを空爆していますからね。アラビアのロレンスの時代からずっとやっていますから、パリでテロが起こる原因の1つはそれです。日本は、そんなことしないでしょ。日本でもテロが起きる、起きると言う人がいますが、少なくともシリア空爆はしていないので、空爆の報復テロはないでしょう。逆に言うと、たとえ後方からであれ、空爆などに加担をするということのほうが、テロの危険を高めることになるというのは常識であろうと思うんですが、なかなかこの常識がマスコミで広がらないというのが問題です。なので、9条改正をする必要はなくて、自衛隊法改正をしたらどうかと言っているんですけれども。これはもっと憲法の専門家などと議論したほうがいいかと思っています。

○秋山氏　ちょっとだけ時間が余ったので、最後にもう一つだけ。

A l i p a y というアプリがあって、これがやろうとしていることは、日本の場合は政府がマイナンバーでやろうとしていることと同じではないかと思うんですが、松宮先生、何かおわかりであれば教えてくださいということです。

○松宮教授　マイナンバーで何をどこまでやろうとしているのかというのは、これはどちらかというと行政法、憲法の問題なので、そんなに詳しくは知りません。しかし、マイナンバーをいろいろな役所とつなげることで、いわゆる社会保障だと最初は言っていたのに、ど

っちかという税務署が使うというようなことで、これをいろいろつなげていけば、マイナンバーでもって、その人のプロフィールが全部わかるという危険は十分あると思っております。

なので、私はいつも思うんですけど、私のきょうの講演などで講演料を支払われる京都弁護士会は、マイナンバーを教えてくださいとお願いする義務があるらしいです。私は、1回限りの講演で一々教えていると、マイナンバーを世間にばらまくことになってしまうので勘弁してくださいといつも言っているんですけども。

○秋山氏 本当に長い時間でありましたが、質問には短い時間で大変申しわけございました。

以上をもちまして、松宮先生に大きな拍手を送っていただければと思います。

(拍手)

○司会 それでは、最後に、当会秘密保護法対策本部本部長代行の吉田薫弁護士より閉会の挨拶をしていただきます。お願いします。

○吉田氏 皆さん、大変お疲れ様でございました。

配付資料の関係も、ちょっと、ばらばらしてしまい申し訳ありません。

例えば手元に、「秘密保護法シンポジウムの報告」という資料がと届いていますでしょうか。(届いていない可能性がありますので、これについてはこの辺に置いておきます。)

これが去年(2016年)の12月10日に行ったシンポジウムの報告です。今日は(2017年)の12月10日です。秘密保護法が施行されて、今日で3年目ということになります。また、今年は共謀罪が成立し、今日までの間に既に施行されてしまっています。共謀罪についても、秘密保護法についても、大変だ大変だと言いながら、成立してしまったら大したことがないやないか、というように世間で言われてしまっているおそれがあるのではないのでしょうか。

その辺のところについて、去年のシンポでは、青木理さんは、例えば、秘密保護法が成立する前に、「公安警察」という本を昔書いた。しかし、秘密保護法が施行されてしまっている今、同じ本を書こうと思えば、「取材」ということに応じてくれるだろうか、「出版」ということに応じてくれるだろうかということで、すごく情報が細っていつているということを実感しないといけないということを言われました。

また、昨年には、テレビの一斉のキャスターの変更というものがありました。これも御存じだと思います。先ほど松宮先生も発言されましたように、ちょっと前に起こったことは、すぐもう昔のことになって、なれてしまっている、これは日本人のよさか悪さかということになりますけれども、その辺のところを大分意識してほしいなと思って、去年シンポジウムをやりました。

そこから1年、また、たちました。その間の現実はというと、共謀罪の話はもう出てくる、もう出てくるといって、1月ぐらいに出てきて、あっという間に出されてしまい成立してしまっています。

共謀罪については、まともな審議がほとんどされていないということになりますから、通常、例えば税金の問題で、ここまでやれば、ちょっとこの税金の問題は危ないな。やっぱりやるとしたらこの辺だろうとか、企業が普通に経営判断をしたり、そういうことを検討する中で、税金の問題でいろいろ考えていくこと、そういうことそのものが共謀罪の適用対象になってしまっていると。そういうむちゃくちゃな法律が現実に通っていて、みんな、それはそれで大丈夫だと思っている。大丈夫だと思っているのは、政権との関係がいいとか、悪いかというようなことになってしまっている。

かなり怖いことだなと思いながら、きょう「スノーデン」の映画を見ていると、我々はもっと、どういうふうにどこを対処しなければならないのか、ということを考えなければならないのかな、と思っている部分はあります。

先ほど、どうするんだという話があったんですが、去年のシンポジウムのときにどんな議論をしたかという、それこそ秘密保護法で情報は細っていくおそれがあり得る。ただ、これも情報公開とか、公文書の作成管理の問題に対してきっちりと言っていくこともありますし、これらのことを、一つずつやっていく。

逆に言えば、秘密保護法、共謀罪にしても、国民の口を封じていくというか、政権の言いなりになってしまっていくのかという問題があります、そうすればどうなるのかという問題があります。

自分自身、過去のこと、過去にどういうことが起こってしまったのかは、正直言ってあんまりちゃんとわかっていないですが、わかっていたという方はいっぱいおられると思います。その方たちに、きちんとお話をしていただけるようにすること。それから、我々もそういうことがわかった上で、どんどん話をしていくこと。

今、どうすることがよいのか、ということ、希望を持ちながら議論していきたいと思っています。

秘密保護法についていえば、今年が施行3年目、成立4年目ということになっています。共謀罪は今年です。

また、盗聴法の問題とか、いろいろいろいろ出てきます。

安全保障でも、憲法9条の問題が生じてきます。

それらに対して、我々一人一人が、やっぱり思ったこととかを諦めずにしゃべっていく。それに新しい視点とか、角度とかを入れていくことによって、1人でも、周りにそういう意識をもってもらえればという思いを持ってやりました。

きょうは松宮先生、本当にありがとうございました。

非常に多く来ていただいて、皆さんどうも、ありがとうございました。

去年のシンポの内容等も、いずれ弁護士会ホームページかなんかに載せようと思って、今、いろいろ作業していますので、いろいろまた御協力お願いします。今日はありがとうございました。

○司会 吉田先生、ありがとうございます。

本日の企画は、これで終了となります。

最後にアンケートの回収に御協力お願いいたします。アンケートの回収ボックスは、出口と1階にもございますので、いずれかに回収の御協力をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

委員会レポート&今月のイベント

共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～報告

共謀罪対策本部

本部長代行 秋 山 健 司

1. はじめに

実行の着手以前の、予備行為以前の、人と人との話し合い、その話し合いに係る準備行為があった段階で、277もの罪について懲役刑を科するという共謀罪法（テロ等準備罪法）が、国会法

委員会レポート&今月のイベント

の規定に則らずに審議され、可決されたとされてから1年が経過します。この機会に、市民の皆さんと共謀罪の問題を今一度学び直し、廃止を求める運動を更に進めるべく、この集会を企画しました。6月9日（土）午後1時30分から当会地階大ホールで開催した本集会には、90人の方が参加され、講師の高山佳奈子京都大学法学研究科教授も驚いておられたようでした。諸富健秘密保護法対策本部委員の司会で開会し、浅野会長から、共謀罪、特定秘密保護法、安保法制の3法廃止を求



浅野会長の挨拶

める当会の活動の紹介と、予備行為の危険ささえも必要とせずに277もの犯罪の共謀を処罰することの問題点を高山先生のお話で深めていただきたいとのお挨拶がありました。

2. 高山先生のご講演内容

高山先生は、冒頭、「この間の国会質疑によると、共謀罪での摘発例は、施行から約1年経過した現在もまだ0件であることが明らかになった。」と報告され、「そもそもこの共謀罪法は、国会法56条の3の要件を満たさない手続で審議されたものであり、法律として存在を認めることができない。」と強調されました。法律の内容的にも様々な問題があることを「これでもか」と説明されました。「最高裁平成24年12月7日判決は、憲法解釈として『科学的な危険がなければ処罰することは許されない。』ことを示した。危険とは観念的なものにとどまらず、現実的に起こりうるものとして実質的に認められるものでなければならないとされている。しかし、共謀罪法でいうところの準備行為はそのような危険がないものを含んでい



高山佳奈子教授

る。この一点でも憲法違反の内容といえる。」「政府は、国連国際組織犯罪防止条約締結のために必要と説明していたが、この条約はマフィア対策の条約であって対テロ目的のものではない。また、締結する各国の国内法の基本原則を尊重するとしており、アメリカは一部の州で共謀罪処罰規定がないにも関わらず締結できているし、フランスは条約の求める『4年以上』という枠組みに拘泥せず『5年以上』の犯罪を対象とするとした上で締結している。ならば日本も、『最高裁が憲法解釈として処罰には観念的な危険を超えた現実的な危険を生じさせた場合のみ処罰できる』としていることを理由に、観念的な危険を超えた現実的な危険を生じさせた場合のみ処罰できるという前提で条約の締結を進めることもできた。その前提に立てば、『テロ資金提供処罰法』でテロに関する資金、物品、役務などの利益供与を包括的に処罰できる法制が既にある以上、テロと無関係な罪も含む277もの共謀罪を制定しなくても条約を締結できたはず。」など、様々な問題点を報告されました。

続いて高山先生は、「ではなぜ、そこまで問題のある共謀罪法の制定が強行されたのか。」と問題提起されました。その中で、「犯罪認知件数は、2002年の285万件から、2016年の100万件へと約3分の1に減ってきている。簡単に言えば、警察は

委員会レポート&今月のイベント

暇になってきている。そのような中で、たとえば少年犯罪の特別法による取締の対象の4割が軽犯罪法で、子どもの火遊びまでが重点的取締対象の1つとなっているという話も出てきている。組織維持のために仕事を増やす必要がある、そのために新たな取締法規が欲しいという思惑があったことが大きい。」と述べられました。そして、「共謀罪は治安の向上には役立たない。実際に適用すれば、現実的な危険のない場合まで処罰することになるので広汎な人権抑圧に至る。『やましいことはしないし話もしないから共謀罪がもたらす監視も結構』という声も聞くが、ネットでの監視技術を使えば、当該個人の嗜好にあう情報で、政府に都合の良い情報ばかりを提供し、政府に都合の良い人間に気づかぬ内に作り上げられる危険もあるということを考えなければいけない。」と述べられました。

3. 鼎談

その後、秘密保護法対策本部の吉田薫本部長代行、共謀罪対策本部の豊山博子副本部長と高山先生との鼎談が行われ、会場参加者からの質問も交えながら共謀罪を巡る様々な論点を深めました。その中で、「テロと無関係のキノコ狩りの共謀も対象とされている。」「節税の相談が共謀と見られ、摘発される危険もある。」「売れている漫画を素材

にパロディを作ることをコミケ仲間で相談したら摘発される可能性がある。」「ドイツのように、犯罪を第一次的目的として結成された団体ではない会社なども、『目的が一変した』と捜査機関に判断されたら適用される可能性がある。」「アメリカの州の中には古くから共謀罪をもつ州があるけれど、ロス疑惑事件のように、実際に人が殺害されているような事件で適用するのが普通で、犯罪結果が起きているか、起きる現実的危険があったケース以外で適用されているという例は、調べきったわけではないけれど聞いたことはない。」「共謀罪が出来たことは、捜査機関が個人のプライバシー情報を網羅的に収集、監視したとしても、『何が悪い?』と開き直す理由にされる面がある。日本では、そのような権力の行動を抑制するシステムが機能していない。権力分立など、権力チェックの仕組みを、市民が声を上げ続けることで作らせていくことが大事。」等のお話が展開されました。

4. 最後に

この学習集会を通じて、警察機構の仕事の減少と組織維持のための仕事作りが、共謀罪の制定や軽微事案の取締の拡大を招き、ひいては市民監視の拡大をもたらし、その中で、現実的危険性のない市民の行動が取締の対象とされていくという大きな流れを見ることができたと思います。現実的危険性のない市民の行動を網羅的に摘発できる社会は憲法が保障する人権原理とは相反するものと思います。吉田薫秘密保護法対策本部長代行が、報道によれば、30歳代以下では、共謀罪の問題を知らずに共謀罪に賛成している人が7割もいるとこのことを前提に、「共謀罪の問題点をしつこく追及し続け、私達の声で知らせていくことが大事。」と結びの言葉を述べられると大きな拍手が起こり、この学習集会は閉幕しました。



鼎談の様子

委員会レポート&今月のイベント

5. 会員の皆様へ～街宣参加のお願い

最後に会員の皆様へお願いがあります。憲法問題委員会、秘密保護法対策本部、共謀罪対策本部は、平和原理を根底から覆す安保法制、知る権利を根底から覆す特定秘密保護法、表現の自由とプライバシーの権利を根底から覆す共謀罪の廃止を求めて市民の皆さんに向けて声を上げる街宣活動を、毎月1回、四条河原町交差点で行っております。来る8月21日（火）17時30分～18時30分にも実施しますので、ふるってご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～

【高山先生のご講演】

日 時 2018年6月9日（土） 午後1：30～午後4：00
場 所 京都弁護士会 地階大ホール
講 師 高山 佳奈子 氏 （京都大学法学研究科教授）
主 催 京都弁護士会

○司会 それでは、ただいまより、「共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます弁護士の諸富と申します。よろしくお願い申し上げます。

最初に配付物の確認をさせていただきます。まず式次第ですね。まず最初に入っております、あと高山先生のパワーポイントのレジュメ、あと質問用紙、で、アンケートも入っております。あとそれと別途、大阪弁護士会で開催される共謀罪の集会のチラシも配付しておりますので、もし足りない方がいらっしゃいましたら、受付のほうまでお申し出ください。

それでは、式次第では、開会の挨拶が副会長の名前がありますがけれども、会長が来ておりますので、開会に当たりまして京都弁護士会の会長の浅野則明より御挨拶申し上げます。

浅野会長、よろしくお願い申し上げます。

○浅野会長 皆さん、こんにちは。京都弁護士会の会長の浅野でございます。本日は、お休みの中、多数お集まりいただき、どうもありがとうございます。

さて、安倍第二次内閣が成立しまして、まずやったことというのが、特定秘密保護法の制定、外交・防衛等の四部門について、それに対する知る権利の制限をする、そういう法律を制定しました。刑罰をもって知る権利を制限する、こういう法律です。

続きまして、安保関連法案ですね。これは存立危機事態における、限定的ではありますが、集団的自衛権を認める。内閣の解釈改憲によって、そういった憲法の改正を行う。本当に立憲主義に反することを平気で行うということですね。

そして、続いて行ったのが、本日議論していただくこの共謀罪の制定でございます。共謀罪ということは、私、今から40年ほど前に大学に入ったんですけども、そのとき大学の先生からコンスピラシーという言葉聞いたんですね。それが実は「共謀罪」ということで、実行行為の前の準備行為を処罰する。英米法

でそういった名前なんですが、君たちはそれをどう考えるんだというテーマを与えられて考えたことがあります、それが三十数年、もう40年ほど経て、この現実問題としてこういう日本のこの法律として提起をして、結果的には今、制定をされるということになりました。

皆さんも御存じのとおり、共謀罪というのは、犯罪の実行行為に至る前の準備段階の行為を処罰すると。刑事法の大原則を覆すそういったものでございます。もちろん、重大な罪については、個別的にそういった準備行為の処罰をする規定はあるんですが、それをもうたくさんの法律を罪名を二百数十ですかね、まとめてこう共謀罪として処罰をすると。そういう非常に人権を侵害する恐れの高い法律を制定する。しかもテロを防止するためだというそういう理由を掲げています。実際は、そういうテロ対策というのは、もう本当に口実でしかなくて、そういうことは国会の中でも明らかになったんですが、本当にもう異例の国会審議を経て、ちょうど1年前の今、制定をされたということです。

ただ、私たち弁護士、あるいは弁護士会の社会的なやはり使命というのは、国民の基本的な人権が侵害される、侵害される恐れのあることについては、やはり大きな声を上げて警戒を呼びかけなければならない。今、確かに共謀罪が成立してはいるんですが、これをそのまま放置してはいけなと。どんなことになるのかということを経々、警鐘を鳴らしていく必要がある。これが弁護士会、弁護士の社会的使命だと思います。

きょうは、ちょうど1年たつんですが、この共謀罪がどんな問題があったのか、そして、これからどんな問題が起こるのかということを経々と議論していきたいと思います。

きょうは、この問題について、昨年国会の審議の中でも参考人として反対の意見を述べていただきました京都大学教授の高山佳奈子先生においでいただきました。きょうは、高山先生の講演を聞きながら、皆さんで大いに議論をしていきたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願いいたします。

○司会 本日は、兵庫県弁護士会で「いわゆる共謀罪法に反対する街頭パレード」、そして、大阪弁護士会では公開学習会として「共謀罪の適用を許さない！」が開催されています。その両弁護士会からエールをいただいておりますので、御紹介いたします。

「本日は、『共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考えるつどい』の開催、おめでとうございます。本日は、兵庫県弁護士会でも『いわゆる共謀罪に反対する街頭パレード』を行っております。京都と兵庫では、これまでも共謀罪の集会を連続開催したことがありましたが、同日の集会が実施されたのは安保法制関連法案の廃案と秘密保護法の廃止を求めた2015年8月29日のパレードのとき以来です。今後も、いわゆる共謀罪法の廃

止に至るまで協働してまいりましょう。集会の御盛会を心より祈念いたします。」兵庫県弁護士会の藤掛伸之会長より、メッセージをいただきました。

そしてもう一つ、「本日は市民集会、『共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～』の実施、心よりお喜び申し上げます。市民の人権や自由を広く侵害する共謀罪の導入に強く反対し、基本的人権の擁護のために活動を積み重ねてこられた京都弁護士会の皆様に心より敬意を表します。思想・良心の自由や表現の自由を侵害し、日本が監視社会になりかねない共謀罪について、大阪弁護士会でも同日、『共謀罪の適用を許さない!』と題して市民の方にも広くご参加いただける公開学習会を実施しております。引き続き、いわゆる共謀罪法の問題点を検証し、廃止に向けた取り組みについて緊密に連携をいただきますようお願い申し上げる次第です。本日の市民集会のご盛会を心より祈念申し上げます。」大阪弁護士会の竹岡富美男会長よりメッセージをいただきました。

それでは、お待たせいたしました。ただいまより、京都大学法学研究科の高山佳奈子教授よりご講演賜ります。

高山先生の主要研究テーマは刑法で、今年の衆議院法務委員会では参考人として共謀罪法案の問題点について述べられました。本日改めて共謀罪の問題点や、今後何が問題となるかについてお話しいただきます。

1時間程度ご講演いただきまして、その後10分間の休憩をとらせていただきます。休憩中に質問用紙を回収いたしますので、ご講演をお聞きいただきながらご記入いただきますようお願いいたします。

それでは、高山先生、よろしくお願いいたします。

○高山教授 ご紹介をいただきました京都大学の高山でございます。きょうはこんなにたくさんのお方にいらしていただき、弁護士の先生方と一般の市民の方々も集まってくださいます、ありがとうございます。

「共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、これから何が問題となるのか～」ですので、1年前と同じ話ではやっぱりつまらないですね。そして、もう一つありまして、実は、「今何が問題か」が抜けていたということに気がつきまして、これも含めてきょうは1時間程度のお話をしたいと思います。

お配りしているスライドと、あとちょっと足しているスライドもありますので、そちらもごらんいただきながらお聞きいただければ幸いです。

共謀罪につきましては、もう国会のほうでも廃止に向けた動きもあるところでございます。

そして、ごく最近です。国会では、5月31日の衆議院の法務委員会で藤野（保史）議員が質問に立たれまして、共謀罪法施行から約11カ月、現時点での共謀罪の適用事件はゼロというふうに質問をして回答を得たということで、警察

庁がこのような答弁しているのです、強行採決してみたけれども実際にはまだ摘発事例が出ていないということが公の回答として出てまいりました。

さらに、同じ法務委員会の続きで6月1日、翌日でございますけれども、こちらお配りしているスライドで、共謀罪ではなくて司法取引についても質問を、同じ藤野議員がされています。6月1日から改正刑事訴訟法の中での司法取引の部分が施行されていまして、この共謀罪法の部分はまだその司法取引の対象にはなっていないのですけれども、やはりこの関連も注意しておくべき点がございます。

後で、お示しいたしますこの共謀罪法の条文の中には、最後のところに、申し出た人の刑を減軽したり免除したりするような規定がありますのと、それから現在の司法取引では共謀罪法は対象犯罪になっていませんが、同じ組織的犯罪処罰法に規定されているほかの犯罪類型については、既に司法取引の対象になっていること。司法取引が導入されているということです。今後それが拡大していったら共謀罪法の部分にも司法取引が及ぶ可能性は十分に警戒しなければならないと思います。

さて、「何が問題だったのか」ということもあるので、そのあたりの話もちよっとおさらい的にになりますが、してまいりたいと思います。

強行採決自体が私としては法的な効力をもって行われたものでは到底ないと考えているのでして、無効な立法だと思っています。それは、その内容的にも憲法違反であるということもあるんですが、手続としてもやっぱり法律の定めに従っていなかったということがあります。

国会法56条の3という条文では、中間報告という手続をとるためには、いつでもできるわけじゃなくて条件を満たさなければならないとしています。「特に必要があるとき」でなければ、この中間報告に進むということはできないわけです。そして、中間報告の要件を満たしたとしても、さらにこれで本会議でもって審議して議決をするためには、「特に緊急を要すると認めたとき」でなければならないというさらなる条件がついているんですね。だから、この2つの要件を満たさなければ採決できないはずなんですけれども、これが両方とも無視されて突破されたということです。緊急だとする事由はなかったし、そういう説明もなされていなかったんですね。それは、疑惑の追及を免れるために無理やり強行採決をしたということのでして、それでは、国会法が求める要件を満たしたことになるんですね。

確かに、安保法制のときにも手続がおかしかったというのはあります。例えば、その公聴会があったんですけれども、それが報告されないうちに最終的な強行採決になってしまったとか、議事録が人間かまくらで全然とれていなくて、後から、記録がとれていないのに議事録がつくられたということもありました。今、文書の管理の問題も大きく取り上げられていますけれども、安保法制のときにもそれ

がありました。

でも、それに加えて強行突破の共謀罪法の強行採決の際には、国会法の要件が2つ以上あるのに、それが両方とも満たされていないということで、私は採決は無効であると考えていますし、京都弁護士会でもこの強行採決の直後に会長さんから、問題視する抗議声明が出されていると存じます。これが、手続面で問題だったことです。

それから、中身が憲法違反であるという話もありました。なので、もし摘発事例が出てきたときには直ちに憲法訴訟をやろうじゃないかということで、いろいろところで準備を進めています。私も、こちらの京都弁護士会の弁護士の先生方とも情報交換をさせていただいていますが、ほかに大阪弁護士会の対策グループとか東京のほうの日弁連のレベルでの検討にも加えていただいています。

中身の面で憲法上問題があるというところから申しますと、話し合うことが罪になるという標語で批判されていきましたように、本来でしたら犯罪とはおよそ考えられないような行為が処罰の対象に含められているということなんですね。憲法は31条という規定で法の適正手続の保障を定めていて、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」というのが条文なんですけれども、この適正手続というものの条文に入っている「法律」というのは、単にその名前が法律となっていればいいのではなくて、内容的にも憲法に適合的な、法律の名に値するようなものでなければならない。何でも法律という名前をつければいいというものではないのです。例えばナチスの法律でユダヤ人虐殺を認めるとか、障害者の虐殺を認めるというのは、例え法律という形式をとっていてもそれは無効であるというのと一緒に、日本国憲法のもとでもそのような内容は法律という名前をつけていても有効な定めとして設けることはできません。

そんなようないろいろな問題があるにもかかわらず、この明らかに間違えていることが強行されてしまったということなんですね。国会法にも明らかに違反する強行採決であるのに、その点が取り上げられていないというか、力で押し通されてしまっています。

そして、その条文のどこを見ても、一般人や一般の団体への適用が排除されるような書き方に全くなっていないにもかかわらず、一般人が対象になるのかならないのか、なるのかならないのか、なるのかならないのか、こればかりで国会審議のほとんどの時間を使っていたと思います。実際には制限は書かれていないんですね。

そして、従来の組織的犯罪処罰法の最高裁の判例でもやはり一般の団体が対象になるということが示されていきました。そして、共謀罪法そのものについてもオウム真理教のような、もとは宗教団体として立ち上がったものの一部が犯罪的な

組織になったという場合は適用の対象になると理解されているということは、もとは一般企業であろうが宗教法人であろうが、狙われたらそれは摘発対象になるということでございます。

そのようにしか理解されない条文だし、または従来最高裁の判例からしてもそのような広い解釈適用になりそうであるのにもかかわらず、あたかもそんなことはあり得ないような説明を国会でしている専門家もいました。これは非常に悪質だなと思うのは、一般の法律の知識がない人からすれば、国会で刑法学者が説明していたら、ふうんそうなのかと納得してしまうじゃないですか。でもそれが、事実と反する説明であったと、私は思います。

何か、外国と処罰範囲を合わせるためにはこの立法が必要であるといったような説明もありますが、実はテロ対策の法律はもうとっくの昔にできていまして、それはその別の国際条約、テロ対策の国際条約に合わせた国内立法という形で何年も前につくってあるんですね。そしてその処罰範囲は、ほかの国と日本で大体一緒です。だから、テロ対策で日本がその抜け穴になってしまうということはないわけです。それにもかかわらずテロ等準備罪という、うその名前でもってこの共謀罪立法が強行されたということは、非常にやっぱり人々を欺くものである。本来の民主主義的な議論というのは、正しい情報を出してきちっとみんなで議論していくべきなのに、前提そのものが覆されているということになると思います。

で、この共謀罪法そのもの、さっきの憲法31条の問題ですが、話し合うだけで罪になるはずがないんです、本当は。最高裁の憲法31条の解釈では、危険な行為でなければ処罰してはならないというふうになっています。

平成24年12月7日の最高裁の判決（刑集66巻12号1337頁）というのがあるんですが、これは、国家公務員法で禁止される政治的行為の疑いで公務員の方が刑事訴追されました。この人は何をやったのかというと、仕事と全然関係のない場面で政党の配布物を配ったということなんですけれども、これが無罪になったんですね。最高裁判所の説明によりますと、処罰が認められるためには、危険じゃないとだめなんです。国家公務員法が目的としているのは、公務員の政治的な中立性を守ること。これが目的であるので、それを害するような危険がない行為は処罰の対象にはできないと言ったわけです。で、その危険というものの中身も単に観念的なものではだめであって、現実的に起こり得るものとして実質的に認められる危険でなければならない。で、この被告人の方は、全然仕事と関係ないところで配っていただけということなので、公務員の政治的な中立性に対する危険性は発生しない。したがって処罰することはできないとされて無罪になっているわけです。

これは、新しい最高裁の判断なんですが、伝統的にはやはり日本の判例は危険がないところでは処罰をしてはならないという考え方をとってきています。例え

ば、戦前の大審院判決でも、被告人が、ほかの人に硫黄を飲ませて殺害しようとしたという事件があるんですけれども、殺人未遂になるのでしょうか。判例によりますと、殺人未遂にならないというふうになっています。それは幾ら頭の中で殺したい、殺そうと思っていたとしても、硫黄を飲ませても人は死なないんですね、科学的に。そういう科学的な危険がない以上は、殺人未遂にはならない。幾ら悪い意思を持っていたとしても、危険がないので科学的に、殺人未遂にはならないというふうにしています。

また、もう一つ、最高裁の決定を出しますと、覚醒剤を北朝鮮から密輸入しようとしたグループが運んできた覚醒剤を一たん海に沈めて、日本側から共犯者が行って、それをその場で引き上げて、日本に輸入をしようという計画を立てて、途中までやったんですけれど、海に沈めた覚醒剤がどこか行っちゃったんです。悪天候のため行方がわからなくなりました。さて、覚醒剤密輸入罪の未遂が成立するのでしょうか、しないのでしょうか。最高裁は未遂にならないとしました。どこか行ってしまったからです。もうどこ行ったかわからなくなったので、日本に陸揚げされる危険がないというふうに言って、未遂にならないとしています。

したがって、日本の憲法解釈、最高裁の判例というのは、科学的に危険が発生しないと処罰ができないということなんですね。単に頭の中で人を殺したいと思ったとか、覚醒剤を輸入する計画を立てましたというだけでは、未遂などで処罰ができないというふうになっておりました。

それから、共謀罪というのは、日本の犯罪法の体系を壊すものであるという批判もあったわけですね。これちょっと後で具体例を見てみたいと思うんですが、科学的で客観的な危険が発生して初めて処罰することができるというのが日本の憲法判例であって、それと違う体系をとっているこの共謀罪というものは、日本の考え方にはやはり合わないところがあると言えます。ただし、これも後でちょっと説明しますが、実際に歴史的に共謀罪を持って使ってきている国も話し合っただけで何でも処罰するというふうにはなっていないくて、現実には被害が生じたり、あるいは危険が生じたりということに至って初めて処罰されている場合がほとんどだと言われます。

このようにさまざまな問題があるのにもかかわらず、無視して数の力で押し切って立法が行われました。しかし、これは、日本国内的に見ても非常に問題がある、もう何ていうか、アンビリーバブルの状態なんですけれども、やっぱり国際的に見てもおかしいなというふうに思われてきております。

本当は、新しい立法をする際には、問題がある状況についての情報をみんなで共有して、それに基づいて判断して、で、必要性があれば改めていくという感じじゃないですか。例えば環境問題への対策は、事実としてわかっていないことが多いですけれども、とりあえずわかっている範囲で全部情報を出して、その前提

で話し合っって一番いい選択肢を政策として選んでいく。後でまた新しい情報が出てくれば、ちょっと変えていくというような対応ですよ。そうすると、情報がきちんと共有できていなければ、幾らまじめに議論したって正しい結論に至るはずがないのです。それにもかかわらず、特定秘密保護法では、みんなが知るべき大事な情報が黒塗りになって、のり弁状態になっていますし、テロ対策の内容を含んでいない法律案がテロ等準備罪を処罰するものであると宣伝されているように、知らない人たちがそのままだまされて、テロ対策のためだったら必要だよねというふうにだまされてしまう状態になっていました。

そして、外国には、プライバシー侵害を防止するため、あるいはプライバシー侵害が起こったときの救済のための独立の機関がちゃんと置かれているんですけども、日本はそれがないんですね。わかっていてつくっていないという問題もあるために、国連の特別報告者らから疑義が出されております。こういうふうにまやかしかうその情報とかが蔓延していることが、今、非常に民主主義を大きく傷つける事態になっています。

同じことは、これちょっときょうのメインテーマから外れてしまうんですけども、自民党改憲草案の中に出てくる緊急事態条項などにもあらわれておりまして、一つの例なんです、民主主義とかもうどこかへ行っちゃって、内閣が法律と同一の効力を有する政令を制定できて、その場合には何人も指示に従わなければならないということで、人権が制約されるということが、非常に一般的な形で定められています。この場合においても、何条、何条、何条、その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重されなければならないとかいう。「最大限に」ってわざわざ書いているということは「制限します」というふうに宣言しているのと同じですね。で、緊急事態とは何かの定義がないので、自然災害とかその外国からの攻撃というのが例として挙げられているんですけど、それらは全く性質の異なるものなので、その他は何が入るのかわからない、白紙委任ですよ。国会の多数でもって決めてしまえば、「これが緊急事態です、人権を制限します」ということができちゃいます。

で、こういったその本来あるべき自由とか権利とかが簡単に制限してしまえるものであるという発想が、この自民党改憲草案の中には非常に強くあらわれていますし、この共謀罪などの強行採決も同じような考え方に基づいていると言わざるを得ません。

さて、共謀罪に戻りますと、先ほど会長さんから御挨拶がありましたが、もともと歴史的に見ると、英米法、イギリスやアメリカでもって発達し使われてきた犯罪類型です。一定の犯罪を行うことを「共謀」すること自体が犯罪の内容であって、準備行為が要件とされる例もある。で、共謀だけで犯罪と言うけれど、その共謀そのものを立証するのって証拠がどうやって得られるのかよくわからない

ので、そこで司法取引がある国々で主に使われています。日本法はこんな考え方じゃないわけですね。やっぱり危険があるから処罰するのでして、基本は例えば殺人未遂のように、人が殺されたから処罰するが原則で、殺人の犯罪類型については、それより一歩前にまで遡りまして、未遂の段階で処罰するんだけど、未遂がなぜ処罰されるのかというと、人が死ぬ危険を発生させたから。「危険」が処罰根拠なんですね。

で、殺人罪の場合は、さらに予備罪も処罰されているけれども、予備も処罰根拠はやっぱり一緒に、未遂の程度までは切迫していないけれども、やはり人が殺される危険が発生したところで予備が成立すると考えられていますので、どちらにしても頭の中の観念的な危険だけでは処罰できないというのが日本法の考え方です。

で、共謀罪法というふうに、今般の組織的犯罪処罰法の改正で導入された犯罪類型を私たちは呼んでいますけれども、これに対しては、ネトウヨの方々からは、そんな名前ついていない、共謀罪法って言うなとかって言っているんですけども、これは内容が共謀罪そのものでありますし、国際条約との関係での説明でもやっぱり“conspiracy law”なんですね。「共謀罪」ですし、諸外国のこの立法についての報道も全部“conspiracy”というふうになっておりますので、やっぱり「共謀罪法」が実態を正しくあらわした呼び名であるということです。

それで、共謀罪が適用されて手続が途中まで進んだ事例は、ロス疑惑事件です。これは、元会社社長の三浦氏が被疑者になっていたものですが、アメリカで起きた事件について容疑者も被害者も日本人だったので、日本で裁判をすることになって、それにアメリカが協力してくれたというものなんですが、結局日本の裁判では証拠がないということで三浦さんは無罪になりました。最高裁判所まで争ったんですけど、無罪になったんですね。で、日本ではこの裁判が終わったところ、三浦氏がグアムに行ったときに逮捕されてしまいます。そのときの容疑が共謀罪です。ちょっと意外な感じがするかもしれませんが、アメリカからすると日本の最高裁が何を言っているかが無視することが一応できます、制度的には。でも普通は日本の最高裁まで行った事件なんで、それをわざわざアメリカが蒸し返すというのはやっぱり国際関係上は変ですよ。でも、アメリカ法によりますと、殺人罪と共謀罪は別の犯罪なので、殺人罪は日本で決着しているかもしれないけれども、共謀罪は別の犯罪類型なので、共謀罪で三浦氏を逮捕しました。で、身柄拘束中に三浦氏は自殺してしまいますので、この裁判はアメリカでは最後まで行かなかったんですけども、やはりこの日本で考えられている殺人罪とその前の段階の処罰の犯罪という理解と、アメリカが考えている共謀罪というのは、かなり発想が違うものであることがおわかりかと思います。そしてそれと同時に

アメリカで共謀罪でもって摘発されているケースは、この三浦さんの事件のように、実はもう被害者は亡くなっている、殺人既遂が起きているという事案で初めて使われている、共謀罪が摘発の理由になっているという事件が多いんですね。だから、アメリカでも本当に話し合っているだけで処罰がどんどんなされているというわけではなく、実際にはもっと殺人既遂とか未遂とかまで起きているような事案で共謀罪が適用されていると言われます。

で、この共謀罪立法はもともとあったわけではなくて、日本の刑法はドイツ刑法の体系を輸入しているものですから、ドイツなんかは国連の国際組織犯罪防止条約への対応として共謀罪を考えていたわけじゃなくて結集罪ですね。犯罪組織をつくる罪というほうで対応していました。そこで90年代までは日本でも結集罪をドイツのようにつくって、それで国際条約を批准しようという考えで進んでいたんだけど、あるときに、この2000年の参加国の非公式会合の後に、急に共謀罪立法が浮上して何かそれが強行されるような話になっているそうです。スパイ、司法取引、通信傍受との関係もいろいろ、これ、外圧によって共謀罪立法が突然進められるようになったのではないかと。日本法の体系からするとドイツ型の立法に進むのが自然だったんですが、なぜかそれが急に方向転換したというんですね。ちょっとこの外圧の話も後でまた考えてみたいと思います。

で、実際にできました今般の新しい条文ですが、3つ要件があるとされていて、組織的犯罪集団ですね。それから、犯罪の計画、2人以上で計画をした場合、それから、実行準備行為という3つなんですけれども、どれも無限定なんですね。何か限定の手がかりになるような判例もないし、条文もないということになっています。で、最後に司法取引的な内容がただし書きのところにあります。実行に着手する前に自首したものは刑を減軽、免除と書いています。

日本は、この国連の国際組織犯罪防止条約に参加するためにこんな立法は要らないのではないかと一言で言ってくださっていたのが、この条約の立法ガイドを執筆されたアメリカのニコス・パッサス教授ですね。公式立法ガイドの執筆者です。私、国際刑法学会のメンバーで前にお会いして知り合いだったものですから、直接聞きました、メールを送って。そしたら、立法は要らないという返事が来ました、本人から。そのままもう日本はすぐに批准すればいいじゃないですか、できますよ、いろんな説明の仕方があるけれども、とにかくこんな立法は要らない。で、権限を強化するために、こういう立法が計画されているのではないですかというふうにお返事がありました。

一応、その条約の条文そのものを見ますと、4年以上の自由刑を法定刑に含む罪について、ドイツのような結集罪型で処罰するか、あるいは共謀罪型で処罰するかどちらかが必要であるというふうに書いてあるんですけれども、でも同じ処罰範囲が確保できていれば、そのどちらかの名前を使わなくちゃいけないという

ことはないはずですよ。で、日本がどういうふうになっていたかという、かなり予備罪とか危険犯の処罰類型で実際の被害が生じるよりも前の段階を広く処罰できていますし、それから詐欺罪とか建造物侵入罪というのも最高裁はすごく広く理解しているんですね。例えば、犯罪的な目的でもって何か物を入手すると詐欺罪になるし、犯罪的な目的でもってどこかの場所に入ると建造物侵入罪というふうになりますので、下見とか実行準備行為としての物の入手というのは詐欺罪とか建造物侵入罪とかで処罰ができています。

そして条約の本文、条文そのものを見ますと、結集罪型と共謀罪型と書いてはあるんですが、注意書き的に括弧書きで「犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする」というふうになっていますから、要は未遂よりも前の段階で処罰ができればよいというわけです。そうすると、日本では危険な物の取り扱いは既にもう数百あると言われている危険犯という領域で処罰することができています。例えば、化学物質の扱いとか武器の扱いなんていうのは、ほとんどもう危ないものは全部処罰対象になっているし、何か出てきたらその都度処罰対象にしているんですね。最近では、ドローンも処罰の対象になっているというように、危険が出てきたら処罰していくので、組織犯罪対策としては、実際に被害が生じる前の処罰範囲は十分に確保できていると考えられます。

しかも条約はそのほかに、何でもかんでも広く処罰することを求めているわけではなく、国の憲法に従った対応でよい、あるいは国の憲法までは行っていないけれども、国内法の基本原則に対応していればよいとされているので、各国はやっぱり処罰されない類型をそれぞれ設けています。

例えば、共謀罪発祥地であるイギリスの共謀罪法はすごく広い処罰範囲なんですけれども、それでも除外規定があるんですね。配偶者間や刑事未成年者との間の共謀は適用除外、すなわち家庭内で話し合われていることは初めから処罰の対象にはしないという形でプライバシーの中核的な部分を守っているのがイギリス法です。日本はこんなのないですよ。夫婦間でも親子でも話し合ったら共犯になり得るという判例ですね。

それからアメリカも一部の州では、共謀罪の処罰がないんですが、そのままやっぱり条約には加盟しています。

ドイツは共謀罪じゃなくて結集罪なんですけれども、やっぱり憲法上の結社の自由との関係が問題になりますので、犯罪にしか役に立たない組織だけが処罰対象ですね。判例を見ますと、暴力的過激派、それからフリーガン、ちょっとせこいけど、それからネオナチの集団ですね。初めから犯罪を目的としてつくられているような団体、これを結集することが罪になるというふうにしていますから、非常に範囲は狭いんですね。一般の企業とか宗教団体とかが入ってくることはありません。

それからフランスも、条約上は4年以上の刑を含む罪を対象にしくちゃいけないんですけれども、いや、うちの国は5年以上にしますからというふうにして、4年と5年の間の部分は排除していて、限定しているわけです。

このように、どの国もそれぞれの国の事情があるから、全部網羅的に処罰している国はほぼ、ほぼというか全然ないと思われまして。で、日本の場合はどういう国内法の基本原則だったかという、憲法上の制限として、さっきの最高裁判例ですね。観念的な危険では足りない、頭の中の危険ではだめなんですね。現実的で実質的な危険が発生して初めて処罰することができる。したがって、話し合っただけでは罪にはならないというのが日本法の基本原則です。

次は、このテロ対策という観点なんですけど、先ほどこちと申しましたとおり、テロ対策は、テロ資金提供防止条約というのがありまして、これを国内法化したテロ資金提供処罰法という法律が組織的なテロの準備行為を網羅的に処罰対象にしています。これはほかの国と全部一緒に、抜け穴は日本にありません。で、ほぼ何でも、与えられる資金とかその他の土地、建物、物品、役務、その他の利益が対象なので、役務として何かやったら全部処罰なんで、もう組織的テロ準備行為は既に処罰の対象になってたんですね。だから、共謀罪法でもって新たに処罰対象に加わったテロ準備行為はないです。共謀罪法はテロには適用されないということになります。

そして、テロ資金提供処罰法のほうが刑が重いんで、そうすると、共謀罪法がテロの準備のための行為に適用される余地はもう全然ないのでして、テロ等準備罪という名前はうその名前です。で、このテロ等準備罪の処罰という言い方は、外務省では全く使われておらず、使っていたのは外務大臣一人です。これは、条約への対応をやっていた外務省としては、うその名前は使いたくなかったんですね。外務省では使っていません。で、法務省では使っていて、法務省の刑事局は検察官が3年ぐらい出向してきているだけですので、みんな責任とらなくてもいい、うそがばれても。だから法務省では使われていて、外務省ではテロ等準備罪という名前は使われていませんでした。

そしてこれは、自民党自身が政務調査会から党所属の国会議員あてに出した資料の記述ですが、オウム真理教のようなケースも適用対象になるということのはっきり言っていますね。だから、一般の団体として出発したものであっても、テロ等準備罪の適用の対象になりますというふうに言っているわけだから、あの国会で一般の団体がどうのとか、一般人がどうのっていうふうに、あれもこれも言っていたというのは、ほぼ茶番であったと言えます。

それから、ちょっとこれ余り細かく見る時間はないんですけれども、対象犯罪が今般277とか三百十幾つとかって言われていますが、初めてこの論点が出てきています。以前の共謀罪法、廃案になった共謀罪法だと六百とか七百とかとに

かく多かった、無限定だったんですけれども、今回何かちょっとそれが減った、でもその減らし方っておかしくないですかと思います。本来は、国際組織犯罪防止条約の趣旨は、マフィア対策なんですよ。そうするとマフィア対策をちょっとイメージしていただけたらと思うんですが、マフィアのように公権力を私物化する罪とか、あるいは組織的な経済犯罪ですよ。これが主たるターゲットになるべきというのが条約の考え方だと思うんですけれども、何と日本は逆になっているという。公権力の私物化って処罰の対象にならない。それから、組織的経済犯罪も除外されている。ちょっと書き切れないんですけれども、例えば警察などの職権濫用罪とか公職選挙法違反、政治資金規正法違反、政党助成法違反のように政治的な犯罪は除外で、共謀罪法の対象にならない。それから民間企業における賄賂罪は全部除外されております。税法の領域では除外になっているものと対象になっているものがありまして、庶民が行う脱税は対象で、大企業が行う脱税は除外というふうになっているんですね、おかしいですね。

これは私の国会陳述でそういうことを指摘したら、誰かがこんなのつくって来て、対象になるもの、それから、これ私も読めないんですけれども、もとの絵は資本主義のピラミッドっていう随分と歴史的なものなんですけれど、とにかくその政界とか経済界とかが有利になるように恣意的に対象犯罪が選ばれているという御指摘です。

そして、これは今の問題にもつながってくるんですけれども、一般の団体が適用対象にならないというような説明もありましたが、これはなるわけですね、法律の条文上は。まだ摘発事例が出ていませんけれども、恐らく警察としては、最初は世論の批判が出にくいものから始めるんじゃないかと思います。薬物犯罪とか、特殊詐欺のようなものだったら余り摘発しても批判は出ない、あるいは暴力団から摘発するとかだと思うんですけれども、その後は多分、普通の人にも適用が及んでくるのではないかと思います。その証拠に、日本共産党の例を出して悪いんですが、警察白書を見ると、何か普通の団体が全部警察白書のターゲットになっているんですね。これはインターネットで公表されているので、白書を見ていただけるといいと思うんですけれど、日本共産党が躍進したとか書いてあるんです、警察白書に。おかしくないですか。それから、「野党連合政権構想の提唱」とか、「民主青年同盟の動向」だったり、「全労連の動向」だったり。警察白書にこんなの書いている。税金を何に使っているのかと思いますけど、とにかく今警察は仕事が減っていますので、捜査権限をどうしても維持したいという動機が強く働いています。

本来ですと、さっきの憲法上の原則に従って、客観的な危険が発生したらば処罰できると言って、危ないものが何か発明されたらその都度処罰対象にして、もうドローンは処罰対象になっている。もしそれ以上処罰範囲を広げようとする

全然危険がない行為を処罰の対象にすることになってしまうんですね。

例えば、私は今、経済刑法研究会というのに入っているんですけど、新しい犯罪の手口を研究しているんです、仲間と一緒に。で、その研究会が終わった後、食事会で居酒屋さんとかに行って、新しい犯罪の手口について話し合っているんですよ。隣のテーブルの人が録音していたらやばくないですか。あるいは創作物の関係の人、日本ペンクラブの方々にも、犯罪が登場するような作品って普通にあるじゃないですか、テーマとして。あるいは、パロディの漫画とか、そういうものを警察が仕事がないからといって摘発の対象にするかもしれないんですね。

で、最終的には救済されるかもしれませんが、一たん強制処分が発動されますと非常にその救済までには時間がかかるし、泣き寝入りになってしまうケースも多いと思われます。例えば、GPS裁判、最高裁まで争われましたけど、やっぱり何年もかかってやっと主張が認められたということですね。だから、危険でないものまでが対象になってくる恐れがある。通信傍受を導入するということも金田法相は否定していませんでした。証拠がなくても検挙するということもできてしまうかもしれません。

人権侵害がいかにも起きそうな感じなんですけど、実は、日本も参加している国際人権規約では、プライバシー侵害を防ぐためにちゃんとした制度を設けておかなければならない。で、侵害が実際に起きたときに救済をしなければならないというふうになっています。そのための権限のある機関を設けなさいとなっているけれども、なぜか日本、これを守っていない。何にもないですね、救済機関が。

諸外国、例えばドイツでは、個人情報保護のための連邦レベルの機関と州レベルの機関とあって、自分は個人情報を侵害されたと思った人が救済を求めて行くことができるようになっています。イギリスやフランスでは、日本の公正取引委員会のような独立の行政機関があって、問題があったらかなり厳しい制裁処分とも発動できるようになっているのです。

しかし、諸外国でそのような制度が設けられているということを、日本は知っていて、そして国際人権規約でも求められているということも知っているのに設けていないんですね。最初に個人情報保護法ができたときに、諸外国の制度については、きちっと公式に調査があって、外国にはこういう機関がちゃんとありますねと。けどどつくらない。改正個人情報保護法のときもやっぱりつくらないというふうになって、今、日本である個人情報保護委員会は何にもしてくれないんです。救済はしてくれないし、申し立ても受け付けてくれないということで、頼って行ける機関がもう警察しかないです。でも、警察に頼っても効果ほぼないです。で、国連の特別報告者から疑義が出されました。プライバシー権に関する首相あての書簡が去年の5月に出されたわけなんですけど、これに対して「御指摘は当たらない」というふうに答えちゃったんですね、日本は。諸外国には異議申立

制度や審判機関がちゃんとあるのに、日本には何も歯どめがないんじゃないですか。国際人権規約に違反していませんかという質問をしたけれども、適切な回答をしていません。で、あたかも個人的な手紙が来たかのような説明を国内向けに日本政府はしていたんですけれども、違うという説明が国連事務総長のウェブサイトに出てしまいました。これがそちらですね。恥です。国連ウェブサイトに、何か私的書簡であるかのように日本は扱っているけれども、ちゃんと国連の仕事としてやっているものですよという説明が出ています。蚊帳の外というのは最近に始まった話じゃないんですね。

条約上は、こちらの日弁連のウェブサイトからの説明なんですが、今の国際人権規約では、プライバシー侵害対策の機関を設けなきゃいけないというふうに書いてあるんですが、それ以外に一般的に人権を侵害されたけれども、国内的な救済が適切に与えられないよという状態になっているときに、国際機関に直接申し立てをする手続があるはずなんですね。個人通報制度という制度なんですが、しかし、日本だけそれがないということで、国内の司法がきちんと救済をしてくれないと、国際的な機関でも救済してもらえない。欧州人権裁判所みたいなのないですよ、日本が入れるやつが。それなので、日本は結局条約に違反した人権侵害があっても、国の裁判所がちゃんと救済してくれないと全然救済される余地がないことになっています。これは大きな問題なんですね。

だけど何でこんなテロの対策に全然役に立たない立法が強行されているのか。これ、前から言われているのは、政権敵対的な勢力を排除するため、運動つぶしということです。危険でないのに処罰の対象にするというのは、つぶし放題ではないですか。そのように警察の権限を大きく保有する。しかし、それだけでなく、政権敵対的でない人も警察の実績づくりの対象になるというのが割と最近注目されてきている点です。さらに、アメリカの諜報機関の職員だったエドワード・スノーデン氏などは、個人情報捜査情報の米国への横流しが目的ではないか、そういう外圧があったのではないかとということを指摘しておられます。

警察は、仕事がないんですね。犯罪の件数は今激減して、毎年毎年すごい減って、こんなに減っているんです。最新版の白書によりますと、前年比9.4%減ですよ。9%前の年よりも減っていく、その前もすごい、一番多かったときと比べると、もうすぐ3分の1ぐらいに減っていった感じですよ。警察、暇。その間に警察の人員は2万人も増強されているということです。

で、これ、少年事件なんですけれども、これも最新版の犯罪白書で、お配りしてはいないんですが、やることがない。軽犯罪法違反が40%、で、京都府で、何で軽犯罪法違反を取り締まっているんですかって聞いたら、火遊びを取り締まっていますと。昔は取り締まられていなかったものまで、検挙していくというふうにしないと、件数が確保できない。でもそれでも減っているという感じですね。

外国のメディアなんかは、仕事のない警察が犯罪をつくり出すという記事があって、ちょっとうおとり捜査的なもの、わなを出しておくみたいなことも行われて問題になっているという指摘をしています。

それで、スノーデン氏の話ですが、映画にも出てきたんですが、個人情報を経営的に検索できちゃうシステムを日本に提供かということが去年の春に報道されました。恐らく、アメリカの諜報機関の中には日本語で情報を収集できる人の数は非常に限られていると考えられます。だから日本の警察にそれをやってもらって、そのかわりにアメリカとしてはシステムを提供するという。win-winの関係かな。市民にとっては災難ですが、そういう取引とか圧力があつたのではないかということを言っています。

スノーデン氏自身は、横田基地に2年間お勤めだったということで、日本のこともよく知っていて、それで日本のことをとても心配してくださっているんですね。スカイプとかインターネット会議などで日本の人とも話をしてくださって、京都の人にも参加されたと思うんですが、隠すことがないのなら恐れる必要もないというふうにネトウヨの人たちも今言っているんですけど、やっぱりうそなんですよ。これはナチスのプロパガンダであつたということです。プライバシーはあなた自身、あなたがあなた自身で決め、あなた自身でいられることを保障してくれるものであります。これがなくなりますと、社会があなたを見張り、判断し、社会があなたの生き方について口を出しますとしています。

こちらが映画のほうですね、雰囲気は本人に似た感じの俳優さんが演じておられますが、もともとスノーデンさんも国のために役に立ちたい、テロ対策に役に立ちたいと思って諜報機関で働いておられたけれども、しかしやがて世界じゅうのあらゆる個人情報をひそかに集めていることに気づく。そして行き着いた結論、テロは口実で目的は経済と社会を支配すること、僕が守っていたのは政府の覇権だけでしたというふうにわかって、それで命がけで告発をするわけですね。情報の持ち出しをされます。

「やましくなければ監視されてもいい」が間違っている理由は、さっきもこれナチスのプロパガンダだというふうに申しましたけれども、現代社会でもすぐにわかる例で考えますと、今、通信販売のサイトを利用したり見たりしますと、その後、お薦めがどんどん出てくれる。あれっ、何でこんなの出てくるのって思いますよね。これは、個人の行動とか嗜好のデータが大量に蓄積されて、ビッグデータという形でこう利用をされているんですね。マーケティングで利用しているだけだったら別に余り問題はないけれども、悪用できる技術だということはすぐわかりますよね。結局、特定の情報だけがある人の目に触れるように操作することによって、その人の行動を動かすことができます。そして、自分ではその本人は広く情報を集めて合理的に決定を下しているつもりでも、情報のインプットが

偏ったものに操作されれば、アウトプット、応答そのものも操作されることになりまして、そして恐ろしいのは本人がそれに気づかないということです。だから、自分自身は別にちゃんと情報を集めて考えて行動しているよというふうな自覚だったとしても、実は最初のところでの情報がコントロールされているために、全体がコントロールされていて、本人気づかないという恐ろしい事態ですね。監視が本人に気づかれないうちに自由を奪っているということが技術的にはもう容易にできるようになっています。

ここからは今の話なんですが、警察は仕事がないので、およそ犯罪ではないと考えられるようなものの摘発に動いています。一つの例は、改正風営法なんですが、風営法の中にダンス営業処罰というのがあった、ちょっと聞いたことがある方もいらっしゃるかと思うんですが、もともと売春防止のためにつくられた古い法律が削除されないまんまに残っていて、それでなぜかお店で音楽をかけていた人が処罰されてきたというそういうおかしなクラブの摘発というのがありました。で、これをやめさせようということで、裁判で最高裁まで争った方は無罪を勝ちとることができて、そのダンス営業処罰も廃止されたんですが、しかしその際、警察はどうしても処罰権限を保持したかったために、今度遊興処罰規定というのを入れたんですね。遊び興じさせると犯罪みたいな、で、これ余りにおかしい、これ憲法違反の法律だろうということで、私たちも反対して摘発反対運動をずっとやってきたんですけども、残念なことにことしの1月29日に警視庁での摘発事例が出ました。裁判まで争わなかったので罰金で有罪になってしまったんですね、このお店の方は。写真は改正前の風営法での摘発ですけど、お店で音楽をかけていると犯罪というとてもない状態であります。風営法裁判で戦った方は勝っているんで、大阪では同じお店がもう一回摘発されるとか、同じような店が摘発されるということは起きていないんですけども、ことしになって警視庁のほうで摘発事例が出ています。

本来でしたら、これは争ったら裁判になる、絶対勝てる、無罪になるものであったけれども、やっぱり一種の泣き寝入りのような状態になってしまったということですね。

だから、こういうのを阻止していくためには、やっぱり市民と学者と法律家が連携していく必要があるなと思います。ちょっと風営法の細かい内容については御説明する時間がないんですが、今、遊び興じさせると犯罪というのは、もうおかしいじゃないですか、もう文面上。こういう憲法違反な立法がなお最近でも行われているということです。しかし、憲法裁判で争うのもやっぱりすごく敷居が高いんですよ。泣き寝入りにになってしまうということが心配されます。

それから、これは別の問題です。これも最近議論があったんですが、東京都迷惑防止条例の厳格化、ストーカー行為規制法をすごく広くしたような処罰規定が

条例の中にありまして、ストーカー行為規制法の場合は、恋愛感情がもとになっている場合に処罰しているんですけれども、条例はそうでない場合も、つきまといとか批判的な言葉を投げかけるということも対象になりかねない。そしてそれがさらに広がっていくということで、幅広い処罰改正法が3月に可決されたということです。悪意の感情によるつきまとい等の処罰、これもすごく広く理解されて適用されると、もう街頭宣伝とかできなくなっちゃうんじゃないかということで、弁護士さんたちも批判の声を上げています。

ごく最近の例ですが、今までも、2017年1月の新聞ですが、反原発ツアーでレンタカーの割り勘をしたらば、白タク無許可経営罪で摘発されたとか、あるいは個人情報の不正な流出、これは行政訴訟が今行われているようなんですけれども、こういった個人のプライバシーを侵害するような権力の運用というのは、前からあったわけですね。私が個人的に関与しているものでは、これはろくでなし子事件、これも表現規制に係るものなんですけれども、まだこれ裁判が最高裁に係属中ですが、もうこんなもの処罰してどうするんですかという感じですね。こう芸術活動として作品をつくっているんだけれども、わいせつデータ頒布罪で今、最高裁で争っています。それからこれも私、裁判やっているんですけれども、大阪タトゥー裁判です。医師法違反事件で今、大阪高等裁判所に係属していますね。彫師さん、やくざじゃないんですよ、全然。お客さん、女性の方で花がらとか入っているだけなんですけれども、医師法違反で摘発ということで海外からはばかにされていますね。これ、アルジャジーラの放送です。

ということで、共謀罪のところ、まとめます。

警察、暇というのが結論です。既にテロ対策の法律は十分にあるので、共謀罪法をつくってみてもそれで治安がよくなることはありません。適用しようとするれば広範な人権抑圧にしかならない。通常の市民生活や研究開発、表現活動にも影響が及ぶことになります。

で、政府に敵対的でなく違法行為をしていない者もターゲットとされる恐れ、例えば、さっきのダンス営業みたいな、別に何の政治的な主張もしていない場合ですね。いろんな立場の方があるでしょうし、何か政権批判的なお店が摘発されているというわけではないです。誰がターゲットになるか全くわからない状態ですね。これがやっぱり営業活動とか表現活動に重大な萎縮効果を及ぼしている面もあると言われます。

テロ体策、オリンピックのためには使えない法律です。そして、その対象犯罪の選定の仕方なぜか財界、政治家に有利な選定の仕方になっております。

警察が暇だったらもうちょっと何かほかにやることあるんじゃないの、虐待されている子供が死なないようにするとか、あると思う。汚職を摘発すべき、あるんですけれども、何かそっちのほうは機能不全に陥っていますね。かつては、諸

悪を眠らせるな、被害者とともに泣け、国民にうそをつくなということが検事総長のモットーで部下たちにもそのように言われていたし、閣僚や閣僚経験者も賄賂罪や議院証言法違反で有罪判決を受けていたじゃないですか。例えば、そうですね、こういった方々はみんな有罪判決が出ている人だと思います。

なかなかこれができなくて、何でこんな違法、違憲なことが平気でまかり通っているのか、そして犯罪捜査が適切に行われていないのは何でだろうかという、やっぱり残念ながら何ら圧力によって動かされている面があるんですね。本来は、権力分立によってチェック・アンド・バランス、そして、民間でもマスコミとかそういうところのチェック機能というのも果たされていないといけないんですが、今、それが全部麻痺しています。

とりわけ三権ということで考えると、人事を通じた行政・司法の操作、例えば最高裁判所の裁判官の人事って政治的なんです。そして、最高裁判所以外の裁判所の裁判官は最高裁が決めているので、上が操作されると、あと全部下がそんなくになっている。で、警察も頑張って犯罪捜査、政治家の犯罪捜査しているとどこかに転勤になっちゃったりとか、そんな感じです。実は、きのう法務省の研究会に行っていたんですけど、法務省の高官であって警察の組織にいた方に、警察バッシングもたくさんあって大変ですねと言ったら、すごい困っていて、うその情報がやっぱり何か流されていて、自分の名前で検索するとウィキペディアがすごく長くて、後半半分が全部うそだというふうにおっしゃって。で、経歴とかもうそが書いてあるらしくて、ちょっと警察バッシングはどういう人がやっているのかわからないんですけども、それで、訂正したらまたうその情報が書かれて、そういう情報操作に警察官も困っているという話を直接きのう聞きました。

こんな状態なので、本来の三権分立とか、マスコミも操作されているというのは国連のもう一人の専門家から指摘されていますから、正常なチェック機能が全然働いていないので、今のところ市民が頑張るしかないところがあります。

情報操作、テレビ中継がなくインターネットしかも共謀罪法強行採決の過程は中継していませんでした。朝になってやっと6月15日の朝のニュースで最後のところが映ったかと思うんですけども、300ぐらい新しい犯罪類型ができるのに、国会中継ないっておかしいですよ。それ自体がもう操作されていることの証拠だし、到底中継できない内容が展開されている。国会法違反が続いて行われているという感じで、これやっぱり日本、異常な事態であるということは、海外の人から見ると明らかでして、海外メディアは全部この共謀罪立法には人権侵害のおそれがあるということを報じていますし、国連の特別報告者も、これはマスメディアについて、有力政治家の圧力があるということを公式なりレポートで報告しておられます。

情報操作に関して、やっぱり良心的な人でもだまされている方が多かったので

すね。これは北海道新聞の去年の4月段階でのアンケート、独自調査ですが、この組織的犯罪処罰法の改正案に賛成ですかという質問と、その内容をあなたは知っていますかという2つの質問をしたところ、年代別に見て全ての年代で賛成と言う人と知らないと言う人の割合が同じということだったんです。だから、だまされていた人たちが賛成だったと。街頭アンケートをすると内容をそこで見ることができて、えっ、こんな変な内容だったんですかと初めて気がついて「反対」にシールを貼ってくれる方が多かったと言われています。

そうだとすると、ちゃんとした情報の流通を求める取り組みが必要になっています。うそっていつまでも隠し通せるわけじゃないんで、最後は歴史の審判が下るんですけれども、すごい待っているわけにいきませんから、ちょっとずつでも正しい情報を拡散していく必要があります。長期的にはうそはばれるだろうし、例えば歴史に関してのうそというのは、日本では犯罪になっていないけれども諸外国では処罰されていることもあります。ナチスによる虐殺はなかったというふうな表現活動をする、ドイツでは犯罪ですし、同じことは、南京大虐殺とか従軍慰安婦の問題についても当てはまり得るのです。でも、待っていてもしょうがないので、ちょっとずつでも市民が拡散していく必要があります。

これは国境なき記者団の新しいページですが、やっぱり第二次安倍政権以来、報道の自由への圧迫が指摘されている。極右勢力から良心的なジャーナリストたちへの嫌がらせがある。特定秘密保護法によって取材活動に厳罰が科される恐れがある。こういう萎縮の問題も指摘されています。

これは、報道の自由に関する専門家の国連のウェブサイトですね。報道の独立性に対して重大な脅威が日本ではあるということを言っておられます。これはイギリスの報道で、同じ内容が報道されていますね。

もう最後ですけれども、市民の力ってそんなに大したことないと思うかもしれないんですけど、実は、マスコミや省庁内部からも私のところには賛同と励ましがあります。NHKディレクターの友人たちからは、せっかく取材しても上でつぶされる、あるいは表現を変えられるというのが言われているし、省庁の中には友達たくさんいるんですけど、頑張れ、頑張れっていうのが来るんですね、メッセージが。彼らは表に出て来られないんですけども、やっぱり今の状態は異常なので、とても大きなストレスのもとで仕事をされています。だから、市民がこうやって声を上げている状態、そのものが彼らに対してはすごい大きな励ましになっていることがわかるんですね。ですから、私たちは目に見えた形ですごい成果が上がるというのはなかなかないかもしれませんが、見えないところでもものすごく力強く思っている方々がたくさんいます。政治的な立場にかかわらず、真実を知りたい気持ちとか、だまされることに対する怒りというのはあると思いますので、そういうところからでも少しずつ連帯を広げていければと思います。

ます。

それでは、私の話はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 高山先生、ありがとうございました。とてもわかりやすく、共謀罪がどれだけ無用なものか、そしていかに有害で危険なものかというのがわかったのではないのでしょうか。

【高山先生への質疑応答等】

○司会 それでは、高山先生にはご講演に引き続いてご登壇いただきまして、当会秘密保護法対策本部本部長代行の吉田 薫会員と共謀罪対策本部副本部長の豊山博子会員の3名による鼎談で、共謀罪の問題点について、さらに掘り下げていきたいと思います。

 これより司会を豊山会員にバトンタッチいたします。豊山会員、よろしくお願いいたします。

○豊山会員 ただいまご紹介をいただきました弁護士の豊山博子と申します。ここからは司会を担当させていただきます。

 まずは、弁護士会からの質問という形で幾つか質問をさせていただき、高山先生からご回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

 よろしくお願いいたします。

○吉田会員 もう一人のほうの吉田 薫といいます。弁護士会でもやっぱりなかなか若い会員がこういう活動に参加してくれるというのがなかなか少ない形なんです。今回、豊山先生が司会を買って出てというか、押しつけられたのかわかりませんが、直球の質問をいろいろしてもらおうと思っています。

 僕自身、昭和60年に弁護士登録をして、ちょうど国家秘密法のころに引っ張り出されて、それがごく最近、秘密保護法がああいう形になったこともありまして、そのとにかく横からちょこちょこと癖球を投げていって、何とか皆さんとの、先ほどの非常に高山先生のわかりやすくわかり過ぎた感じがするところをもう一回まぜ返して、自分たちの問題というふうに引きつけていられるようにちょっとだけお邪魔させていただきます。よろしくお願いいたします。

○豊山会員 それでは、早速、質問に入らせていただきます。

 先ほどのご講演でもお話しいただいたんですが、政府は共謀罪の成立過程で「テロ防止」ということを強調していたと思います。また、共謀罪の対象犯罪である277の犯罪のうち、テロ対策と関係のなさそうなものもたくさんあると思うんですが、どのようなものがあるのか教えていただけますでしょうか。

○高山教授 実際は、全部関係ないと言ったら変なんです。テロ対策は組織的テロ準備罪やほかの法律でも全部処罰対象になっていますので、共謀罪法は全然テロには使えないんだけど、一応、形式的には例えば殺人とか、そういうのは関係あるというふうには考えられるんです。けれども、これは政府の説明でもかなり無理やりこじつけでテロ対策というふうに言われていた類型が多かったと思うんですね。国会で出てきた例としては、キノコ狩りというのがありました。キノコ狩りもそうなんです。財産に対する罪のほとんど、かなり多くの部分が含まれています。例えば、キノコ狩りじゃなくても、普通の窃盗罪とか、ほかの

財産犯罪ってテロ対策とどう関係があるんですか。資金源になるっていうふうに考えると、財産に対する罪はやっぱり全部ということだと思うんですけど、でも犯罪の資金になるという点から考えたら別にテロじゃなくたって何でもかんでも一緒ですよ。

私が国会で出した例は、性犯罪です。テロ対策にも関係ありませんし、マフィアとも関係がないですよ。でも入っているということで。とにかくテロ対策という説明も変ですし、マフィア対策にもなっていないものがやっぱり警察などの取り締まり権限を広く確保するというので、庶民に向けられてつくられたのかなという印象をすごい強く持っています。

○豊山会員 ありがとうございます。

そしたら、ちょっと時間もありますので、早速次の質問にいきます。

一般市民、私たち一般市民にとっては、結局どういう場合に共謀罪で処罰されるのかというのが非常に不明確であるというのが一番怖いというか、一番心配だなと思うんですけども、そんなことまで共謀罪で処罰されるのかという例としてどういうものがありますでしょうか。

○高山教授 実際に、処罰されるかどうかというのは、頑張って争うかどうかにかかっているかもしれませんが、摘発されるかどうかということと言うと、先ほどの改正風営法の例にもありますように、要は運が悪ければ摘発の対象になっちゃうんですよ。だから、こう反対運動をやっていますよというふうに言っていると、この人を摘発すると弁護士と学者が飛んでくるというふうになって、少しその権力に対する抑止効果になるかもしれないんですが、私が去年から一年ぐらいまえですかね、いろいろ講演している中で市民の方々からよく相談を受けた中で、税理士さんから節税の相談が脱税の共謀というふうに言われてしまうんじゃないかということがありました。さっきちょっとスライドで簡単にしかお示しできなかったんですけど、所得税法とか消費税法とかそういう庶民がかかわっているような税法は対象犯罪になっていますので、普通の節税相談みたいなものも狙われたら摘発の対象になってしまうかもしれない。

あるいは、少し国会で議論がなされたものは、漫画作品などでのパロディーですね。これが著作権法違反の共謀罪として摘発の対象にされてしまうんじゃないかということが実際、比較的若い方々の間でも懸念されていましたね。パロディー作品、全然これ著作権侵害にならないものであっても、共謀であつただろうというふうに言われてしまうかもしれないと、とりわけエッチな漫画に対しては反対する意見もすごく強いので、そういう点で迫害されがちな内容の作品をつくらしている人たちが弾圧されてしまうんじゃないか、本当は著作権法違反なんかするつもりは全然ないのに、弾圧のために共謀罪が使われてしまうんじゃないかということが懸念されています。

ほかにもいろいろあるかと思うんですが、運が悪ければという感じですね。

○吉田会員 共謀罪のことをわかってもらうときに、犯罪のことを考えるからしょうがないやないかという形で、普通いろんな人と話をするときに、なかなかそこがわかってもらいにくいときがちょこちょこあったりして、例えば、法に書いてあるのは、人を殺すということに関して、いつ以前のところでどのあたりから処罰の対象とするのかとか、例えばトイレに落書きするということに、どのあたりまで処罰の対象とするのかとかいうのがあるし、先ほど特に税理士さんの話が少し出たんですが、普通、僕もあんまり実際に企業に入っていないから偉そうなことは言えないんですが、企業で何かを考えると、これが税法上アウトなのかセーフなのかグレーなのかということは常に考えていくであろうし、もちろん最終的にこれはアウトやから除外するということにはなるけれど、最終除外をしたからといってセーフにならないということになって、その検討したこと自体が本来的に共謀罪になるんじゃないか。そうすると普通に仕事をしていて絶対安全なところなのか、ちょっと切り込むのか、ある程度ぎりぎりのところで検討するのか自体が共謀罪になるという議論もされているところがありますが、一応理屈上はそうなんですか、先生。

○高山教授 一応でもその犯罪を遂行することについては合意までがないと実体法的には犯罪にはならないので、本当は、神様の目から見れば、犯罪をするつもりがある場合だけが対象なんですけれども、でも神様が刑事手続をしているわけではありませので、疑わしい事実があったら、それが証拠として使われてしまうかもしれないわけです。

先ほどの私の例ですと、研究会のメンバーで新しい経済犯罪の手口について毎回話し合っているんですけども、これ、そのまま録音してたら本当に犯罪の計画そのものですから、おまえたちはこういうグループでしょうというふうに言われてしまうかもしれませんし、やっぱり創作物などをつくっている人たちからも同じようなことが心配されているし、それは漫画の愛好者の人たちも同じかと思いますね。

実際に侵害するつもりがない場合であっても、証拠としてそういうものが出てくる可能性があるという、証拠として使われてしまうような事実があるだけで、摘発の対象になりかねないということがあります。

○吉田会員 例えば企業であるやり方がぎりぎり所得税法上アウトになるのかセーフになるのかということを検討していると、何人かのチームでいろいろ検討して、結局これはやめとこうか、これいけるか、脱税って言われるか言われへんか微妙だなという、最終やめるといったときに、それ自身さっきのその共謀罪のほかの構成要件との関係では、さっき一般人もなるということをおっしゃってたし、組織的という部分も団体のところなんかもなるのか、そういうことにやっぱ

りなる恐れは十分あるということです。歯どめにならないという。

○高山教授　そうですね、ドイツ法のように初めから犯罪を目的につくられた組織に限るというふうな書き方にもなっていませんし、普通の企業、普通の宗教団体、普通の市民団体の一部が犯罪をするような性格のものに変わったというふうに認定されればそれでターゲットになってしまうかと思いますけれども。

○豊山会員　ありがとうございます。

私がすごいびっくりしたのが、替え歌もだめだよという話をさっき高山先生にお聞きして、今だったら結構ユーチューバーとか皆さん、正しい歌のとおり歌ってたらいいんかもしれないですけど、そのあたりもちょっと心配かなと思うんですけど、摘発の可能性はゼロではないんですか。

○高山教授　そうですね。何か「ジャスラックです」というふうに言って。これ、京都大学の総長がスピーチの中で、ボブ・ディランの「風に吹かれて」という歌の一節を引用したら、「ジャスラックです」というクレームが来ちゃったということで。そういう、何ていうんですか、目をつけられていると危ないということはあるかもしれません。

本来ですと、漫画もそうなんです、替え歌でもパロディーというジャンルがあると思うんですよね、表現活動として。だから、それは表現の自由として認められるべきものではないかと思うんですけども、敵対視する人たちもいるわけですし、ターゲットにされる恐れは払しょくできないってということかと思いますね。

なかなかしかし、エロ漫画の愛好者の人たちは、自分たちで表立って声を上げてにくいところがありまして、かなり萎縮効果が実際に発生しているという残念な話も聞いています。

○吉田会員　今、お話しになっている、著作権法もこれ共謀罪の対象になっている、不正競争防止法もなっている、労働者派遣法もなっている、金商法もなっている、破産法もなっている、会社法もなっているという形になっていると、この辺のところはもう、要するに考え方として、明らかに犯罪的なのか犯罪的でないのか、趣旨に合っているのか合っていないのか、人によって判断がずれたり、そういうことは常に出てくるけれど、その辺は最後の最後を戦って正しいと言われるまでやられてしまう恐れがあるということですね。このあたりのことはあれですか、国会ではこれを外すとか外さないとかいう議論とか、その辺はいろいろあったんでしょうか。

○高山教授　野党はちゃんと質問しているんですけども、組織的な犯罪として行われるものを対象にしましたという以外の答えが全然出てきていないんです。ですから、私が指摘したような点についての議論は実質的にはゼロであったと言えるかと思いますね。今、先生が挙げられた法律の中でも除外されている類型が

あるわけなんですね。

○豊山会員 ありがとうございます。

ちょっと今のお話にも重なるかなとは思いますが、その今のどこかこんなことまで共謀罪になるのかということと逆に、これは共謀罪にならないのかというものについて、収賄関係等は除外されていると思うんですが、その点はいかがですか。

○高山教授 公務員の収賄罪は含まれているんですけども、民間の収賄罪、汚職の罪の類型は全部除外されていると思います。で、さっきちょっと挙げた法律の中には、会社法上の賄賂罪、それから金融商品取引法上の賄賂罪を始めとする民間の賄賂罪、商業賄賂罪と呼ばれている類型は、何かこう毛抜きで毛を抜くように全部除外されている。その金商法とか会社法のほかの犯罪類型は対象犯罪に入っているんですけども、商業賄賂罪だけがなぜか入っていない。しかし、これは国際条約との関係で見ると非常におかしいわけなんですよ。マフィア対策の条約のための立法であるならば、まさにそういうものをターゲットにしていかなければならないのに、逆にそれが除かれているというのは、これはもう変な圧力が財界から働いたものと私は考えています。

○吉田会員 やっぱりマフィア対策のこれ、もともととしては例えばイタリアの昔のマフィアの云々とそんなことがあるんでしょうかね。

○高山教授 そうですね。イタリアではやっぱりマフィアの事件で人が殺されたりとか、かなり深刻な事案も多くあるということで、それでそのこの条約はパレルモ条約というふうにも言われていて、調印されたのがイタリアのシチリア島のパレルモ市というところで、それでそのマフィア対策を世界的に強めていくぞという決意をあらわすものとしてできた条約なんですね。でも、実際の今般の日本の立法は全くそれとは異なる性格のものになってしまっていると思います。

○豊山会員 ありがとうございます。

次はちょっとアメリカの話をお聞きしたいんですが、アメリカには共謀罪がありますよね。で、ご講演でロス疑惑のご説明をいただいたんですけど、アメリカでは実際にどのように施行されてるんでしょうか。例えば、会話しただけで処罰されるという例はあるのでしょうか。

○高山教授 網羅的に調査しているわけじゃないんですけども、本当に会話しただけで処罰されている判例はまだ私は見ていないんです。実際の適用例は、さっき一つ例がありましたけど、ロス疑惑事件のようにもう人が殺されていますとか、あるいは殺されるところまではいかなかったけど殺人未遂ですとか、そういうところまで事件として進んでしまったものについて、最初の段階で関与していた人が共謀罪で処罰されるというものがほとんどであると、ほかの研究している先生からは伺っています。それから、話しただけで処罰しようとしたんだけれ

どもだめだったという例もありまして、これはアメリカでもやっぱり適正手続保障というのが憲法上の要件ですので、何かしゃべっただけで処罰というところはやっぱり裁判所としても認めないんですね。しゃべっただけで処罰って、どうやって証拠を集めるかという、例えば司法取引とかおとり捜査のような形でしか、その段階でもう処罰しようと思うとできないわけですね、事実上。で、そうすると、そのおとりとかスパイとかの場合は、もうその段階でとめちゃえばそこから後に進まないから、処罰の必要はないんですね、本当は。それですし、またそのおとり捜査のような場合は、本来は被害が発生しないわけだから、実行準備行為に該当するものとしての要件はやっぱり実質的に危険が発生するような場合でないといけないということで、処罰を認めなかった判例などもあります。ですから、条文の書き方としては何か合意しただけで処罰ができるとか、何か客観的な行為が一つでもあればいいというふうになってはいるんですけども、実際の運用としては被害が発生したとか、危険なところまで進んだというふうになっていないとなかなか有罪のケースにはなっていないと思います。

○吉田会員 我々ずっと言っていたのは、何をしたら犯罪になるのか、何は、この部分までは、その犯罪であるかないか明確でなければならないというのは、もともとの感覚としてあったんで、これはその全世界共通の認識とは違うんでしょうか。どういうふうにそこら辺、自分たちの自由ということを考えるのか、どうかというあたりは。やっぱり英米法と大陸法が違うというのはわかるんだけど、やっぱり何をしてもいいのか、何をしてはいけないのかというのは、これ全世界の共通理解でもないんでしょうか。

○高山教授 細かい話になっちゃうんですけども、法律の条文に処罰範囲が書いていないとだめであるという原則は、もともとは歴史的にはドイツなどのヨーロッパ大陸法のほうで厳しい原則とされていまして、イギリスとかアメリカでは判例で処罰範囲が示されていればいい、法律に明示されていなくても判例で示されていればいいという考え方だったので、その点では判例を調べろというふうだったんです。けど、現在では判例で決まっている処罰範囲というのではやっぱりわかりにくいので、法律の条文として市民に示すことによって自由を保障しなければならないというやり方が普遍的になってまいりました。わかりやすい例は、国際刑事裁判なんですけど、前はニュルンベルク裁判とか東京裁判みたいに泥縄的に処罰するやり方というのが行われてきたんです。今はそれは廃止されていて、新しくできている国際刑事裁判所では国際刑事裁判所がつくられた後に起こった事件についてしか処罰の対象にはしないというふうに改まっているんですね。だから世界的な潮流としても処罰されるものはちゃんと条文に初めから書いていないといけないということは一般的に認められるようになってきています。

○豊山会員 ありがとうございます。

先ほどアメリカも法律上の法律の構造上は会話しただけで処罰はできるけど、実際はなかなかそこまでいかないと、司法が機能しているというお話があったと思うんですけど、そうすると日本でも構造上、会話で処罰が可能でも実際はそうならない可能性もあるということですか。

○高山教授　そうですね。共謀罪での日本での摘発事例が出てきたら、直ちに憲法訴訟だというふうにさっきちょっと申し上げたんですけども、最高裁判例は危険が現実的にないとだめというふうに言っていますので、これは憲法31条の解釈ですから、法律の立法によってそれを変えることはできません。憲法解釈のほうが上です、最高裁判所の。広い処罰範囲を持つ条文をつくってみたからと言って、憲法についての最高裁判例を破ることはできないんですよ。そうすると、危険が客観的にないと処罰できないわけだから、話し合っただけで処罰すると書いてあっても、それがそのとおりに認められるというわけではないと思います。

○豊山会員　ありがとうございます。

では、弁護士会からの最後の質問にいきたいと思います。

先ほどもご講演いただいた内容に出てきたんですけど、アメリカでスノーデンさんが告発したように、NSA等がインターネットを使用して市民の通信を監視したり、部屋の中をのぞき見したりということが起こっていると聞きますが、この現象はアメリカに共謀罪があるから起こっているのでしょうか。こういった国家的違法行為を実行している公務員の行為を処罰する規定というのは、日本にはないのでしょうか。

○高山教授　ちょっと難しい質問なんですけど、直接的には共謀罪があるから行われているというわけではなく、別の制度なんだろうと思うんですね。スノーデンさんが以前に働いていたのは、アメリカの諜報機関です。で、この諜報機関というのは、警察と違う秘密の組織なんですね。国家の組織です。諜報機関がどういう活動をどのようにやっているのかというのは秘密になっているので、普通の市民がそれを知ることはできないんです。だけど、秘密なんですけれども、一応裁判所がコントロールしているので、その過程も普通は全部はわからないけれども、一応何でも好き放題やっているわけじゃなくて、みんなには公表はしていないけれども裁判所がチェックをしていることになっています。そうすると、共謀罪と関係なく、諜報活動というのは行われていて、しかしそれは裁判所のチェックを受けているというやり方になっています。

で、共謀罪法との関連でいうと、日本は結局その諜報機関というものがなく、アメリカのような諜報機関はないわけですので、市民の情報を集めているのは警察などの省庁ということになります。これで、共謀罪が処罰の範囲に含まれてきますと、まだ実際には何も起きていない段階でも犯罪なわけですから、それを口

実に市民の個人情報を広く集めるということは大っぴらにできてしまうということがあるので、諜報機関がないけれども事実上諜報活動ができることになってしまうというのが、この共謀罪法の問題の一つだと思います。

プライバシーが違法に侵害されるような事態というのはもう既にたくさん起こっていますし、これからもさらに懸念されるんですが、なかなかこれを日本法のもとでやめさせることは難しくて、さっき、国際的に見ると、ほかの国には独立のチェック機関、救済機関が置かれているというふうに申しましたが、日本にはそれがありませんし、国際人権規約に基づく国際機関への通報の制度も日本にはないというところなんで、国内の司法でどのぐらい救済してもらえるのかは場合によるかと思います。さっきちょっと触れましたGPS裁判のように、最高裁まで頑張って争って勝ちましたというのものもあるんですけども、圧倒的多数の事件は泣き寝入りになってしまっています。本来は、職権濫用罪などの処罰規定があるんですけども、なかなかこれで有罪をとるというのは難しい、現実的には難しく、さらに最後に申しあげましたような裁判所の人事など、あるいは検察官の人事などについても政治的な圧力がかかっているとされていますので、今の制度できちんとした権力間のチェック・アンド・バランスを期待して問題の解決に結びつくだろうと考えるのはちょっと難しい。なんで、制度を改めていかなければならないところが大きいかなと思います。

○豊山会員 ありがとうございます。

それでは、会場の皆様からいただいた質問に移りたいと思います。

まず、日本以外の他国にある警察捜査にかかわる第三者委員会の状況を教えてください。日本は犯罪捜査が適切に行われていないと、これをどのように改善できるでしょうかというご質問です。

○高山教授 警察とか検察に対するチェック制度も日本も全くゼロではないんですね。ちょっと今申しあげたような職権濫用罪とか特別公務員暴行陵虐罪などの刑罰規定もありますし、検察審査会とか付審判制度など、処罰すべきものがされていないときに改めさせる制度がないわけではないんですけども、実際にその果たしている役割が小さいものにとどまっていて、実効性が乏しいんですね。ただ、今はこの共謀罪法の問題だけでなく全般的にひどいことになっていると思いますので、実効的なチェック機関を設けなければなりませんし、国際条約で求められているものもありますし、また諸外国ではやっぱり公務員の職権濫用罪とか、裁判官の枉法罪、法を曲げる判決を出す罪とかも結構使われているんですけども、日本はほぼこれぐらいで、今ある制度を適切に運用するということと、欠けている制度をつくるというのと両方が必要かと思います。ただし、全体を回すためには、本来の権力のチェック・アンド・バランスがないとだめなんで、人事で全部政治的に操作されているという状態では、紙に書かれたいい制度があ

ったとしても、それが実際には機能しないということになってしまいますので、これは国内的にも国際的にも声を上げていく必要があると思います。諸外国からの応援というか批判とかも積極的に呼び込むようにしないといけないなと思います。

○豊山会員 もう一つ、同じ方からで、共謀罪は今のところ適用はゼロとのことですが、共謀罪に関連して警察は今何をしているのでしょうか。捜査をしているのでしょうかという質問です。

○高山教授 今まですごい個人情報を集められまくっていたということが、元警察の職員の方からこの場でも講演していただいたことがあるんですが、今までだところそこそやっていたことが、共謀罪の捜査であるというふうになれば堂々とできるようになって、見つかってもしし開きができるということです。実際に行われていることが急に拡大したかどうかというところまではちょっとわからないんですけども、プライバシーにかかわるような捜査活動がより広く行いやすくなったことは間違いありませんので、強制捜査はまだ出ていませんけれども、かなりやはり個人情報はターゲットとされている人については、とりわけめちゃくちゃ集められていると思います。私自身も監視対象になっていると自覚しています。

○豊山会員 ご講演の中で、国連から今報告を求められているはずというご発言があったんですけど、日本政府の対応の内容はわかりますか。

○高山教授 ご指摘は当たらない、適切であると回答している。

○吉田会員 何か一回、昔調査に来るとか、調査に来ないとかいう、調査を引き延ばしたことがあったんで、その後はどうなったんでしたっけ。国連からくるという調査を延ばしたという話で続きがあったかと思いますが。

○高山教授 それは、報道の自由に関しては実現できていますけれども、今般の共謀罪法については、まだ現地調査などにはなっていないんじゃないかなと思います。

○豊山会員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

圧力によるマスコミ操作があるとされていますが、確かにテレビ業界はあるかもしれませんが、しかし、新聞業界、雑誌業界はマスコミ操作されない、されていないと思いますが、その点についてはどう思われますか。

○高山教授 新聞はされていますね。自分が取材を受けていて思います。テレビだけじゃなくて、新聞も。現場の記者さんたちが、例えば高山に関するインタビューとか記事とかをつくって出しますからとか言っても、消えているんで、上のほうで。それから、複数の新聞で同じ材料が使われていたりとか、あるいは、世論調査の方法ですとか、いろいろあるかと思いますが。京大でこの共謀罪法とか安保法制とかよりもずっと前に私が体験した間違い報道は、京大総長選挙で総長

候補を全世界から公募するというニュースが大きい新聞の複数で出たものですが、デマなんですよね。私、おかしいなと思って。自分も審議会の委員をやっていたときの発言で「こんなの言っていないのに」という内容が大きな新聞に書かれたというのが何度かあったりして、担当の役所に何でこんなことになっているんですかって聞いたら、いや、私たちも困っているんですって。何か意図的にそういう歪曲されたような情報とかうその報道とかがあって、それが何らかの政治的な圧力から来ているんだろうというのは、自分でも思います。

新聞にはもちろん、いろんな新聞があるんで、全然そういう圧力を受けていない新聞もあるんですけども、大きな新聞は大体受けているかなと思います。

雑誌もいろいろです。雑誌については、私はあんまり詳しくはわからないけれど、結構自由に報道している大きな媒体もあるかなと思っているところですが、全く自由ではないのではないかととも思います。

○豊山会員 それでは、次の質問に移らせていただきます。

アンケート調査で共謀罪賛成を知らないが30代以下が圧倒的に多いですが、原因としては何が考えられますか。

○高山教授 若い世代ってやっぱり人生経験も少ないし、知識もないんですよね。そうすると何か批判するだけの材料をまだ持っていないと思います。これは、ごくごく一般的な傾向としてそうだと思いますし、自分が若いころを思い出してもそうなんです、とりあえず何かこう自分の足で立って批判的意見を言うほど勉強していないし、経験もないから、大きなところに従っておこうというふうに若い人はなりがちだと思うんですね。それが基本的には原因かと思います。

でも、若い人だって頭はやわらかいし賢いわけだから、ちゃんと情報を与えればきちっと判断ができるはずなんです。前の選挙制度が変わったときに、18歳、19歳が新しく投票できるようになって、高校で主権者教育を受けた18歳の投票率が19歳よりも高かったという調査が、東京都だったかな、出たと思います。ちゃんと情報を与えて教育すれば若い人もきちんとかういうのできるから、大まかな傾向としてはよく知らない、経験がないということでだまされがちなんですけれども、それは若い人がばかだというわけじゃなくて、きちっと情報を与えれば自分で考えて行動できる、望みがあると思います。教育者はもっとそういうところで頑張らなきゃいけないなと思います。

○吉田会員 だから、新聞やらあんまり見ないで、ネット記事やらで見ていると、ネット記事やらに、かなり今までの論調と違うようなものがネットの中に出てきているような気がするんです。その辺、やっぱりあるんですかね、情報の偏り。

○高山教授 トランプ大統領も情報操作しているという批判があるんですけど、日本は顕著でして、お金をもらって変な書き込みをしている人たちがいるんですよ。だけど、それも昔例えばヤフーとかでアカウントが100個ぐらいあった人が削除されているとか、あと最近も人種差別的なことばかりやっているアカウントについて通報を良心的な人たちがやった結果、10万を超えるアカウントが停止になったとか、そういうよい動きもあるので、いつまでも情報操作をしようとする人たちが無制限にのさばっているわけではなくなってきた。少し希望も見えてくる、良心的な意見が勝ち残るようになってきているなというのは思います。だまされていたという人たちは今からでも遅くないので、だまされてたぞということに対して怒りの声を上げてくれるようにもまたさらにこれが進めばいいかなと思います。

○豊山会員 次の質問です。

公文書改ざん事件こそ、共謀罪ではないでしょうか。大阪高検の不起訴は理解しがたいのですが、高山先生の見解を教えてください。財務省の報告書でも明らかではない部分を裁判で解明してほしいと考えているのですが。

○高山教授 犯罪だと思います。虚偽公文書作成罪とか公文書毀棄罪とかの成立要件を満たされていますので、それで、学者の憲法の先生で告発の手続をされている方もいらっしゃいますよね。これは、実質的には犯罪が行われて、それが処罰されていない状態であると理解しています。しかし、警察が何できちっと捜査訴追できていないかという、自分たちも後ろめたいところがあるのでできないという説明がありました。これ、そうなのかなと思うのが、元検察官の先生とかそういうふうにおっしゃっているんで、それはさもありなんという。自分の手が後ろに回っちゃうかもしれないんで言えないということを、元検事だった人がそういうふうに言っているんですけど、きのう聞いた話では、もういろんなところで変な情報操作が行われているので、警察としても非常に困っているということも直接聞いたんで、ちょっと複数の事情があるのかもしれない。しかし、実体としてはこれもう犯罪なんです。これについてもやっぱり市民の声、大事なんだなと思います。世論で動いている部分も少しありますので。おかしい、犯罪を告発するという声はもうちょっと大きくしたほうがいいかなと思います。

実際、無理に処罰させるのはできませんが、今行われているのは、検察審査会への申し立てが予定されているということです。くじ引きで良心的な市民が検察審査会の委員になってくれれば強制起訴に持ち込めるかもしれない。そうすると、犯罪成立条件は満たされていますので、裁判所は有罪にするのではないということも予想されています。

○豊山会員 ありがとうございます。

ちょっと次の質問は長いので、一部朗読させていただきますね。

テロ、テロリズム、テロリストとは何だろう。それは、それを悪とするには前提が要るように思うのですが、テロというのが恐怖政治ということで今も使われていると教えられました。政府やメディアの制限かと思うのですが、凶暴な事件を何でもテロと言い切ってしまうように思いますという御意見をいただいています、恐らく、テロというものが何なのかというその概念を聞きたいというところで、あるいは、テロ対策というのは誰のために必要なのかというところにつながるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○高山教授 ありがとうございます。非常によい、大事な質問なんですね。

テロ対策の国際条約って、主要条約だけでも13条約あるとされていて、しかし、これらができるまでにものすごい長い間議論をしていたんです。その議論の中心点はテロの定義をどうするのかということだったんですね。ですから今できている法律の中で採用されている定義も、一時的なというか、仮にこういう形で合意をしましたというものでしかないんですが、一応、定義がありますのでちょっと紹介をさせていただきます。

日本では、テロ対策について書いてある法律がありますので、さっきのそのテロ資金提供処罰法とか特定秘密保護法にも含まれているんですけども、テロリズムの法律用語の定義が含まれている部分があります。すぐ出てくるかな。その定義は、限定的ではあるんですけども、それなりに説得力がある定義になっていたような。ちょっとお持ちの方いらっしゃったら、かわりに言っていただいて。ああ、出てきました。済みません。

2016年3月に制定された「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」——ドローン規制法のことなんですが——の中のテロリズムの定義は次のようになっております。

「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」という定義がありまして。どうもありがとうございました。

○吉田会員 本来の質問は、テロというものが何なのかというそのそもそもの概念、テロ対策というのは誰のために必要なのかという深いところにあるかとは思いますが、とりあえずのところ、定義としてはドローンのやつと、秘密保護法のところのテロとで、基本同じということでしょうか。

○高山教授 ええ、ほぼ同じ定義がありますね。だから、日本の法律の中でテロリズムが定義されているのは、大体今読み上げたような内容になっています。でもこれは、日本法上そういう定義になっているというだけで、それが確たるものとして普遍的に認められているというわけではないと。

○豊山会員 ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

共謀罪の実施に関して、政権にとっては不都合な立場、立ち位置の高山先生に対して、共謀罪の対象として挙げようとする見せしめのような官邸、政府、権力の監視、圧力が迫っているということは感じられませんか。

○高山教授 私自身に対してはないんですよ。だけど、全ての研究者が私と同じ地位にいるわけではないので、圧力がかかっている人たちもいるとされます。直接、間接に。聞いた話では、各地の大学にいろんな有志の会ができていないですか、安保法制以来。それで、ある大学の有志の会の先生が首になったというお話を聞いたことがあります。私のことを心配してくださる同僚も結構いるんですけども、今のところ安全でして、監視はされていると思うんですが、心理的な圧力となるようなものは来ていないですね。でも、退職された山室信一先生なんかは、ご定年になる前は、嫌がらせの手紙とかも送りつけられているというのをおっしゃっていました。私は今のところなくて、励ましのファンレターばかりがたくさん、ご高齢の方が多いですね。戦争体験、自分で子供のときに体験されているという方からの励ましのお手紙をたくさんいただいています。

政府の仕事も今のところまだ続いて、首がつながっていますので、どっちかという官僚たちが私を守ってくれているなという気がすごいしていますね。

○豊山会員 ありがとうございます。

情報操作に関して、マスコミが真実を伝えられていない件ですが、朝日放送のキャストという夕方の情報番組のメインキャスターの浦川さんが、かなり安倍さんを批判されていたせいか突然降板されました。こういうこと、あってはならないことだと思います。スマホが普及して、みんながカメラ、レコーダーを持っていて怖い時代になったと持っていない私は思います。感想をいただいているんですが、この点についてはどうですか。

○高山教授 何かいろんなケースが報告されていますよね。キャスター降板って何件も言われていますし、ごく最近では、森友事件を報道したNHKの記者さんが左遷されたというのも。実際に左遷人事反対運動も起こったんですけど、結局実行されてしまったそうで、はい。何かこう圧力が働いているようです。これは国連の特別報告者がそういうふうに言っていますし、何ですかね、言うことを聞かないと情報がなくなるとか、そういった形での取引が行われているのかもしれない。単におすし友達とかっていうだけではないと思います。もうちょっと強い圧力がかかっているんじゃないかなと考えています。

ここは本当は、前から言っているところだけど、不明じゃないですか。闇に包まれている部分だけど、本当は何かやっぱり犯罪的なことが行われていると思うんですね。さっき対象犯罪で民間の汚職の話もしたんですが、NHK以外は大体

株式会社なんですね、マスメディアって。で、株式会社ですので会社法の汚職の罪の適用があるんです。会社法上の汚職の罪は共謀罪法の対象犯罪から除外されていますが、実行すればこれは犯罪なんで、それは本当はよく行われていても見つかっていないとか、検挙されていないというだけなんじゃないか、いつかばれる日が来るのではないか。そのためにおかしいというふうに言っていないと。少なくとも刑法学者としては、これは、ちょっと日本は恥ずかしいんで、言わないといけなと思います。というのは、マフィア対策も含めて、諸外国ではそういう経済活動における汚職って、これから厳しく取り締まっていこうという方向になっているんですね、流れとして。それはやっぱり公正な経済取引とか自由というものを大きく害することなんで、公務員だけの問題じゃなくて民間だって公正なやり方をしなければならないときに、お金とか圧力でもってそれを左右するのは民主主義に対する侵害だという、こういう意見が広く強くなってきています。日本は全くそれと逆行している状態なので、おかしいことを外国に向かっても言っていくと、売国奴とかいう批判がよく来たりしますが、諸外国からは御支援をいただいております。

○豊山会員 ありがとうございます。それでは次に行きます。

共謀罪の制定の背景に警察の仕事の拡大ということがあるのがわかりました。安倍首相の目、耳、口を防ぐ平成国家づくりの一環として共謀罪がつくられたという面もあるのでしょうか。

○高山教授 三大悪法と呼ばれているのが、まず特定秘密保護法と安保法制とこの共謀罪法という位置づけですね。で、ほかにも今、議論されているような問題な法律もたくさんあるんですけども、やっぱり憲法とか民主主義の観点から考えると、非常にその3つは重大な問題を含んでいると思います。日本会議を中心とする何というか、基本的人権とかをなくしちゃおうというような勢力の考え方からしますと、そのような立法が本来あるべき姿であって、さっきちょっと出ました改憲草案に出てきているような緊急事態条項ですとか、それ以外の基本的人権の制限、あるいは独裁に結びついていくような地方自治の大幅な削減とか、最高裁の国民審査の10年に一度はやめるとか、緊急事態条項があったら衆議院議員は解散を受けないでずっと国会議員とか、そういうような独裁とそれから基本的人権の否定、で平和主義もやめるというところに方向性として向かって行っているのは明らかだと思います。もう何か抵抗する気力もなくなっている若い人が多いかとは思いますが、誰が何をどうしても、未来社会に責任をとらなくちゃいけないわけですよ、皆さん。なので、もう自分は死んでもいいやというふうに思っていたとしても、ほかの人はそれじゃだめだ、未来の人たちをどうするのかということもやっぱり考えないといけないな、その責任があるなと思います。

○吉田会員 基本はあれですかね。日本の今の状況として、ちょっとそういうことをすごく感じることはあるんですけど、世界的な兆候的なものは何かあるんでしょうか。

○高山教授 世界にも極右勢力がかなり台頭している国が多いんですね。でも、私はそこは主に経済的な理由なんだろうと思います。経済がうまく回っていなくて失業率とかが高い、収入が思うように得られないというときに、難民が大量に来たりすると、そこに矛先が向かっていく。それでネオナチとかそういう極右勢力などが台頭してくるという動きはあるわけですし、またあるいは、犯罪に対してはどんどん厳罰化を求めていったような動きもあるんですけども、結局それって長い目で見ると社会のためになっていないということで。その場の感情でもって外国人排斥してみたり、厳罰化してみたりというのがあるんですけども、それは回り回って経済的にもマイナス効果になってしまいうところがあります。傾向としては少しはそういう顕著な、極端な考え方を持っている人が強い発言力を持っている面もあるんだけど、しかしもっと大きなところで見ると、例えば国際人権水準というのは昔から比べればだんだんちょっとずつ上がってきていますし、そういう意味での国際的な連携はいい面もあるし、ちょっとずつではありますけれどもよい効果ももたらしていると思います。だから、もう何か、日本が孤立してもいいや、蚊帳の外でもいいやと思っている人もいるかもしれませんが、決してそんなことはなくて、外国の仲間と競いながらというか、励まし合いながら進んでいく面も不可欠だと思います。

○豊山会員 ありがとうございます。

ちょっと共謀罪の質問からは外れてしまうんですけど、このたび成立されるであろう司法取引なる熟語は、何か裏取引、闇取引を連想させ印象的にも非常によろしくない言葉ではないのでしょうか。もっといいネーミングはないのでしょうかという質問が来ています。

○高山教授 いろんな用語があって、合意制度とか、いろんな呼び方があるんですけど、一応日本法の今の新しい制度の考え方は、従来非常に検察官が広い処分権を持っていたところで事実上行われていた面もあるんだけど、それを制度として法定したような感じとされていますね。だから取引なんですけど、何といたらいですかね、本当に刑罰権そのものを自由に売買できるというような感じの取引ではなくて、裁判・手続を短くすることで、被疑者・被告人の利益になる面もあるとか、あるいはもともとの検察官の裁量権の範囲でしか行えないという、そういう説明がなされています。しかし、批判ももちろん強いんです。事実の発見がうやむやになってしまうところが可能性としてあるわけですし、それが本来の司法が日本の制度として目指している姿とは異質なのではないかという見方が当然ありますし、またそもそも日本のこれまでの制度の中で検察官の裁量

権が大き過ぎるのではないかということも問題になるわけですね。例えば、差別的な摘発、起訴というのは、ずっと前から行われてきていて、これはもう最高裁まで争ってもほとんど検察官がフリーハンドで好きに決めていいですよみたいな判例が出ているので、それ自体が不当であるということであるとすると、それをもとにつくられている新しい制度もやっぱりおかしいところがあるというふうに言わざるを得ないかなと思います。ネーミングとしては、合意制度ぐらいがいいかなと思うんですが、批判する側からするとやっぱり取引というと正義が弱められてしまう心配があるというのもニュアンスとして含めているのかなと思います。

○豊山会員 ありがとうございます。

それでは次で最後の質問です。

共謀罪が制定されたので、刑法は必要なくなるのではないのでしょうか。刑法は廃止されるのではないのでしょうかというご意見が。いかがですか。

○高山教授 共謀罪も確かにすごく広い範囲なんですけれども、2人以上で合意していないとだめなので、1人のときは刑法です。あともともとの法定刑が一定程度以上、4年以上の自由刑を含んでいないといけませんので、例えば3年の懲役が最高刑であるような犯罪は入っていませんから、名誉毀損罪とか住居侵入罪とかは入らないんですね。だから刑法が要らなくなるということはないのですけれども、でもしかし、実はこの組織的犯罪処罰法ってどんどん広がっているんですよ。だから、もともとはそんなに大きな適用範囲じゃなかったけれども、むしろ組織的犯罪処罰法のほうはテリトリーがだんだん広がってきて、いずれそっちがメインになってくるような類型も出てくるかと思います。例えば、今、日本の刑法では、没収制度っていうのが物の没収しかできないんですね。凶器として使われた物とか、賄賂としてもらった現金とか、そういう物は没収できるんですけれども、銀行口座に入っている預金とか、そういう有体物でないものの没収はできないんですよ。それができるのは、組織的犯罪処罰法なので、今犯罪収益の没収はほぼ組織的犯罪処罰法になってきていて、その範囲がどんどんどんどん広がっているという感じです。むしろそちらのほう为原则化しているような領域もあって、刑法の守備範囲が小っちゃくなっていて、組織的犯罪処罰法のほうがメインになっているところもないわけではありません。

○豊山会員 ありがとうございます。

かなりスムーズにお答えいただいたので、いただいた質問に全てご回答いただくことができたんですが、大丈夫ですか。

○質問者1 済みません。先ほどの話で、日本には諜報機関がないという言い方をされたんですが、確かに法律でこれが諜報機関だと指定されていないかもしれんけど、ただその性格が明確なのは、破防法の関係の公安調査庁がありますし、警察の中の内部機関の公安警察、それは法律上規定はないかもしれんけど、実質

的には物すごい諜報活動をやる、それと自衛隊の情報保全隊、この辺はどうお考えでしょうか。

○高山教授 法的に諜報機関として位置づけられているかどうかという点でしか、実質的には違いがないように思っています。だから、もちろん本来は法律で認められた活動しかできないはずなんですけれども、実際はだめって言われていなければやっているわけですね、いろんなのを。それはそのさっきのGPS裁判でも初めて表に出てきたけど、実際はいろんなことがすごい行われていたというのが、GPSだけじゃなくていろんな面であると思うんで、表立ったアメリカのような諜報機関はないけど、今挙げていただいたような組織はかなり個人情報の収集などを行っていて、公安調査庁は対象が限られているとは思いますが、警察の中の組織はもう対象を限らずにいろいろ集めているのに違いないと思いますし、さっきもちょっと申しましたとおり、警察のOBの方が実際そういうふうにおっしゃっているので、諜報活動は実質的には行われていると、私も理解しております。

○吉田会員 タイムキーパーだった岩佐先生のほうから質問がされてしまいましたが、公安、例えば公安警察とかに関して、青木 理さんという方が本を書いておられて、あれは秘密保護法ができる前に書いたんだけど、今だったら同じ取材ができるだろうかというそういう萎縮効果みたいなことが問題だということがあるのですが、この萎縮効果という問題、かなり問題になってくる。共謀罪を考えた場合、それに対してどう考えていくべきなのかというあたりをお話しいただけますか。

○高山教授 今のところまだ摘発事例というか、強制捜査のケースがないという警察からの答えだったので、まだ実感がわからないかもしれないんですけど、さっきの風営法のように、摘発例が出てしまうとすごく大きな萎縮効果が一挙に発生するのではないかと思います。何かやっぱり実例がないとわからないままになっているというところがあります。京大の中に公安警察の人が入り込んでいて、学生に捕まって「離脱しろ」とかいうLINEでばれたというようなありまして、わからないとわからないまんまになっているけれども、一個出てくるとやっぱりすごく大きな影響が社会的に及ぶというのがあるので、何とかその第一事例が出ないように、今までも頑張ってきていますし、これからも少しでも食いとめるためには反対の声を出していかないといけないなと思います。

改正風営法は、自分たちでとめているつもりだったんですよ、反対運動をしていて。それなのに大阪ではとめられていたけど、警視庁で摘発があってもうすごく私としてはがっかりしているので、もう次の手を打たなければという感じで、

はい。行政訴訟とか検討しているんです、今。

○豊山会員 ありがとうございます。

いろいろ議論が発展していきそうなところなんですけれども、ちょっとお時間もありますので進めさせていただきます。

たくさんの質問をいただいてありがとうございます。全てご回答いただくことができたと思うんですけれども、いただいた質問やご意見は全て今後の参考とさせていただきますのでありがとうございました。

それでは、もう質問タイムもここで終了とさせていただこうと思います。皆さん本当にありがとうございました。

では、司会を諸富先生にお渡しします。お願いします。

○司会 本当に私たち弁護士会の質問だけじゃなくて、会場の皆様の質問にも本当に丁寧に答えていただきまして、本当にありがとうございました。もう一度大きな拍手をお願いいたします。

それでは最後に、当会秘密保護法対策本部本部長代行の吉田 薫より閉会のご挨拶を申し上げます。

○吉田会員 済みません、申しわけない。またちょっとしゃしゃり出てしまいました。

本来は共謀罪の対策本部のほうの秋山先生、こちらにおられる方が全部今回取り仕切っていただいて、準備も全部していただきました。ただちょっと彼とのやりとりの中で、きょうの会議録をちゃんと会務ニュースに書くのをどっちが書くかと言って、それで秋山先生と僕で押しつけ合いになりまして、秋山先生がきっちり書いてもらうんでおまえは前に出て一通り締めろということです。

で、共謀罪の問題と秘密保護法の問題というのは常に交錯して行って、それに集团的自衛権の問題が常に絡んでくる。で、今後、憲法の問題も絡んでくるし、それぞれの持つそれぞれのこの問題点というのをうまく融合させたり、それぞれの中できちっと皆さんに理解をしてもらうように努力をしていかなければならないというふうに思っています。

ことし、今回、共謀罪できて1年、共謀罪のあのときの大騒ぎということはどういうふうにみんなが咀嚼して、どういうふうに引きずっていくのか、通してしもうたら終わりやと言ってうそぶかれた場合というのは今まで何度かあるんですが、我々はしつこくやらなければならないし、それは、我々だけがわいわいやつててもしょうがないし、ここにいてる皆さん方にやっていただかなければならないし、皆さん方だけでもどうしようもないし、結局、先ほど情報についてちゃんとわかればおかしいという話がずっと出てきましたので、それをやる努力をしていく。ついつい、何かちょっとややこしい話をしたら、おまえややこしいやつちゃと思われるかもしれないけれども、いろんなところでやわらかく、かたく、で、

ちょこちょこっという形で自分自身も勉強していったらいいというふうに思っていますので、皆さん方よろしくお願ひしたいと思ひます。

だから、今後6月に共謀罪、12月にまた秘密保護法の関係でいろいろやっ
ていこうと思ひます。去年もやっけていきましたし、そのところで現実に静かに進
行してしまっている可能性のあるものに対して、どう頑張っけていけるか、よく言
われるのはやっぱり戦前の動きとの関係ということでは言われていまして、今回の
共謀罪に関しては、治安維持法ができて二度目の改正、三度目の改正があり最終
形に近い形となったといわれる、三度目の改正よりひどいというふうには言われて
いる部分もあります。というふうには、秘密保護法との関係でも今回、国防保安法
と一緒にぐらゐのときなので、もうかなり戦争に近い時期になってきている部分も
あるのかもしれないし、でもそうでないのかもしれないし、そこらは我々として
もアンテナを張っけてやっけていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

きょうはありがとうございました。

○司会 これをもちまして、「共謀罪法制定から1年～何が問題だったのか、
これから何が問題となるのかを考える市民のつどい～」を閉会いたします。

資料の中にアンケート用紙が入っておりますので、ぜひご協力いただきますよ
うにお願いいたします。

本日は、ご来場いただきありがとうございました。